

特定一般教育訓練給付に係る対象講座の 考え方について

一般教育訓練給付の拡充に関する各種政府決定

「人づくり革命 基本構想」（平成30年6月13日人生100年時代構想会議決定）（抄）

第5章 リカレント教育

リカレント教育は、人づくり革命のみならず、生産性革命を推進するうえでも、鍵となるものである。リカレント教育の受講が職業能力の向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会をつくっていかなければならない。

（教育訓練給付の拡充）

専門実践教育訓練給付（7割助成）について、第4次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を大幅に拡大する。

また、一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を120時間から60時間に緩和する。あわせて、受講者の大幅な増加のための対策を検討する。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）（抄）

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

1. 人づくり革命の実現と拡大

第六に、より長いスパンで個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、何歳になっても学び直し、職場復帰、転職が可能となるリカレント教育を抜本的に拡充する。

（1）人材への投資

④ リカレント教育

（教育訓練給付の拡充）

専門実践教育訓練給付（7割助成）について、第4次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を大幅に拡大する。

また、一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を120時間から60時間に緩和する。あわせて、受講者の大幅な増加のための対策を検討する。

様々な学校で得た単位を積み上げて卒業資格として認める仕組み（単位累積加算制度）の活用を積極的に進める。

「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）（抄）

2. AI時代に対応した人材育成と最適活用

2-1. AI時代に求められる人材の育成・活用

（3）新たに講すべき具体的施策

iii) 産業界におけるAI人材等の育成・活用の拡大

- ・「ITリテラシー」の習得等が促進されるよう、キャリアアップ効果の高い講座を対象に、一般教育訓練給付の給付率を引き上げるなど教育訓練給付の拡充による重点的な支援を行う。

一般教育訓練給付金の概要

趣旨

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの

給付の概要

次の①又は②のいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合であって、支給要件期間（注1）が3年以上（初めてに限り、1年以上）のときに、当該教育訓練に要した費用の20%相当額（上限10万円）の教育訓練給付金が支給される。ただし、当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給した場合は支給されない。

- ① 教育訓練を開始した日に被保険者である者
- ② 教育訓練を開始した日が被保険者でなくなってから1年（適用対象期間の延長（注2）が行われた場合には最大20年）以内にある者

（注1） 教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日前の期間は、支給要件期間には算入されない。

（注2） 被保険者でなくなってから1年以内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合、教育訓練給付の対象となり得る期間にその受講を開始できない日数（最大19年間））を加算することができるというもの。

（支給実績）

	受給者数（人）	（前年度比）	平均支給額（円）		支給金額（千円）	（前年度比）
				（前年度比）		
平成25年度	135,944	4.4	34,126円	△ 2.8	4,639,246	1.5
平成26年度	121,056	△11.0	37,072円	8.6	4,487,765	△ 3.3
平成27年度	120,117	△0.8	36,963円	△ 0.3	4,439,910	△ 1.1
平成28年度	111,790	△6.9	37,838円	2.4	4,229,898	△4.7
平成29年度	99,978	△10.6	38,084円	0.7	3,807,560	△10.0

（注1）支給金額は業務統計値である。

一般教育訓練給付の対象講座の指定基準(概要)

○訓練内容等

- ① 公的職業資格(※1)又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの。
- ② ①に準じ、訓練効果の客観的な測定が可能であるもの(※2。主に、いわゆる民間資格の取得を目標とする講座を想定。)
※趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練は除く。

○訓練期間等

- ① 通学制:訓練期間が1ヶ月以上1年以内かつ訓練時間が50時間以上

- ② 通信制:訓練期間が3ヶ月以上1年以内

※ただし、大学院修士・博士課程や、当該教育訓練の修了により公的職業資格を取得等できる課程等については、3年以内かつ下限を適用しない。

○訓練実績

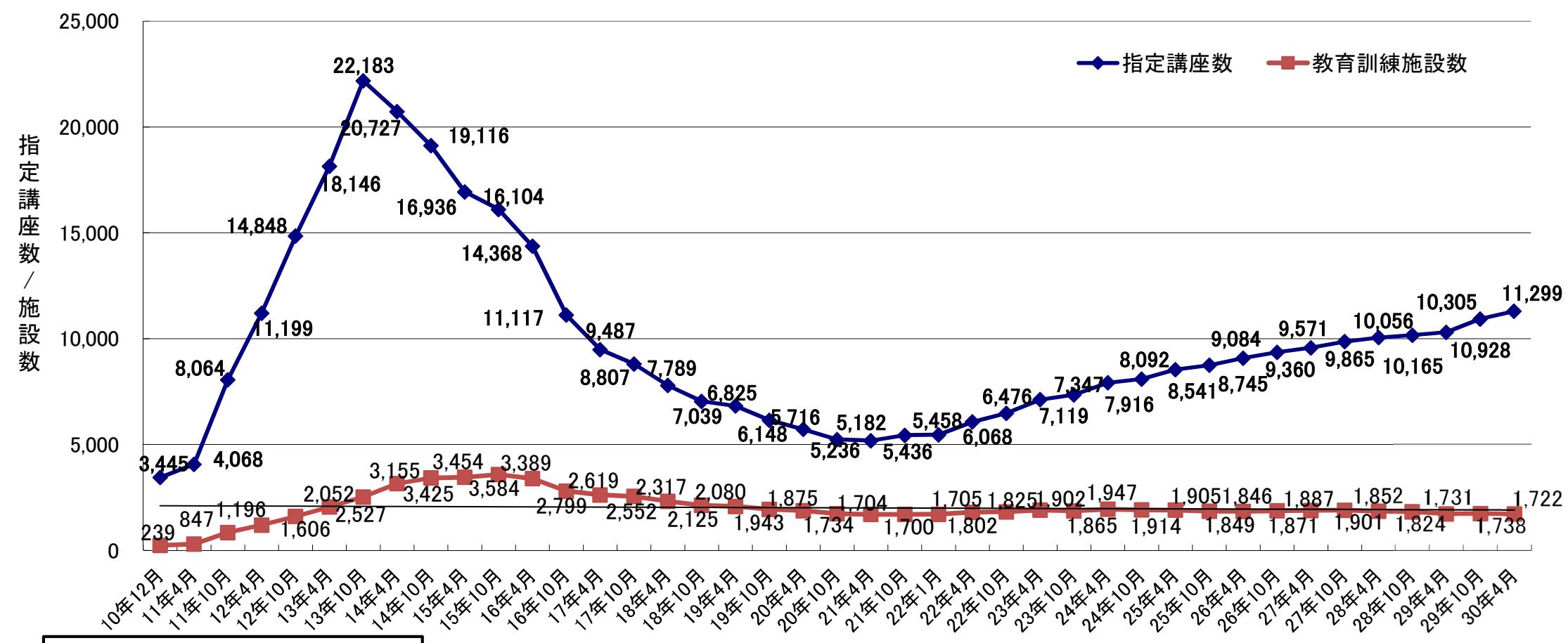
- ① 訓練内容、目標及び修了認定基準等が明確に設定されていること。
- ② 最近の年度において、同じ課程の教育訓練の実施実績があること。
- ③ 目標資格等に係る受験等の状況及びその結果等の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められること。(目標資格の資格試験等の受験率が50%以上、合格率が受験者全体の平均合格率の80%以上)

(※1)資格又は試験であって国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するもの。

(※2)訓練効果の客観的な測定

訓練効果の客観的な測定が可能であり、受講修了者の知識・技能の習得度の客観的把握を適切に行い得る評価制度が設けられていること。当該評価制度の公開性、実績、規模を考慮。

一般教育訓練給付の対象講座数の推移



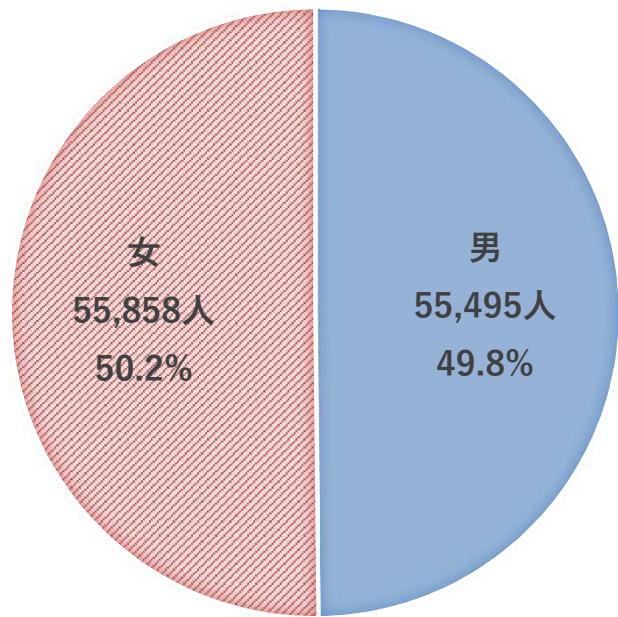
指定基準等の主な変更点

- 平成11年6月
- 平成13年9月～平成13年11月
- 平成14年11月
- 平成15年11月
- 平成18年4月
- 平成21年4月

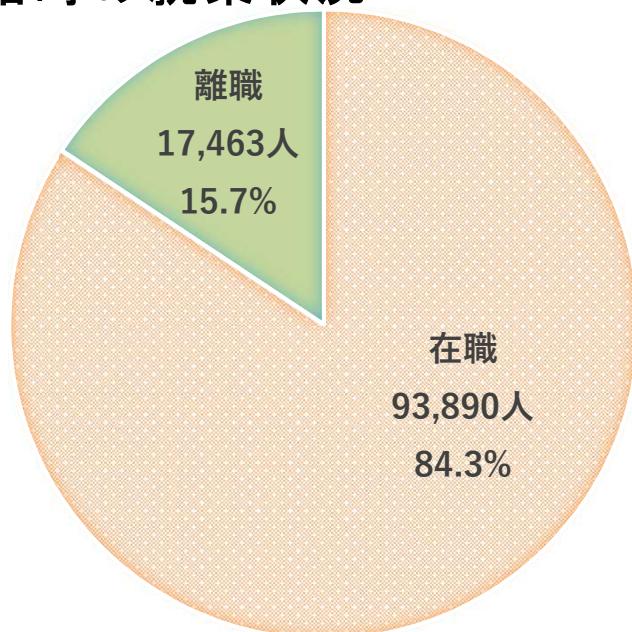
指定基準改正: 大学院修士課程(夜間、通信課程)を指定対象に追加
 講座内容の見直し: 高等教育普通課程以上の内容を指定対象に
 大学院課程の指定範囲拡大: 夜間開講要件の撤廃等
 英語講座見直し: 英検準2級、TOEIC470点以上→準1級、TOEIC650点以上へ
 OA関係講座見直し: MOS(マイクロソフトオフィススペシャリスト)一般→上級以上へ
 指定基準改正: 販売活動の適正化、受講料設定の適正化、目標資格の受験状況、結果の把握
 語学講座見直し: 英語以外の語学講座→英検2級相当以上へ
 指定基準改正: 公的職業資格について基準の緩和(下限の撤廃、上限2年→3年)

一般教育訓練給付の受給者の属性

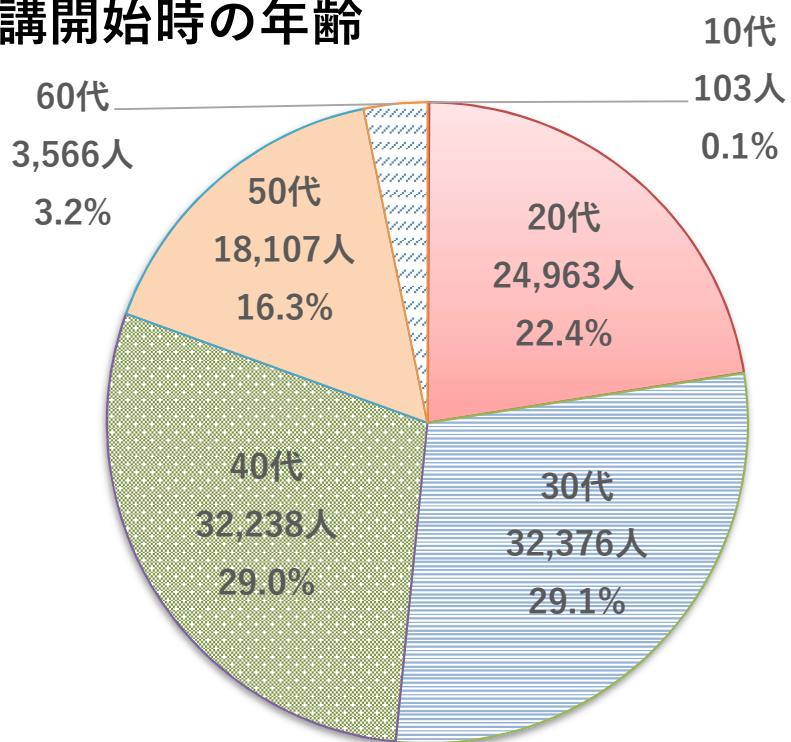
性別



受講開始時の就業状況



受講開始時の年齢

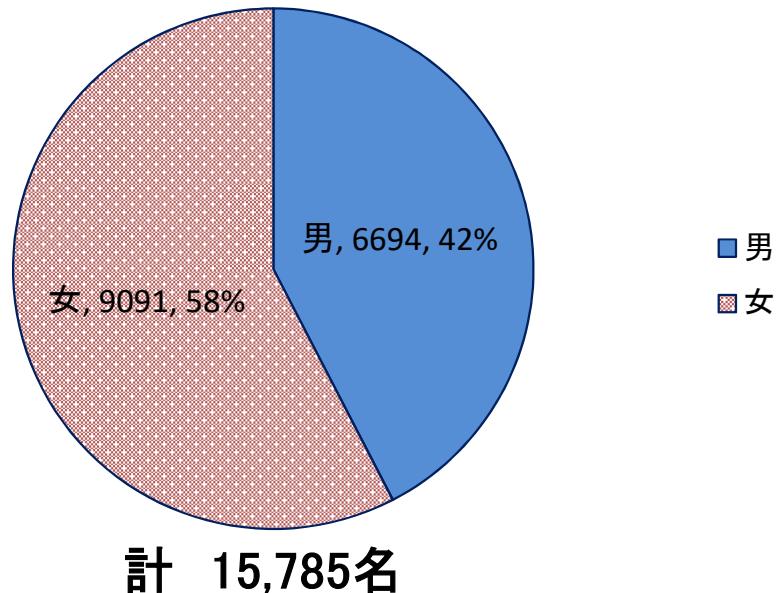


出典：雇用保険業務統計値より作成（一般教育訓練を平成28年度に修了し、一般教育訓練給付を受給した者111,353名について厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において分析を実施）

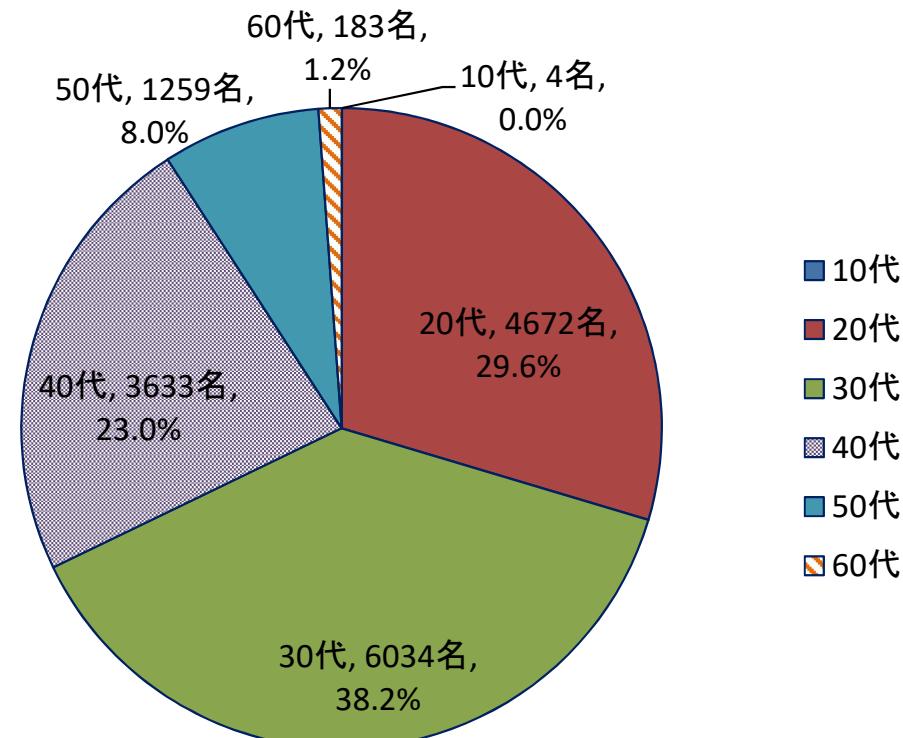
(参考)専門実践教育訓練給付の受給者の属性

〈再掲:第7回労働政策審議会人材開発分科会資料2-3 4. 専門実践教育訓練の受講・受給状況〉

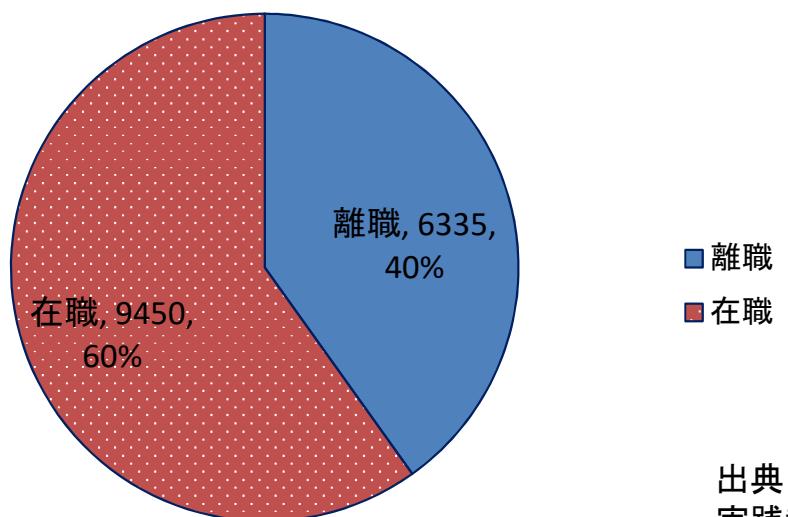
性別



受講開始時の年齢



受講開始時の就業状況



出典:雇用保険業務統計値より作成(制度創設時～平成29年9月末時点までに専門実践教育訓練給付を受給した者15,785名について厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において分析を実施)

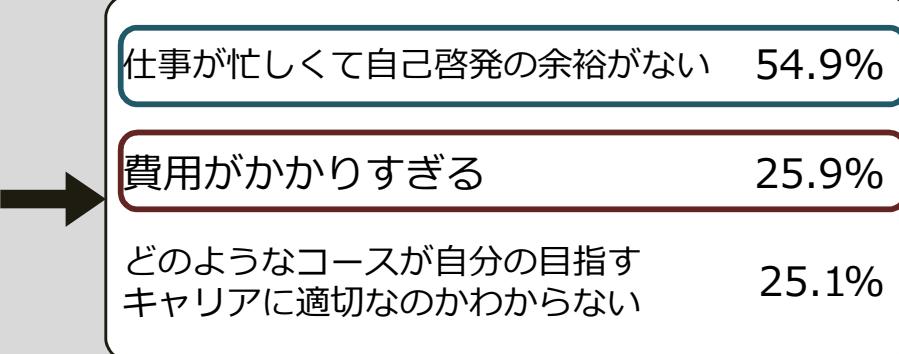
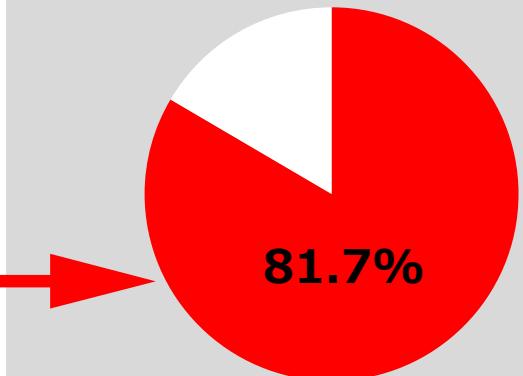
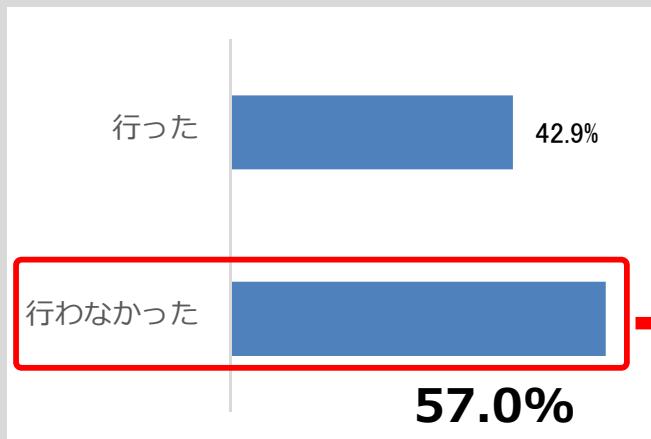
「個人による主体的な学び直しの支援」の拡充の必要性

自己啓発（※）を行った者の割合

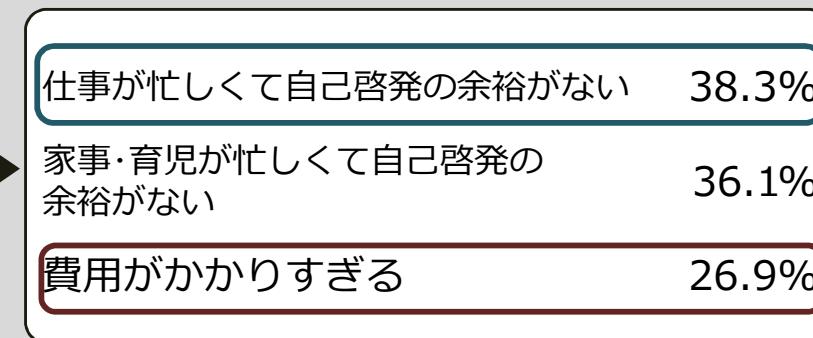
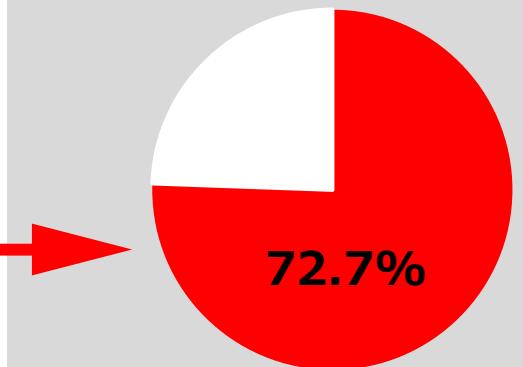
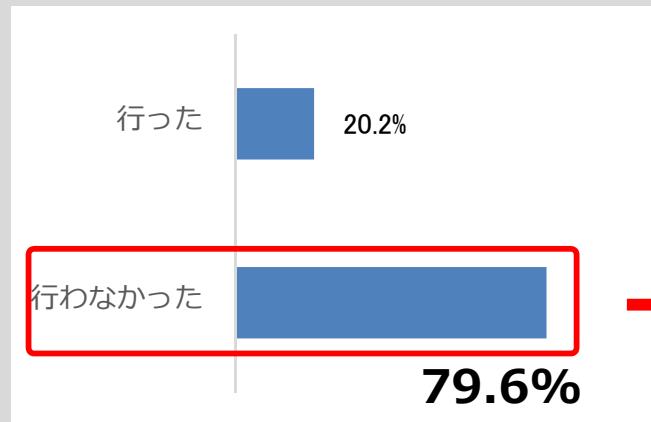
自己啓発を行わなかった者の中、「自己啓発に問題を感じる」者の割合

具体的な問題点（上位）（※複数回答）

正社員



正社員以外



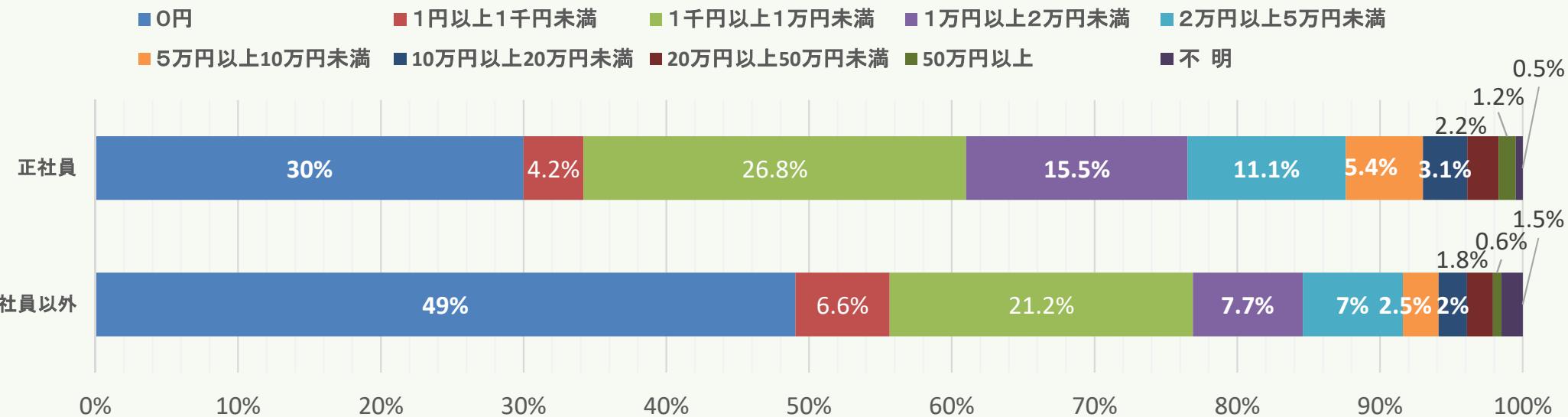
※出典：平成29年度「能力開発基本調査」（厚生労働省）

※自己啓発：労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動。
(職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含まない)

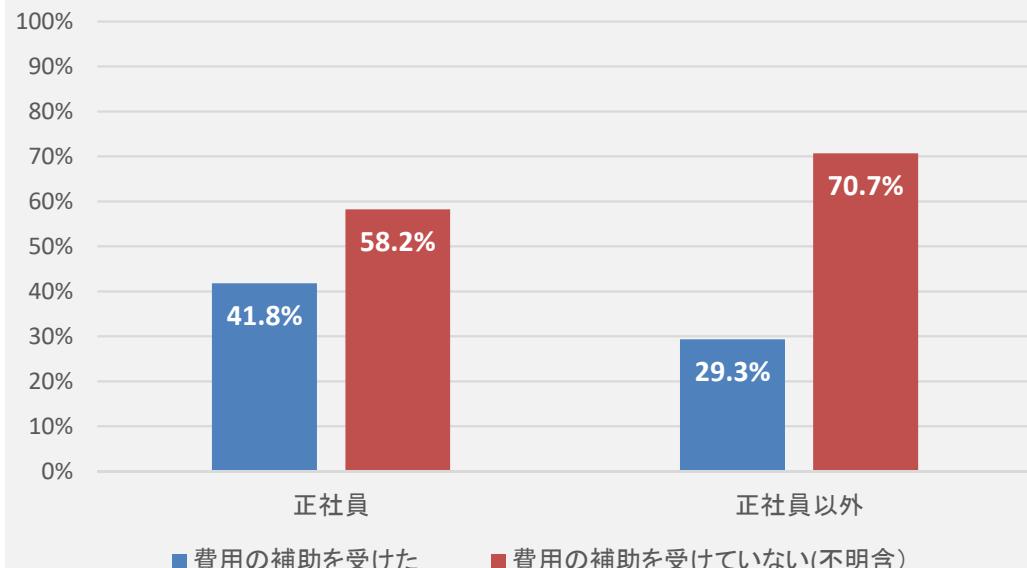
自己啓発のうち自己負担や企業負担①

個人調査

自己啓発を行った者の費用負担額

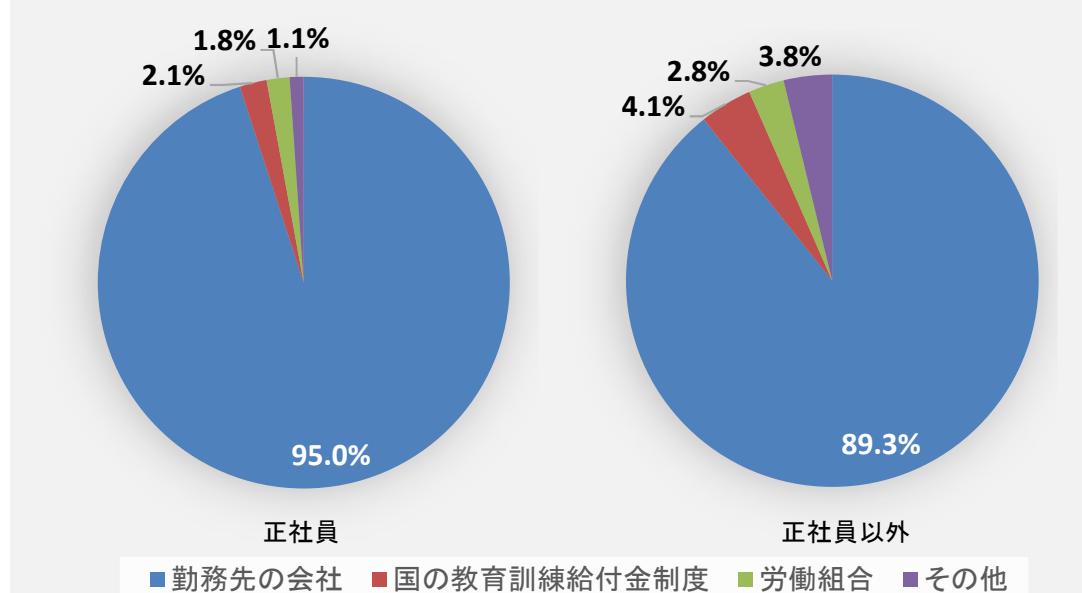


自己啓発にかかった費用の補助の有無



※出典：平成29年度「能力開発基本調査」（厚生労働省）

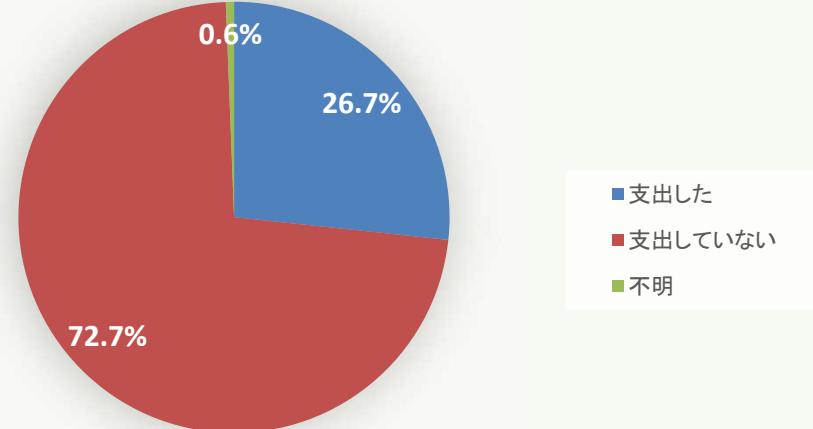
自己啓発にかかった費用の補助があった者における補助主体



自己啓発のうち自己負担や企業負担②

企業調査

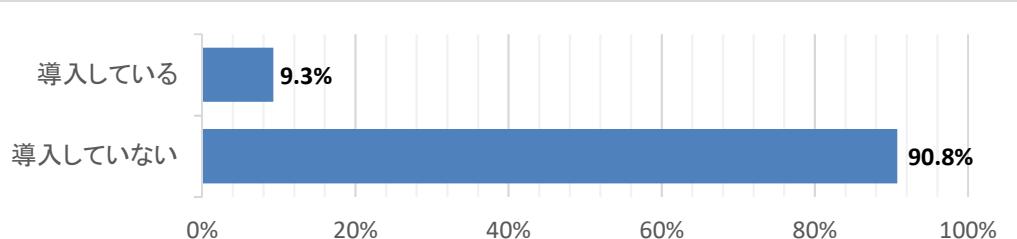
個人の自己啓発支援に対する支出の有無



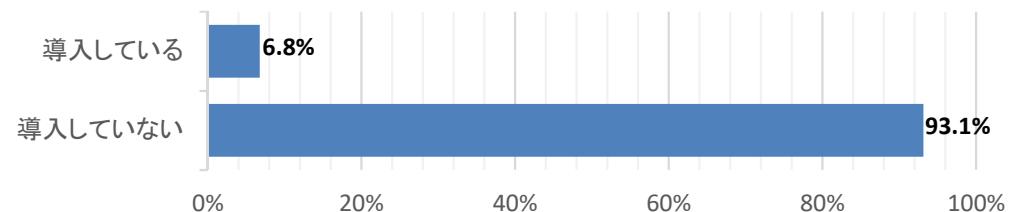
自己啓発支援に支出した費用

1社当たり平均額	140.1万円
労働者1人当たり平均額	0.4万円

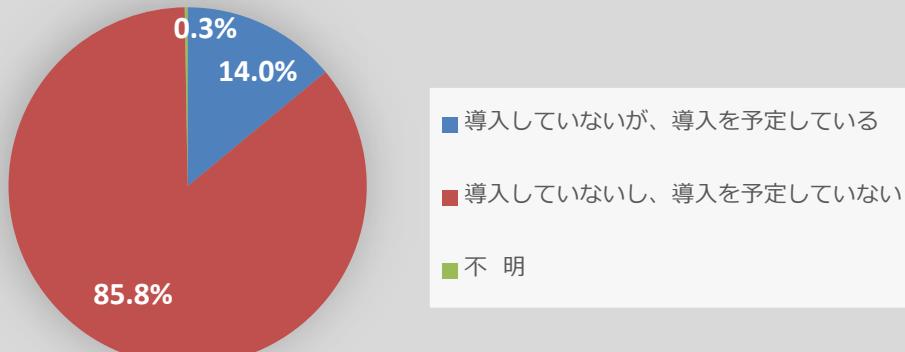
教育訓練休暇制度の導入



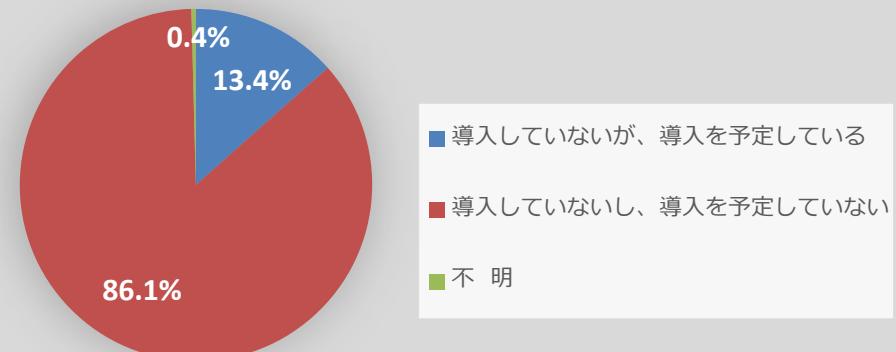
教育訓練短時間勤務制度の導入



教育訓練休暇制度未導入企業における今後の導入予定



教育訓練短時間勤務制度未導入企業における今後の導入予定

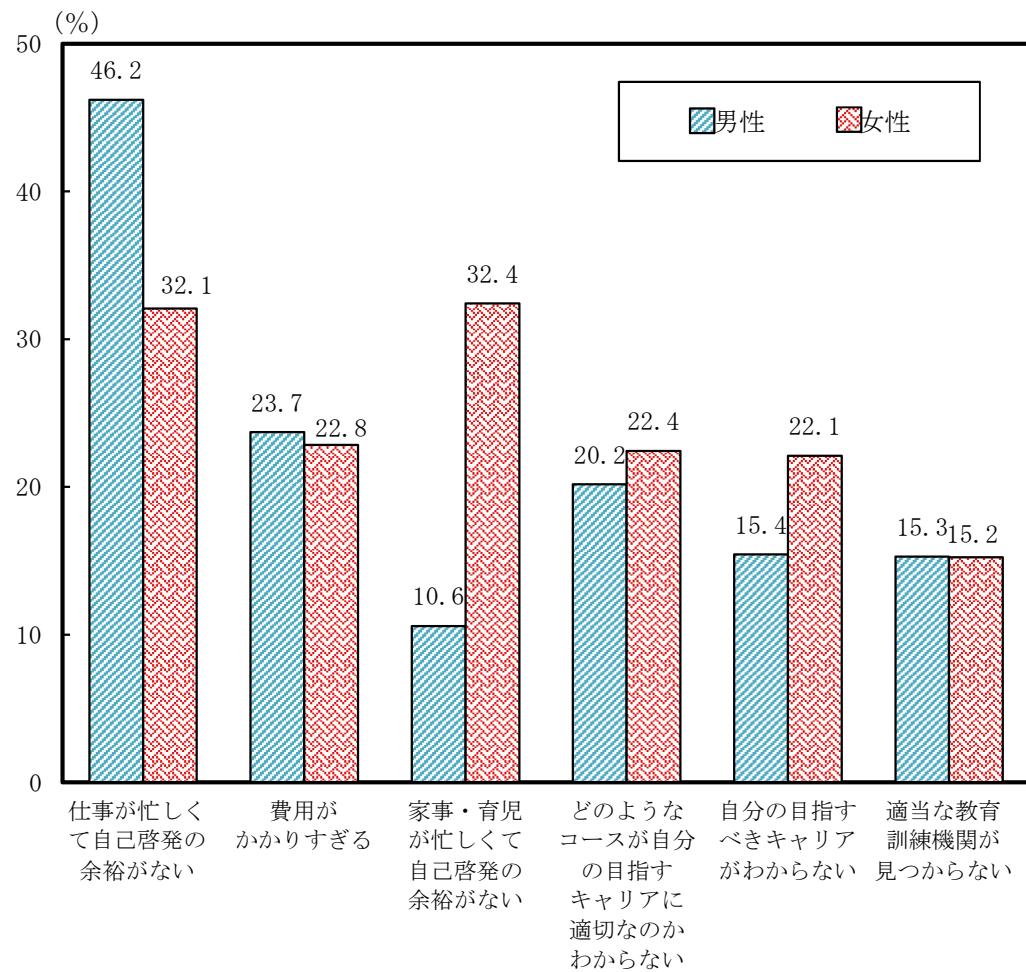


出典：平成29年度「能力開発基本調査」（厚生労働省）

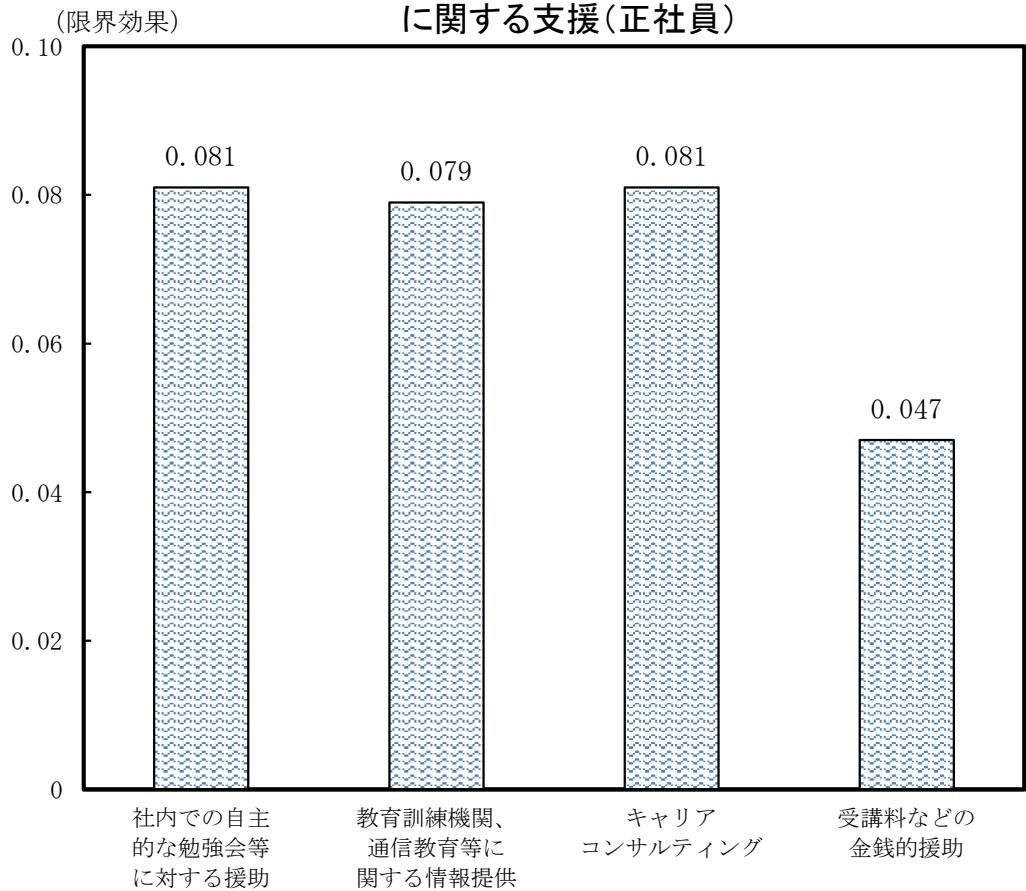
—自己啓発実施に向けた課題や自己啓発の実施促進につながる取組—

- 自己啓発を実施する上で、時間の確保や費用の高さに加えて、女性では家事・育児の忙しさが課題となっている。
- 自己啓発の実施促進に向けては、金銭的な援助だけでなく、教育訓練機関等の情報提供やキャリアコンサルティングを行うことが、有効な取組となる可能性が示唆される。

自己啓発非実施者が抱えている課題



自己啓発の実施促進につながる可能性がある能力開発に関する支援(正社員)



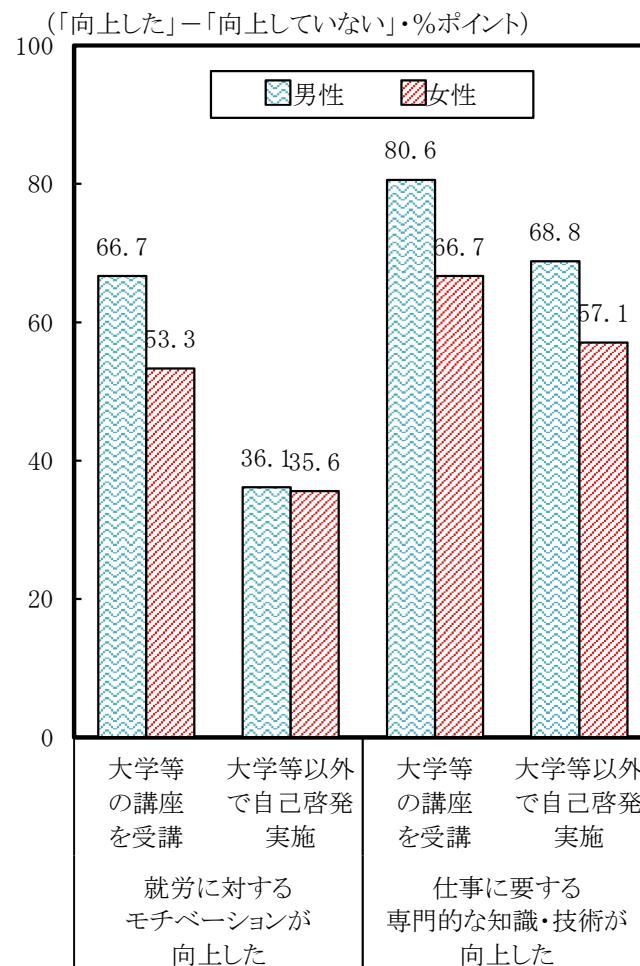
資料出所 厚生労働省「平成28年度能力開発基本調査」より作成

(注) 右図は、労働者の自己啓発の実施の有無を被説明変数としたプロビット推計の限界効果を表している。なお、すべて5%水準で統計的に有意。ここで、限界効果とは、被説明変数に対する説明変数の影響度合いを示しており、例えば、「キャリアコンサルティング」を行っている事業所は、行っていない事業所と比べて自己啓発の実施が0.081 (=8.1%) 高まることを示している。

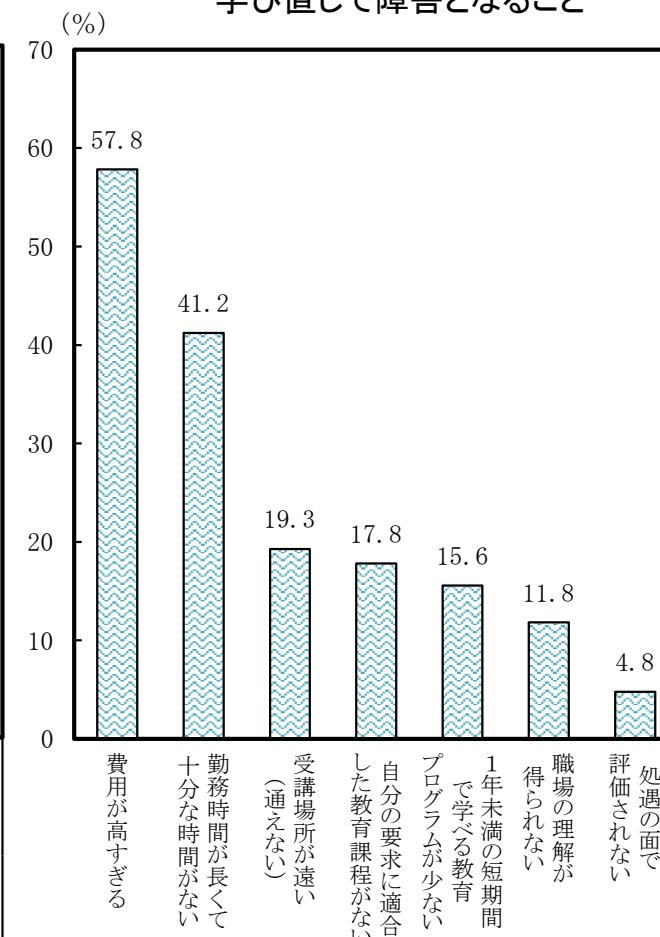
一高等教育機関の活用状況と課題一

- 大学等での学び直しは、仕事に必要な能力の向上や就労に対するモチベーションの向上に効果がある。
- 学び直しの課題として勤務時間の長さ等が挙げられ、夜間・休日開講など柔軟な教育の提供が求められる。

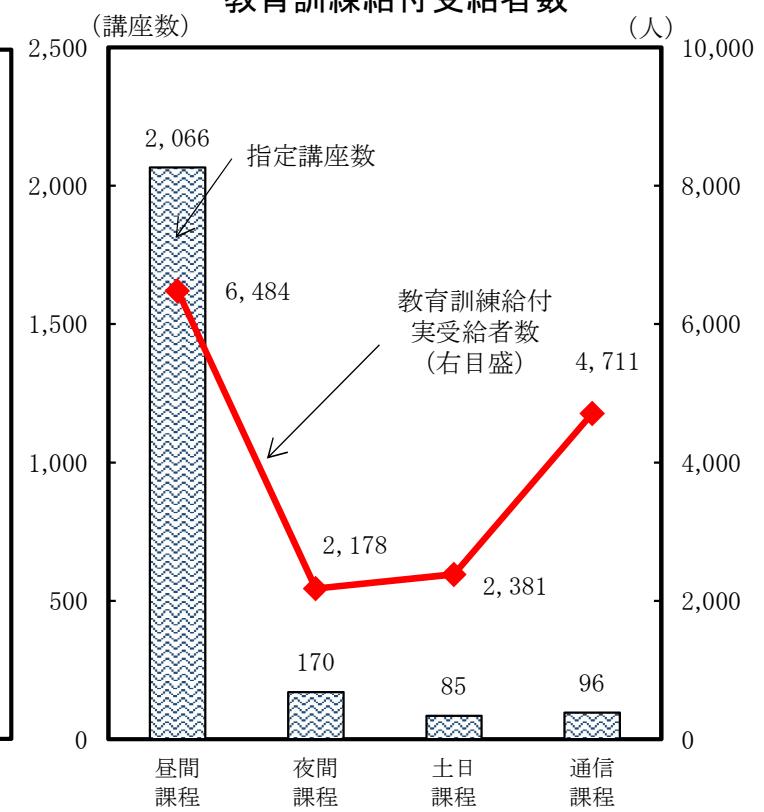
大学等の講座受講の効果(正社員)



社会人教育未経験者が大学等での学び直しで障害となること



専門実践教育訓練の講座数・教育訓練給付受給者数



資料出所 (独)労働政策研究・研修機構「多様な働き方の進展と人材マネジメントの在り方に関する調査」(2018年) (左図)、イノベーション・デザイン&テクノロジーズ(株)「社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究」(2015年度) (中図)、厚生労働省「教育訓練給付制度厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」「雇用保険業務データ」(右図)より作成

(注) 1) 左図は、5年前と比較した自己啓発による効果を、大学・大学院の講座の受講の有無別でみたもの。

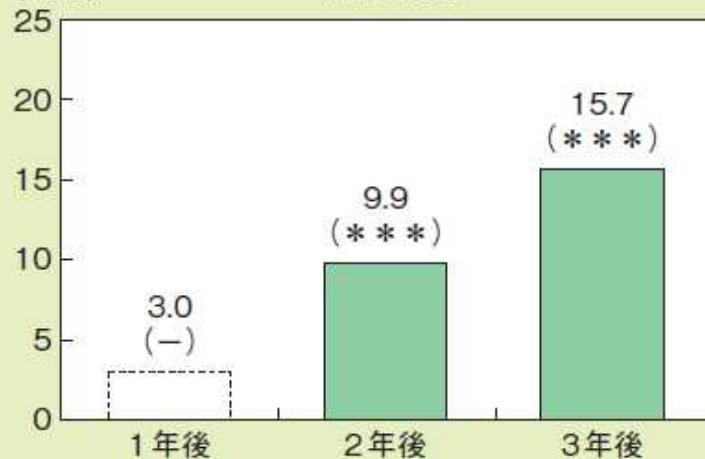
2) 右図は、2017年の数値であり、「専門実践教育訓練」は、中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定した教育訓練を指す。

自己啓発の効果について①

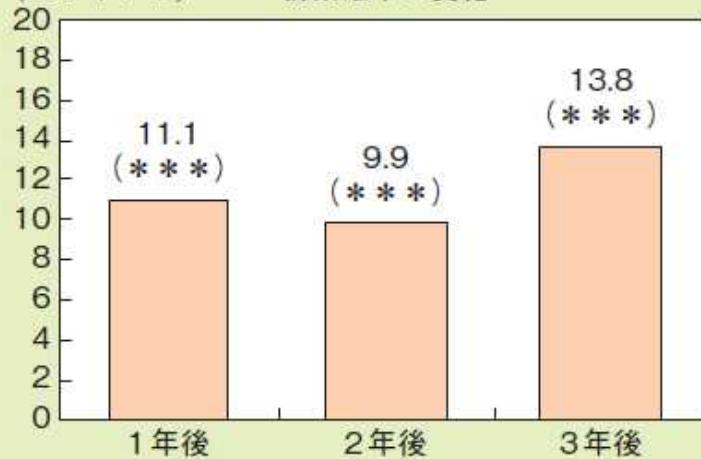
○自己啓発は将来的な年収の増加や就業確率の上昇等に繋がる。

(1) 自己啓発が年収と就業確率、専門性の高い職業に就く確率に与える影響

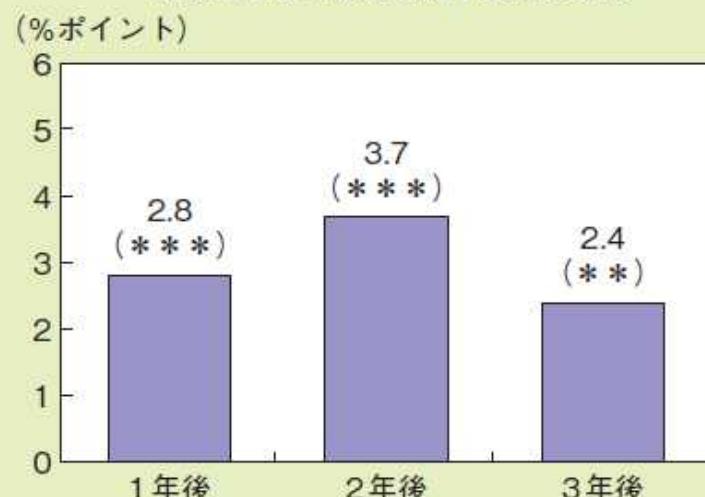
(万円) 年収の変化



(%ポイント) 就業確率の変化



専門性の高い職業に就く確率の変化

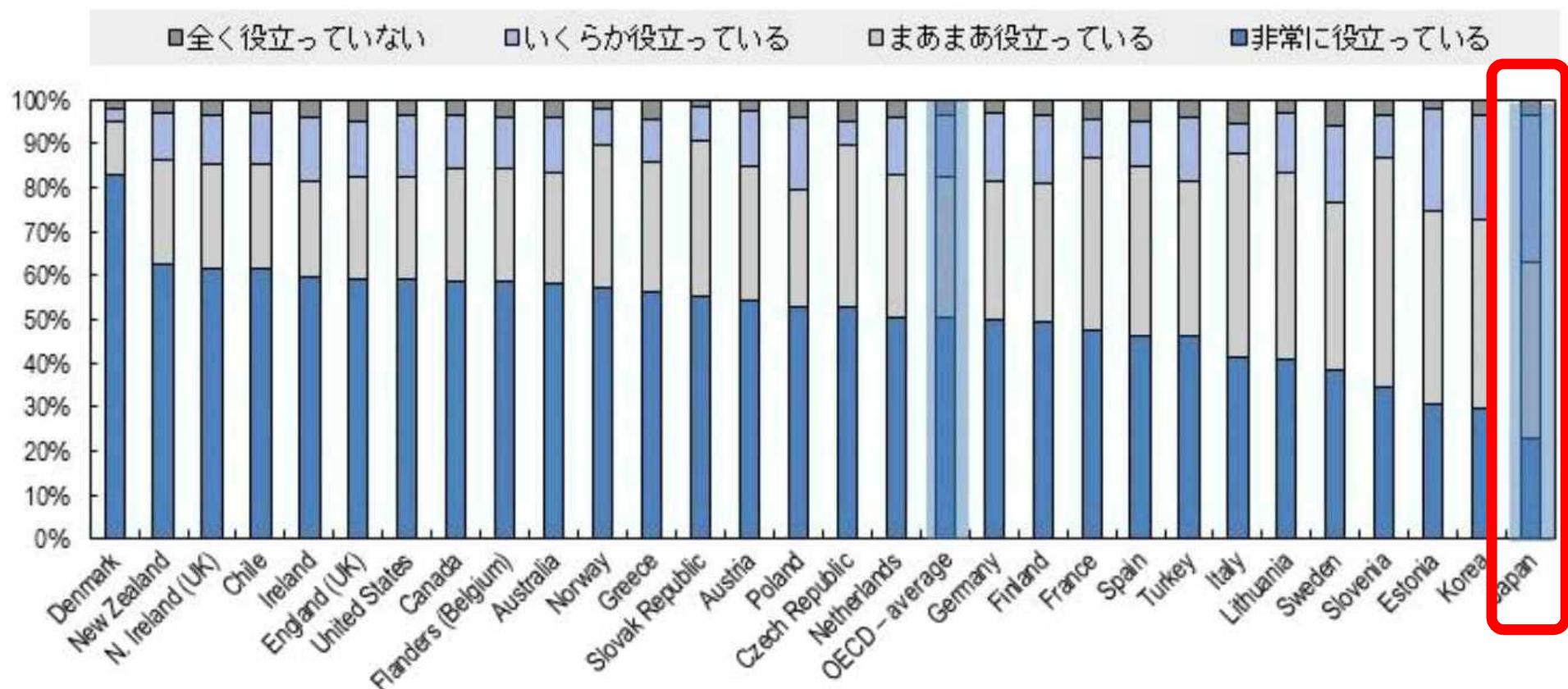


自己啓発の効果について②

○国際的に見ると、「生涯学習の向上によって（潜在的な）労働者のスキルアップや技能再教育を助け、近年の人口縮小傾向を背景に、技能を有する人口を最大限に生かす余地があることを示唆」しているともいえる。

教育や訓練が自身の仕事に役立っていると感じた労働者の割合（2012年、2015年）

仕事関連の理由から正規または非正規の教育や訓練を受けている 25～65 歳



Source: OECD calculations based on OECD (2017) Survey of Adults Skills database (PIAAC) (2012, 2015), www.oecd.org/skills/piaac/.

自己啓発の課題と教育訓練給付を含む支援施策の関係構造

- 能力開発基本調査（個人調査）に基づく、自己啓発の実施状況を見ると、正社員でも「行った者」の割合が半数に満たない（42.9%）など、総じて低調。OECDのレビューにおいても、日本の生涯学習への参加率は低く、成人の学ぶ意欲は、調査参加国中で最下位に近いことなどを指摘。（Education Policy in Japan Building Bridges towards 2030 (OECD(2018)))）
- 一方で、自己啓発を行った社会人は、2～3年後の年収に有意な効果をもたらしたり、就職できる確率を増加させるとの調査分析も存在。（平成30年度年次経済財政報告（内閣府）P178、「慶應義塾家計パネル調査（2005～2016年）」を利用）
- 教育訓練給付制度については、在職者・離職者の主体的なキャリア形成に向け、特に、一定程度以上の期間・受講料負担の教育訓練機会の活用に係る経済負担軽減や、教育訓練機会そのものを提供する等の役割が期待される。

自己啓発普及の主な課題

①時間的制約

「仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない」57.5%、「休暇取得等が会社の都合でできない」11.8%等

②経済的制約

「費用がかかりすぎる」28.0%等

③教育訓練そのものの制約

「適当な教育訓練機関が見つからない」16.0%等

④情報の制約

「コース等の情報が得にくい」11.5%等

⑤効果認識の制約

「コース受講等の効果が定かでない」「目指すべきキャリアがわからない」18.9%等

教育訓練機会の期間・時間数、経済負担の大きさの程度

右記以外のもの

一定規模の期間・受講料負担のもの

特に長期・本格的なもの

教育訓練休暇制度導入企業に対する支援（人材開発支援助成金）

一般教育訓練給付による支援

一般教育訓練給付の拡充による、就職・キャリアアップ効果の高い講座受講に対する支援

長期教育訓練休暇制度導入企業に対する支援（人材開発支援助成金）

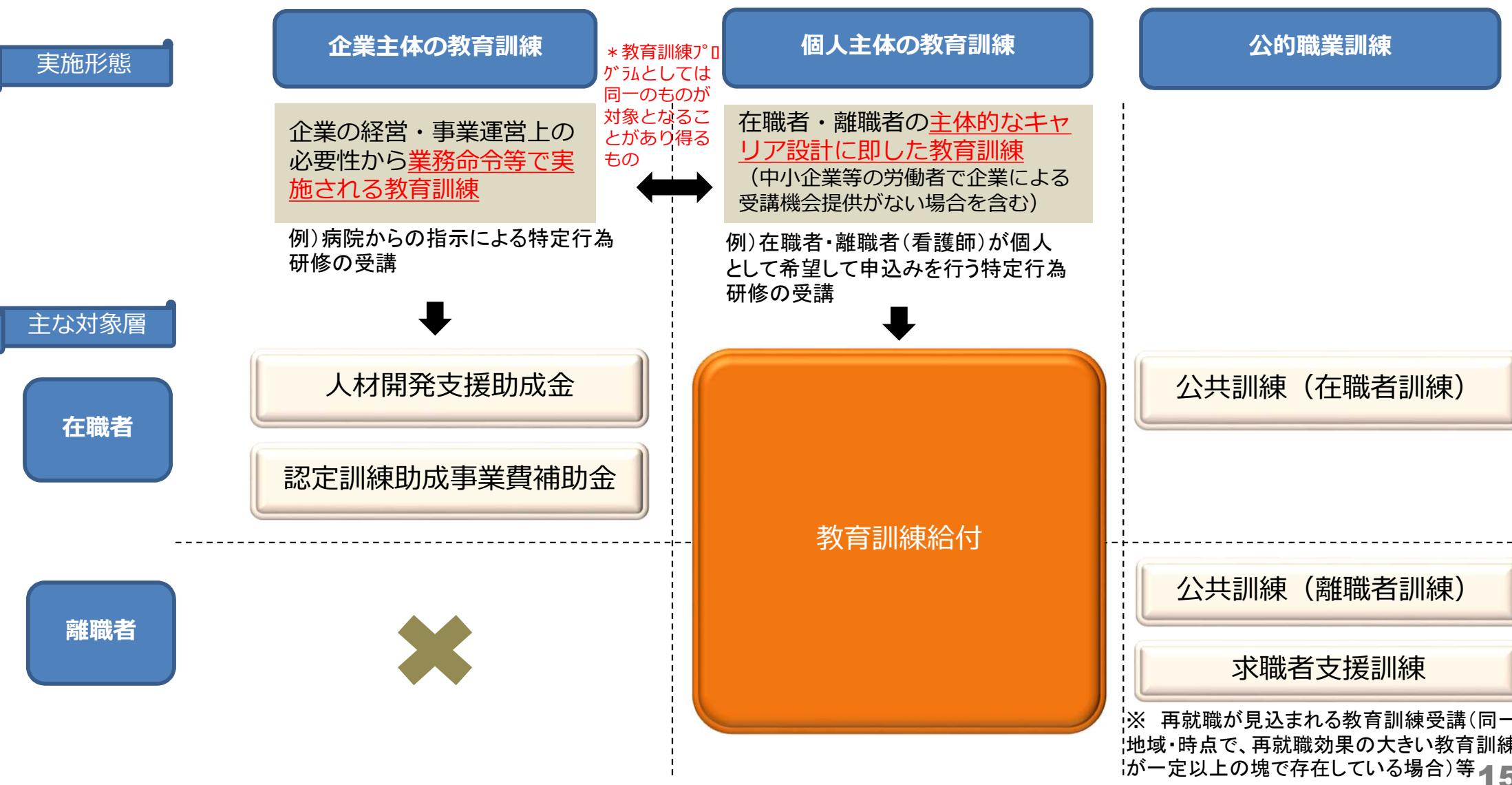
専門実践教育訓練給付の対象講座の拡充による、中長期キャリア形成に資し、特に長期・高額の講座受講に対する支援

教育訓練給付対象講座に係る情報発信、同講座をはじめとする自己啓発の効果（具体的な事例を含む）等に関する効果的な広報

訓練前キャリコン、セルフキャリアドックの普及等による学び直しの意義に関する啓発、キャリアアップに結びつけるための助言等の支援

対象層・実施主体別の人材開発施策の関係構造

- 人材開発施策は、在職者、離職者と言った対象層の特性と、企業、個人、公共と言った実施主体に応じた制度設計がなされている。
- この中で、教育訓練給付制度は、「在職者自身のキャリア設計に即した教育訓練受講」と、「離職者の再就職に結びつく教育訓練受講」等の役割を担うもの。
- 関連する、企業主体の教育訓練、公的職業訓練との役割分担、制度設計上の運動（特に企業主体の教育訓練とは共通の教育訓練を対象に位置付けることで、企業、個人両方のニーズに応えられるようにする必要）を図ることが、目的・役割発揮上ふさわしいもの。



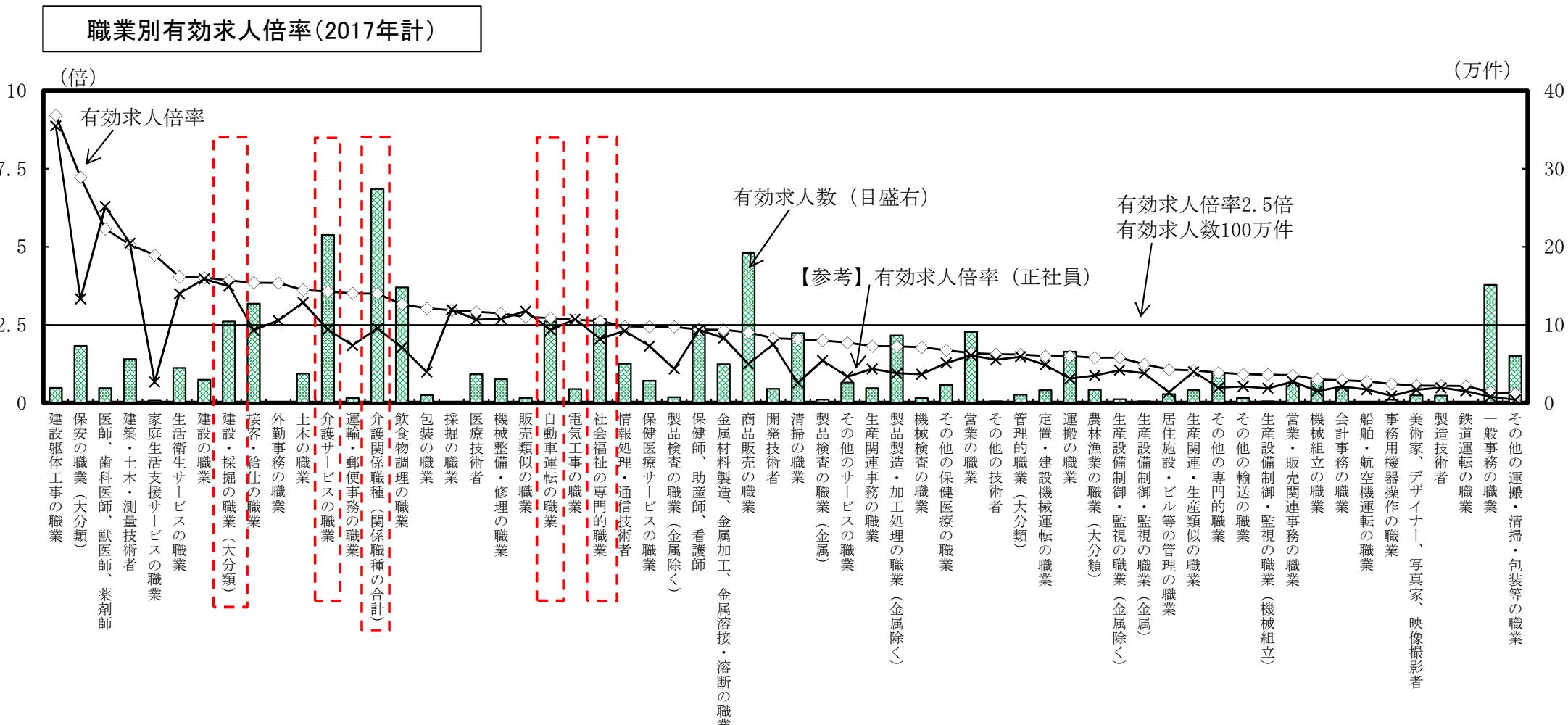
人手不足の現状と見通しについて

職業別有効求人倍率

- 職業のうち、年平均の「有効求人倍率が2.5倍を超える」「有効求人数が10万件以上」という2つの条件を満たすものとして、「建設・採掘の職業」、「介護関係職種」、「自動車運転の職業」、「社会福祉の専門的職業」などで高い。

- これらの職業は、産業別では、主に「建設業」、「介護分野」、「運輸業」などに該当する。

(※) 「介護関係職種」は、「介護サービス」、「社会福祉の専門的職業」の一部及び「家庭生活支援サービスの職業」の一部を合計したもの。



(備考) 1. 厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。

2. 職業別の有効求人倍率は、常用労働者に限る。

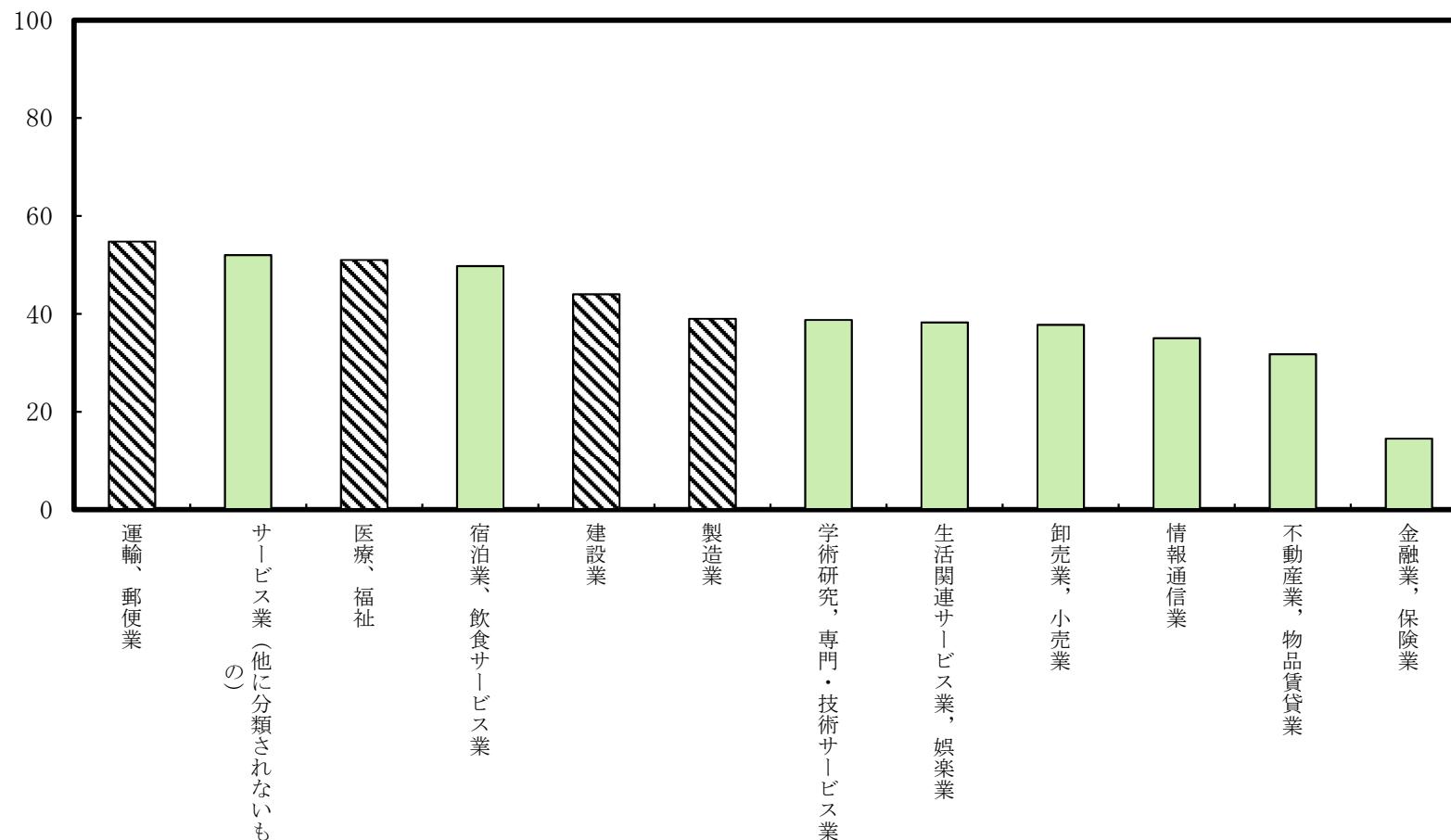
産業別企業の人手不足の現状(雇用判断DI)

- 産業別に雇用判断DI（「人が不足している企業の割合」から「人が過剰な企業の割合」を引いたもの）をみると、特に運輸業、医療、福祉業、建設業、製造業において不足感が強い。

産業别人手不足感(2017年)

(「過剰」 - 「不足」, DI)

(%)



(備考) 厚生労働省「労働経済動向調査」により作成。

求人・求職の状況、就業者数(2017年)

有効求人倍率	3.92倍
有効求人数	1,253,716人
有効求職者数	319,787人
就業者数	302万人 (建設・採掘従事者) ※技能実習生 36,589人(2017年10月末時点) ※外国人建設就労者受入事業による受入者数 2,299人(2017年10月末時点)

人手不足の原因・特徴

- 建設業就業者の高齢化が進行
- 休日が少ない

【参考データ(建設業)】

離職率	: 7.5%	(産業全体 14.9%)
賃金	: <u>323.0千円</u>	(産業全体 333.8千円)
55歳以上の者の割合	: <u>34.1%</u>	(産業全体 29.7%)
月当たりの総労働時間	: <u>187時間</u>	(産業全体 178時間)
非正規雇用者数の割合	: 17.4%	(産業全体 37.2%)
年休100日以上の企業割合	: <u>62.8%</u>	(産業全体 79.2%)

(備考)

- 1 離職率は2016年時点の値。その他は2017年時点の値(以下同じ)。
- 2)賃金及び月当たりの総労働時間は、建設現場で直接建設作業に従事する労働者(生産労働者)に限っている。

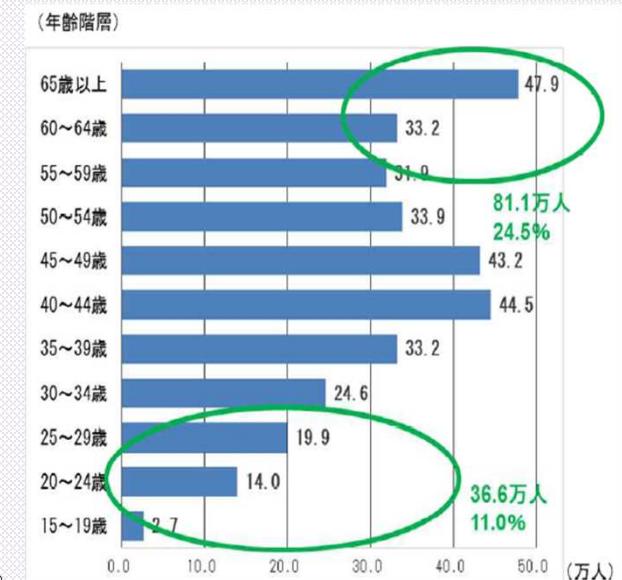
市場の動向

- 社会資本の老朽化の進展が加速し、昭和39年の東京オリンピック以降に整備された首都高速1号線等、高度成長期以降に整備したインフラが今後一斉に老朽化し、今後20年間で、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる見込み。

- 建設技能労働者数は、高齢化が進行し、高齢者が大量離職する見通し。中長期的な担い手確保の必要性。

《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

	H25年3月	H35年3月	H45年3月
道路橋 [約40万橋 (橋長2m以上の橋約70万のうち)]	約18%	約43%	約67%
トンネル [約1万本]	約20%	約34%	約50%
河川管理施設 (水門等) [約1万施設]	約25%	約43%	約64%
下水道管きよ [総延長:約45万km]	約2%	約9%	約24%
港湾岸壁 [約5千施設 (水深-4.5m以深)]	約8%	約32%	約58%



(出所) 国土交通省「国土交通白書 2017」(2017年)、総務省「労働力調査」より国交省作成。

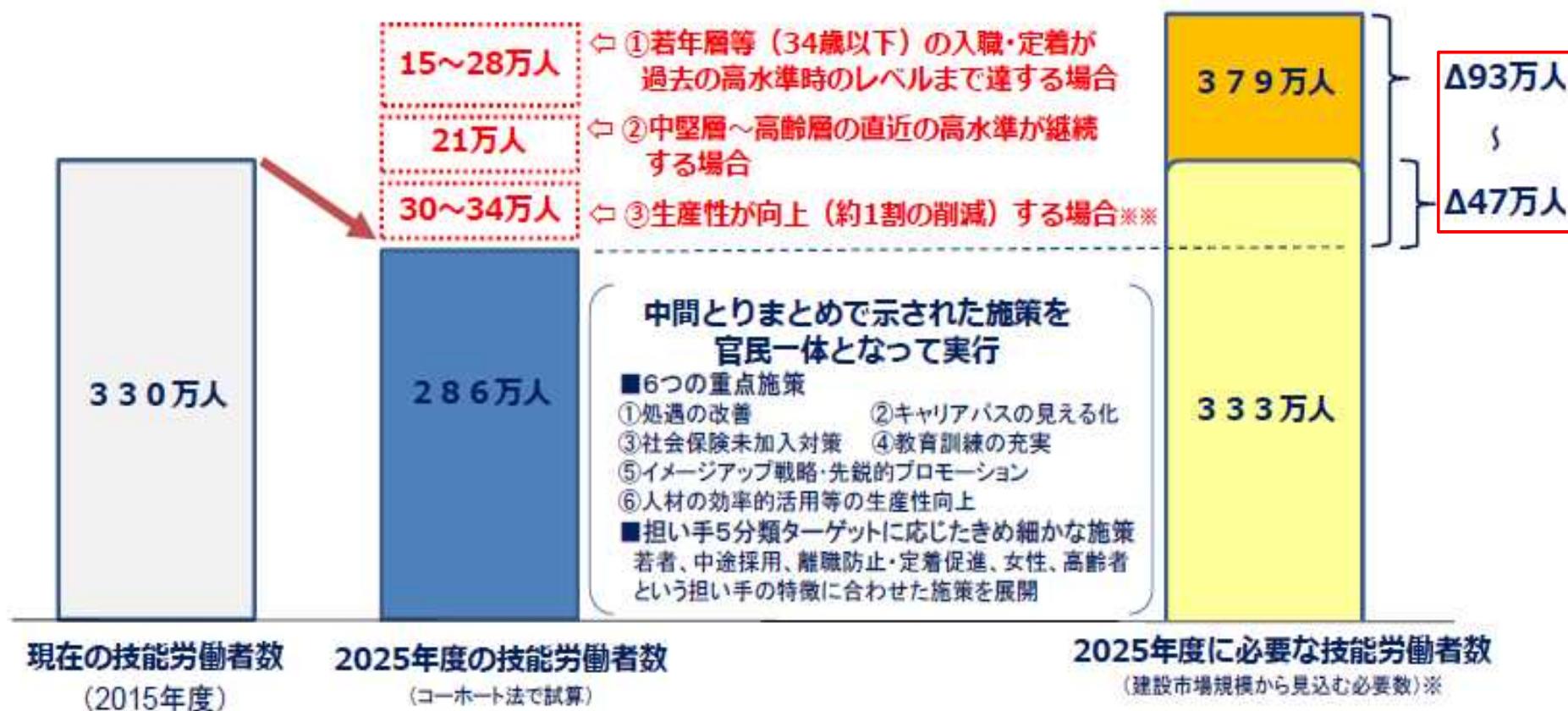
労働需給の推計(2015年→2025年)

国土交通省「平成28年審議第7回中央建設業審議会
基本問題小委員会資料」より作成

2回資料

2025年における技能労働者の需給ギャップ 47～93万人

需要見込み 333～379万人
労働供給見込み数 286万人



※ 建設市場規模の推計は、内閣府の経済成長率（ベースラインケース）を用いた単純推計による試算と、建設経済研究所による将来予測値とを使用

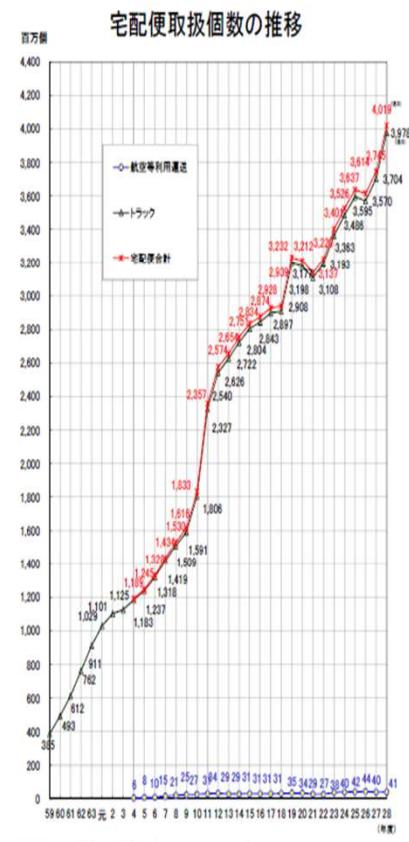
※※ 生産性向上の効果は、他産業との給与水準の格差、業界団体によるアンケート調査等を参考に、技能労働者一人あたりの構う建設市場規模について約1割の向上効果を仮定

求人・求職の状況、就業者数(2017年)

有効求人倍率	2.72倍
有効求人数	1,252,865人
有効求職者数	459,968人
就業者数	219万人 (輸送・機械運転従事者)

市場の動向

- 平成28年度の宅配便取扱個数は、40億1,861万個であった(うちトラック運送は、39億7,780万個、航空等利用運送は、4,081万個)。
- 前年度と比較すると、2億7,367万個・対前年度比7.3%の増加となり、前年度に引き続き増加。



人手不足の原因・特徴

○労働時間(特に超過労働時間)が長く、給与水準が低い

○トラックドライバーはきつい仕事というイメージ

○中高年層の男性労働力に依存している

【参考データ(運輸、郵便業)】

離職率 : 12.2% (産業全体 14.9%)

賃金 : 316.2千円 (産業全体 333.8千円)

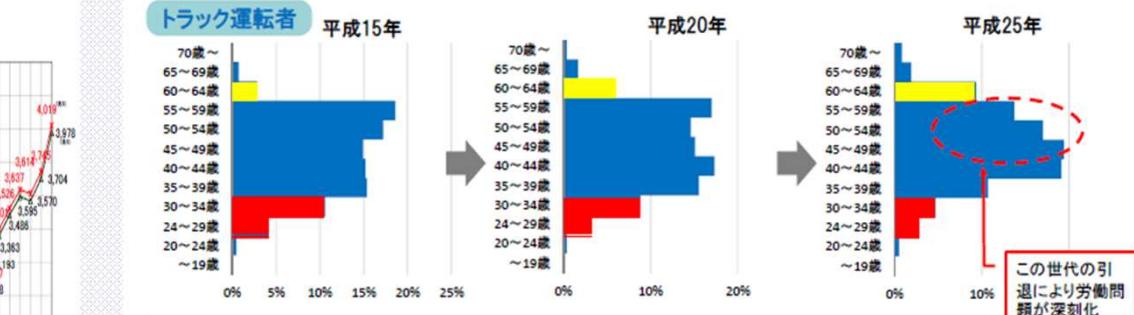
55歳以上の者の割合 : 31.2% (産業全体 29.7%)

月当たりの総労働時間 : 209時間 (産業全体 178時間)

非正規雇用者数の割合 : 30.4% (産業全体 37.2%)

年休100日以上の企業割合 : 52.3% (産業全体 79.2%)

(備考) 賃金及び月当たりの総労働時間は、「自家用乗用自動車運転者」「自家用貨物自動車運転者」「タクシー運転者」「営業用バス運転者」「営業用大型貨物自動車運転者」「営業用普通・小型貨物自動車運転者」に限っている。

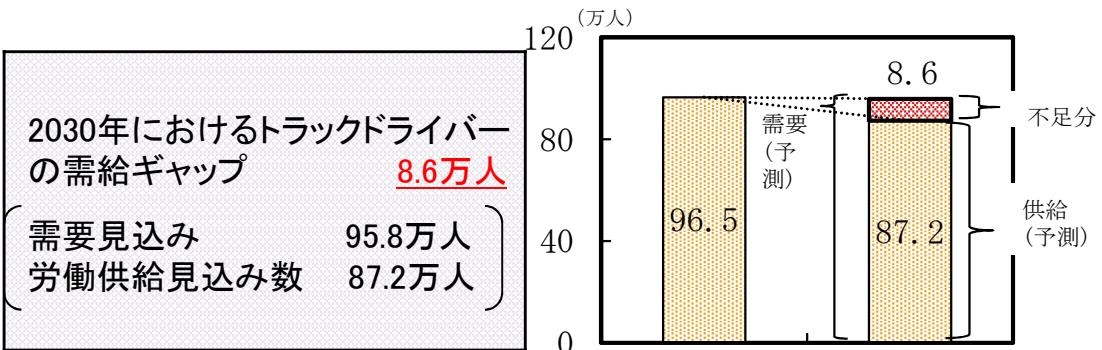


(出所)

国土交通省「自動車運送事業等における労働力確保対策について」
(2014年)

国土交通省「平成28年度 宅配便取扱実績について」(2017年)

労働需給の推計(2010年→2030年)



(備考) (公) 鉄道貨物協会「大型トラックドライバー需給の中・長期見通しに関する調査研究」(2014年)により作成。

求人・求職の状況、就業者数(2017年)

有効求人倍率	3.57倍
有効求人数	2,584,057人
有効求職者数	724,802人
就業者数	179万人 (介護サービス産業従事者)

(備考) 介護分野の技能実習生については、2017年11月から新たに職種が追加されたため2017年10月時点の数値は取得出来ない。

人手不足の原因・特徴

- 賃金が低い
- 雇用管理が不十分(法人・事業所の理念・運営、キャリアパスの整備など)
- 介護職への理解・イメージ向上が不十分

【参考データ(社会保険・社会福祉・介護事業)】

離職率	: 14.4%	(産業全体 14.9%)
賃金	: 249.8千円	(産業全体 333.8千円)
55歳以上の者の割合	: 31.1%	(産業全体 29.7%)
非正規雇用者数の割合	: 46.8%	(産業全体 37.2%)
月当たりの総労働時間	: 172時間	(産業全体 178時間)

市場の動向

○2025年に団塊の世代が75歳以上に達することなどから、2025年度における介護サービス量は、在宅介護で24%増、居住系サービスで34%増、介護施設で22%増になることが見込まれている(いずれも対2017年比)。

	2017	2020	2025
在宅介護	343	378 (+10%)	427 (+24%)
居住系 グループ	43	50 (+17%)	57 (+34%)
介護施設	99	109 (+10%)	121 (+22%)

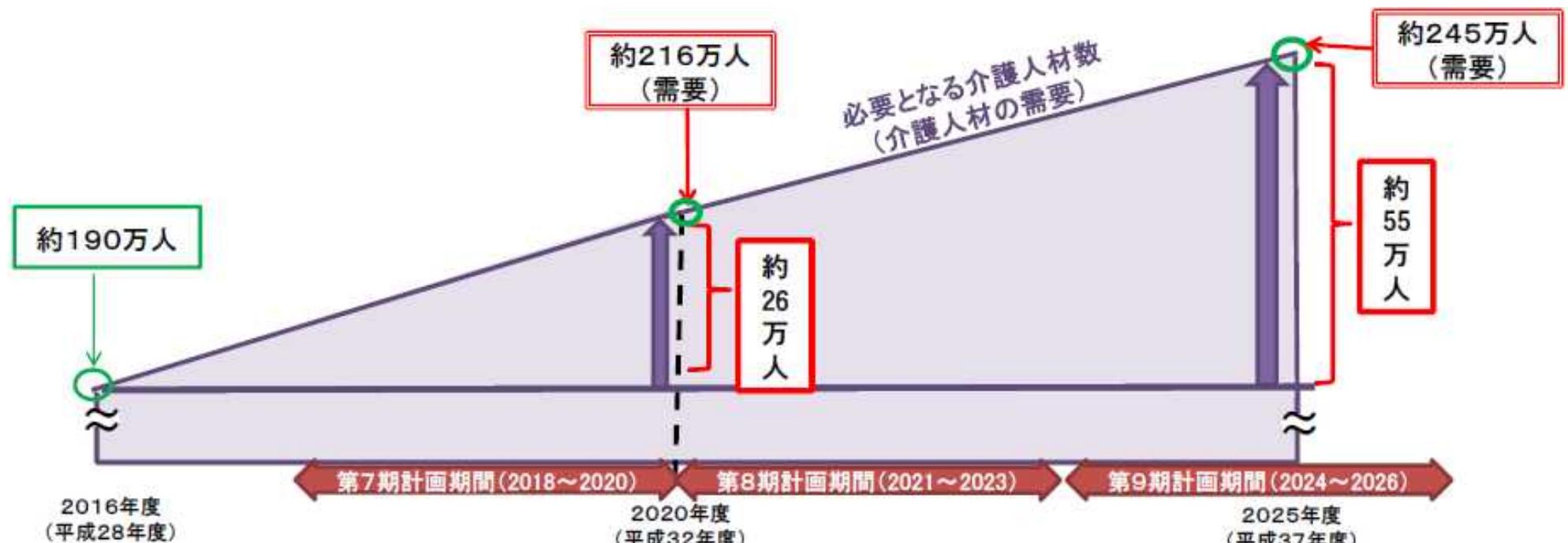
(備考) 1月当たりの利用者数。単位は万人。 () 内は対2017年度比。

(出所) 厚生労働省「第7期介護保険事業支援計画」(2018年)

介護人材の必要数について(2016年度→2025年度)

2025年度末までに確保する必要がある介護人材
 需要見込み
 2016年度の介護職員数

約55万人
約245万人
約190万人



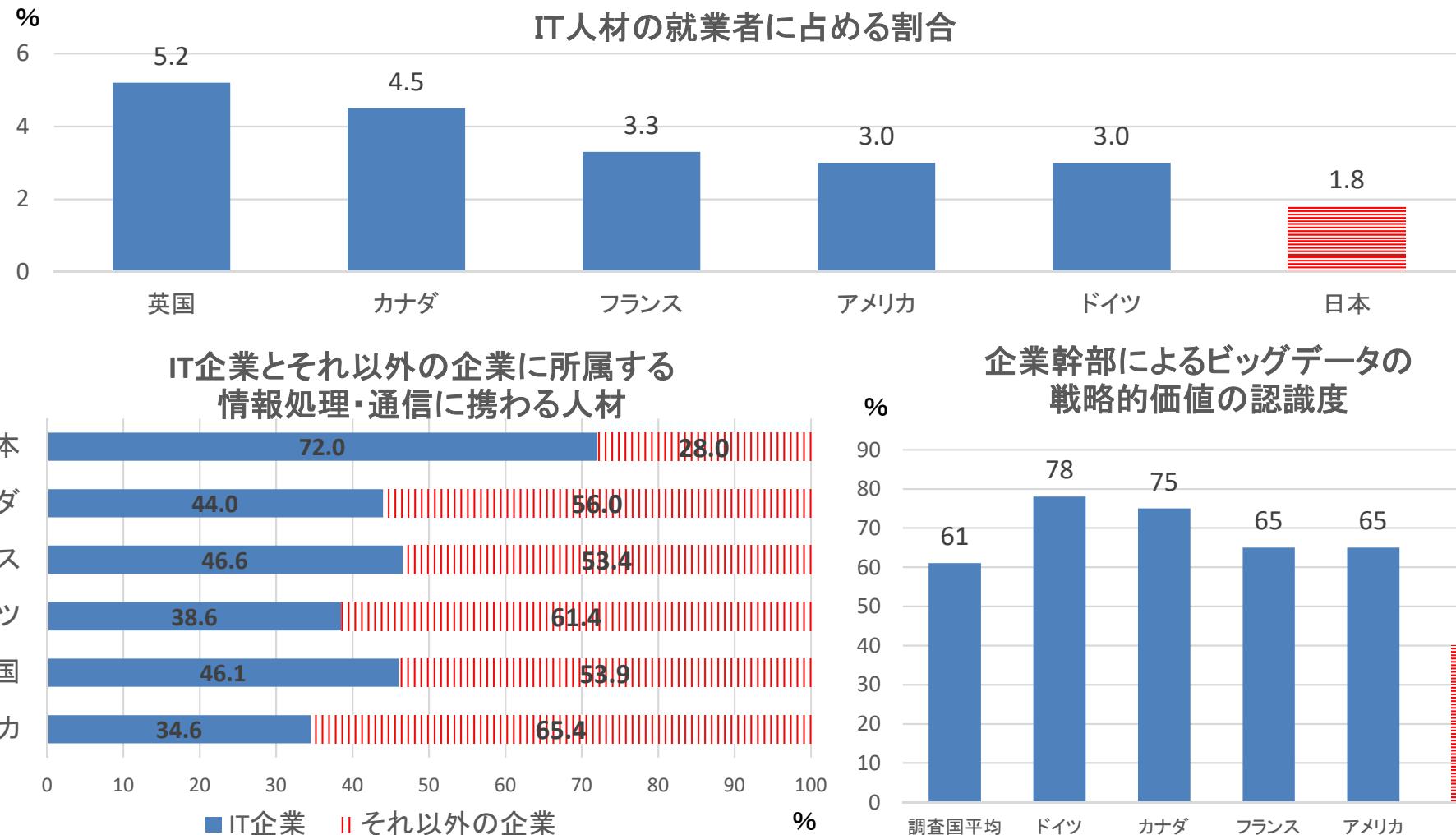
注1) 需要見込み（約216万人・245万人）については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数（回収率等による補正後）に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数（推計値：約6.6万人）を加えたもの。

(備考) 厚生労働省「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」(2018年)により作成。

IT人材の不足の状況(内閣府「平成30年度経済財政白書」より)

- 情報処理・通信に携わる人材(IT人材)の割合をG7諸国で比較すると、日本では就業者に占める割合が1.8%に留まっている。さらに、日本ではIT人材の7割程度がIT企業に勤務しているが、諸外国ではその割合が低く、幅広い産業でITを積極的に活用していることが考えられる。
- 23カ国的企业幹部を対象に実施したアンケート結果をみると、ビッグデータやアナリティクスを用いた意思決定は他のG7諸国や調査対象国平均の割合を下回っているとの調査結果も存在。

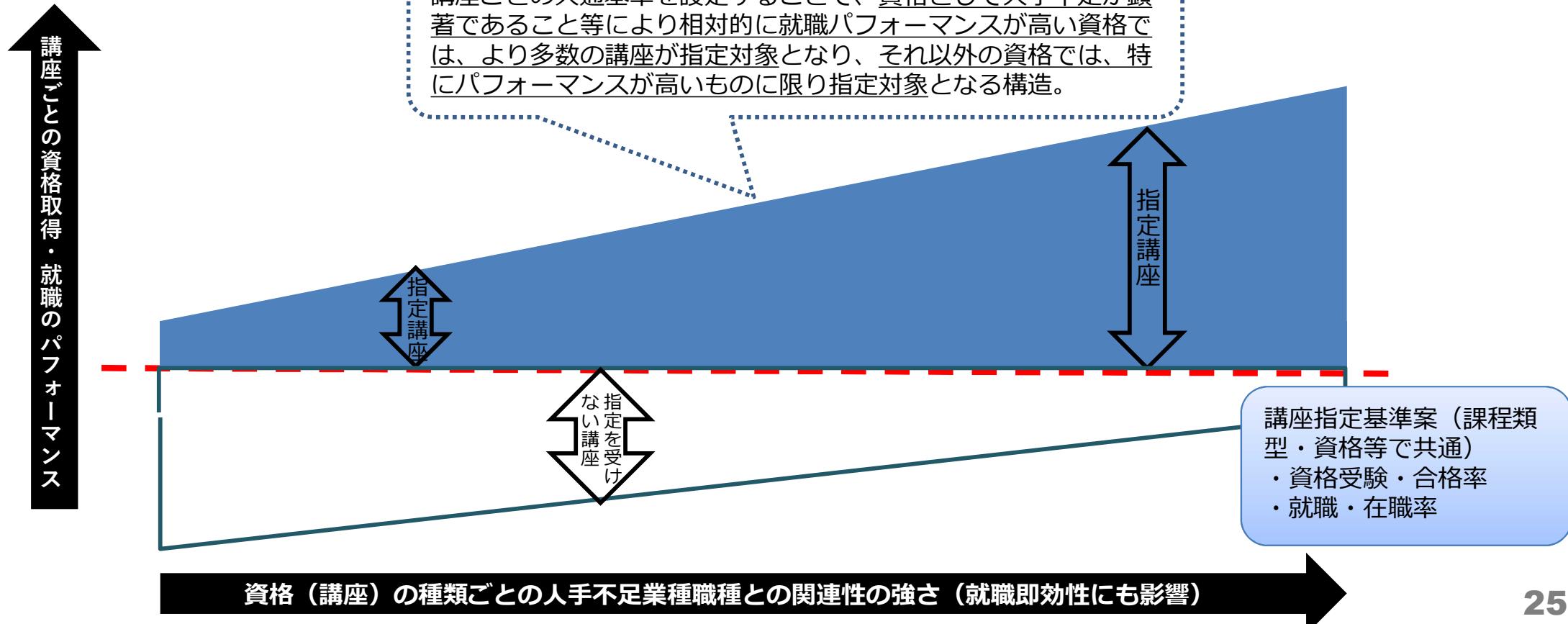


1. (1)(2)情報処理推進機構(2017)、ILOSTAT Databaseにより作成。日本、アメリカ、英国、ドイツ、フランスは2015年。カナダは2014年。

2. (3)GEジャパン株式会社「2016GEグローバル・イノベーション・バロメーター」により作成。調査対象は世界23か国のイノベーション担当企業幹部。「次の要素はイノベーションに成功することができるようになるために企業にとってどれくらい重要なと思いますか」の質問に対し、「ビッグデータやアナリティクスを活用して戦略的知識を高め、意思決定に活かすこと」を上位3位以内に挙げた幹部の割合。

特定一般教育訓練給付の対象講座に係る人手不足の実態等の観点からの差別化の考え方

- 特定一般教育訓練給付の対象講座の検討対象の一つである、「公的職業資格の取得を目標とした講座」（養成課程を除く）の具体的な対象範囲について、特に、人手不足業種・職種の観点で何らかの限定を行わべきか否か、が論点の一つとなっているもの。
- 今般の特定一般教育訓練給付に係る検討の視点の一つに人材確保、生産性向上等への寄与といった「社会的有用性」があり、いわゆる人手不足業種・職種ほど、当該分野での教育訓練受講支援強化を通じた人材確保上の効果が高いと言えるもの。
- 他方、資格と業種・職種の関連性は明確なものと幅広く不明確なものがあること、人手不足業種・職種を、安定的・客観的な指標で選定を行うことは技術的に困難を伴うこと、業務独占資格・名称独占資格・必置資格との紐づけによりそれ自体が社会的効果が明確とも言えること、等に鑑み、業種・職種の観点での絞り込みを行わないことが考えられるもの。
- その場合、資格等に関わらず共通の資格受験・合格率、就職・在職率の要件を設定することを想定していることから、講座単位で見ると、資格取得・就職パフォーマンスが高い講座しか指定対象とはならない、その結果、資格ごとに指定講座数に「メリハリ」が発生、同時に對象資格・講座のバリエーションが確保される構造。



特定一般教育訓練給付の対象となる 講座について

教育訓練給付の各類型及び対象講座の関係のイメージ（案）

教育訓練給付対象講座【雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練】

一般教育訓練

対象となる教育訓練の基本コンセプト・具体例のイメージ

専門実践教育訓練以外の、
雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練が指定対象

- 訓練を通じて習得する能力に関する、客観的目標が明確に設定された講座を、幅広く対象とする。

典型的には、国家・民間資格の取得を目標とした講座

※ 入門的・基礎的水準のものは、当然に対象外。

※ 短期の課程が主な対象。必然的に比較的低額な受講料水準のものが多数。

うち、拡充の対象となる訓練 (「論点(案)」に即した案)

一般教育訓練の対象となり得る訓練のうち「人づくり革命基本構想」等に基づく「ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座」

即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価できる教育訓練が指定対象

A : 公的職業資格（業務独占資格・名称独占資格・必置資格等（※））の養成課程（短期）
それ以外の公的職業資格（業務独占資格・名称独占資格・必置資格）の試験合格目標講座
※介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修を含む

B : IT資格取得目標講座（ITSSL2以上）

C : ITLSに基づく新たなITパスポート試験合格目標講座

D : 文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム（60時間以上120時間未満）
✓ 専修学校におけるキャリア形成促進プログラム
✓ 大学等における職業実践力育成プログラム

専門実践教育訓練

中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練が指定対象

その代理指標として、次のいずれかの属性を備えた課程を対象とする。

①公的職業資格（業務独占資格・名称独占資格）の養成課程（原則1年以上3年以内（一部120時間）以上）

②専門学校における職業実践専門課程等（キャリア形成促進プログラムを含む）（120時間以上）

③専門職大学院

④大学等における職業実践力育成プログラム（120時間以上）

⑤高度IT資格取得目標講座（ITSSL3以上、120時間以上*ITSSL4の場合は30時間以上）

⑥第4次産業革命スキル習得講座（ITSSL4、30時間以上）

⑦専門職大学

就職・在職率要件なし
受験率50%・合格率全国平均の80%等によりパフォーマンスを評価

訓練前キャリコンは要件化していない

受験率80%・合格率全国平均以上、就職・在職率80%によりパフォーマンスを評価

訓練前キャリコンによる、受講の意思や就職実現・キャリアアップの可能性の確認を、要件化することとしてはどうか

受験率80%・合格率全国平均以上、就職・在職率80%等によりパフォーマンスを評価

訓練前キャリコンによる、受講の意思や就職実現・キャリアアップの可能性の確認を、要件化

特定一般教育訓練の検討対象となる講座の考え方

1 検討課題

「人づくり革命基本構想」、「経済財政運営と改革の基本方針2018」等に基づき、「一般教育訓練給付については、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割に倍増する」こととしている。

→ これら政府方針及びこの前提となる「人生100年時代構想会議」の議論、これに関連する労働政策審議会人材開発分科会における専門実践教育訓練給付講座指定基準に係る審議等を踏まえ、特定一般教育訓練給付の対象となる講座の考え方や具体的なイメージを整理すると以下のとおり。

2 基本的考え方

1. **一般教育訓練給付の一類型**と位置づけた上で、同給付の対象となり得る教育訓練のうち、**速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練**（即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価できる教育訓練（現行一般教育訓練給付の対象講座（●）、制度上は人生100年時代構想を踏まえた新たな講座（△）））、と基本的概念を整理することが考えられる。
2. これを体現するため、教育訓練の具体的な課程類型として、以下の2つのいずれかに当てはまるものに限ることが考えられる。
 - 就職実現やキャリアチェンジに直結するような信頼性・市場価値が特に高い資格の取得に結びつくもの（●）
 - 教育訓練の質や修了の効果を、就職・キャリアアップへの結びつき等の観点から、資格に準ずるものとして国が認定等を行うもの（△）
3. その上で、講座の指定に当たっては、就職率、在職率、資格受験・合格率（資格取得を目指す講座に限る）といった、**講座パフォーマンス基準を設定することが考えられる。**

3 具体の検討対象として考えられる課程・講座（イメージ）

- 以下の一いずれかの課程類型に該当し、就職率、資格受験・合格率等の要件を満たす講座が検討対象として考えられる（いわゆる**ポジティブリスト方式**で**対象課程類型を限定列挙**→専門実践教育訓練と同じ考え方）
- ✓ 業務独占・名称独占・必置資格（典型的には、製造・建設・運輸等関係）の養成課程、取得を目指す短期の課程で一定の要件を満たすもの（●）
- ✓ IT資格取得目標講座（ITSSレベル2相当）（●）
- ✓ 経済産業省が検討中の「ITデータ利活用能力」習得（具体にはITLS準拠の新たなITパスポート試験合格）を目標とした課程で、経済産業省が何らかの形で質保証に関与するもの（●△）
- ✓ 文部科学省が検討中の専修学校における「短時間（60時間以上120時間未満）のキャリア形成促進プログラム」（△）（例：専修学校が提供する介護、映像編集等特定の実践スキル習得を目的とした講座）
- ✓ 文部科学省が検討中の大学等における「短時間（60時間以上120時間未満）の職業実践力育成プログラム」（△）（例：大学、大学院が提供する関連資格取得や専門能力ブラッシュアップ等を目的とした講座）

4 付帯して検討すべき事項

現行専門実践教育訓練給付の受給要件としている、キャリアコンサルタントによる「訓練前キャリコン」等を、的確な受講確保、動機付け等の観点から要件化されるのではないか。

5 検証の視点

これら対象課程・講座の個々の適格性に留まらず、全体としてのバランス等を勘案する上で、専門実践教育訓練の対象講座との整合性、職業分野や能力水準等との観点でのカバレッジ・バランス、「人づくり革命基本構想」での学び直しの重要ターゲットや、想定されるキャリアアップの類型との適合性等の観点から検証が必要と考えられる。

特定一般教育訓練の対象となる講座の検証①【専門実践教育訓練の対象講座との対応関係の観点】

特定一般教育訓練の検討対象講座は、そのコンセプトや属性が、専門実践教育訓練と一定の連続性・関連性を備えつつ、基準上明確に区分されることが、わかりやすく、かつ、教育訓練給付制度全体としての対象講座の構造として合理的と考えられるもの。こうした観点から、特定一般教育訓練の検討対象講座について、以下のように整理できるもの。

②アウトカムの評価
・受講者の資格取得、就職等のパフォーマンス

教育訓練給付対象講座

特定一般教育訓練の検討対象講座

- 業務独占・名称独占・必置資格の養成課程（120時間未満）、養成課程のない公的職業資格の対象講座
- 専修学校における短時間のキャリア形成促進プログラム（60時間以上120時間未満）
- 大学等における短時間の職業実践力育成プログラム（60時間以上120時間未満）
- IT試験合格目標講座（ITSSL2以上*専門対象除く）
- 新たなITパスポート試験合格目標講座

- 具体的な基準（現行専門実践）
 - ・受験率（80%以上）
 - ・合格率（全国平均以上）
 - ・就職・在職率80%以上 等

- 具体的な基準（現行一般）
 - ・受験率（50%以上）
 - ・合格率（全国平均の8割以上）等

(* 教育訓練給付指定講座の対象外)

専門実践教育訓練給付対象講座

- ①業務独占・名称独占の養成課程（原則1年（一部120時間）以上）
- ②専門学校における職業実践専門課程等（キャリア形成促進プログラムを含む）（120時間以上）
- ③専門職大学院
- ④大学等における職業実践力育成プログラム（120時間以上）
- ⑤高度IT資格取得目標講座（ITSSL3以上、120時間以上*ITSSL4の場合は30時間以上）
- ⑥第4次産業革命スキル習得講座（ITSSL4、30時間以上）
- ⑦専門職大学（追加予定）

時間数で差別化
時間数で差別化
時間数で差別化
レベルで差別化
人材としての協働関係

(* 2割給付の対象)

○具体的な基準（現行）

- ・中長期的キャリア形成に資する講座であって、就職との結びつきが強い資格取得に結びつく、又は、教育訓練課程としての職業実践性が保証
- ・教育訓練期間・時間数が一定水準以上 等

○具体的な基準（イメージ）

- ・就職に即効性をもった資格取得に結びつく、又は、教育訓練課程としての職業実践性が保証（習得目標能力が一定水準以上）かつ専門実践未満
- ・教育訓練期間・時間数が一定水準以上かつ専門実践未満 等

○具体的な基準（現行）

- ・右記以外の雇用の安定・就職の促進に資する講座であって、公的・民間資格等を目指す一定の要件を満たす講座

①課程類型の要件 : a)学習の成果（資格、学位等が代理指標） プログラム認定の基準等の制度設計、
b)学習量（訓練期間・時間数が代理指標） 等で評価

特定一般教育訓練の検討対象となる講座の検証② 【職業分野・能力水準等との対応関係の観点】

- 教育訓練プログラムの形態等（期間の長短等）は、対象とする職種、資格・学位等との関連性などの影響を強く受けるもの。
 - こうした点も前提に、職業分野別、能力水準・目的別等の観点から、専門実践教育訓練、また、一般教育訓練給付の拡充の検討対象講座で想定される、代表的な教育訓練プログラムの形態を整理・概観すると、以下のとおり。
- すでに専門実践教育訓練給付の対象課程が整備されている領域も多いが、目的に応じた期間等の要件設計等に起因し、対象職種分野に偏りあり。
今後、教育訓練給付制度全体としての、幅広い労働者層のキャリア形成上の課題に応じた受講機会確保を促すため、特定一般教育訓練の検討対象となる講座について、個々の適格性に加え、全体のカバレッジ・多様性の観点からも検証が必要。



安全確保の必要性、必要な知識技術の標準化可能性等の観点から、
資格の労働市場での価値が相対的に高い分野

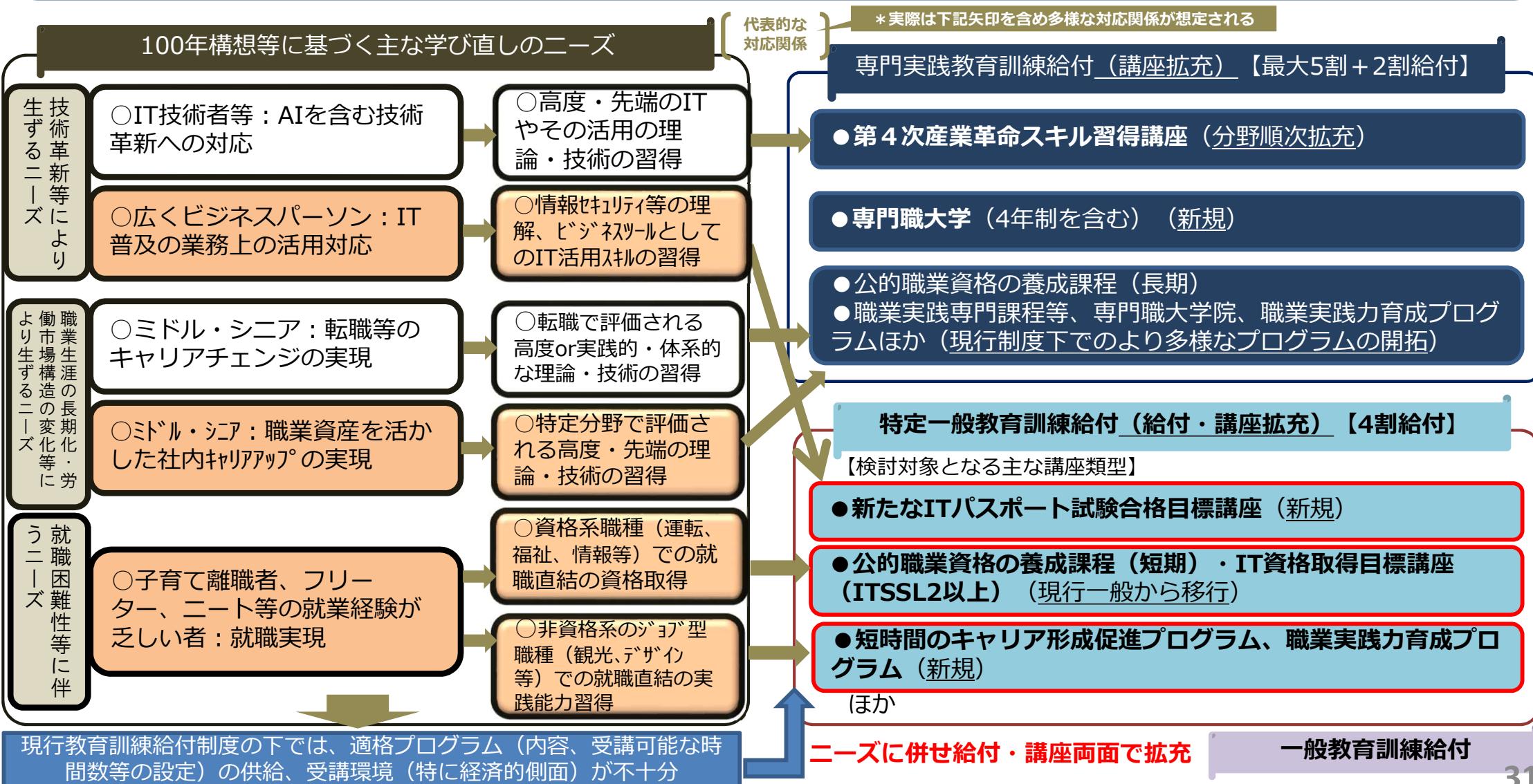
左記には該当せず、教育訓練ニーズは存するが、
市場価値の高い資格は存在しがたい分野

特定一般教育訓練の検討対象となる講座の検証③

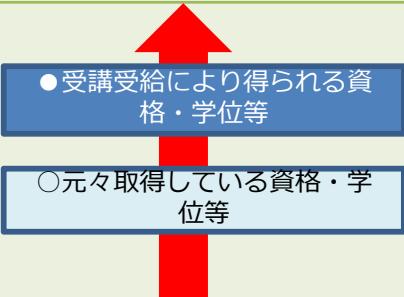
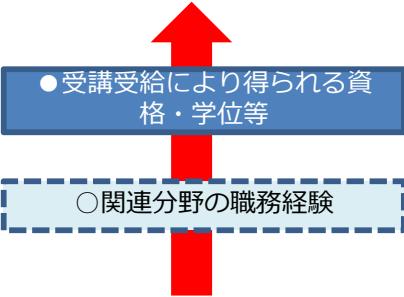
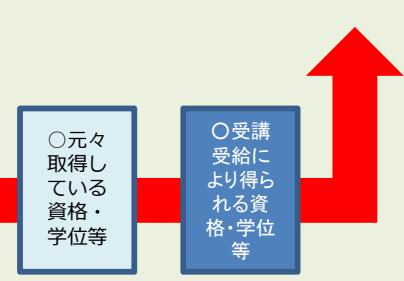
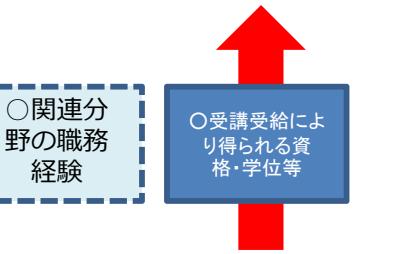
【「人づくり革命基本構想」を踏まえた学び直しニーズ・対象層との対応関係の観点】

「人づくり革命基本構想」を踏まえた主要な受講ニーズ（受講者側・企業側それぞれの立場で）のうち、専門実践教育訓練のコンセプトに合致するものは、今般見直しを行った指定基準の下で講座開拓を図ることとしている。

これには該当しないが、①社会的に有用（人手不足分野にも対応し、就職実現・キャリアアップへの即効性が特に高いものと見込まれるもの）で、②現行の一般教育訓練給付制度のスキームではニーズの量質に鑑みた十分な受講促進効果が期待されず、③必要な質保証の仕組みが整備可能な（資格との結びつきやプログラムの認定等）講座については、特定一般教育訓練の対象に位置づけることとし、このコンセプトに応じた対象課程類型等を明確化し、これに応じた講座指定基準を整備の上、対象講座の開拓を図ることが考えられる。



特定一般教育訓練の検討対象となる講座の検証④【キャリアアップの類型ごとの活用の観点】

I 類型	II 概念図	III-1 専門実践教育訓練の活用例	III-2 特定一般教育訓練の検討対象となる講座の活用イメージ	III-2での「即効性」の意義
① 垂直構造にある上位資格取得による職務・能力のレベルアップ型	 <p>●受講受給により得られる資格・学位等 ○元々取得している資格・学位等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 准看護師資格で非正規雇用就業→第1類型「看護師」受講：資格取得し正社員就職（登用） ホームヘルパー資格で老人福祉施設に非正規雇用就業→第1類型「介護福祉士」受講：資格取得し正社員就職（登用） 	<ul style="list-style-type: none"> （専門実践教育訓練「看護師養成課程」を修了→）看護師資格で就業→「看護師特定行為研修」受講：課程修了し管理者登用 	★保有資格、職務経験を基盤に、コンパクトな教育訓練受講で、先端・高度な具術を習得し、職域拡大、職位向上
② 新たな資格・学位取得による職務・能力のレベルアップ型	 <p>●受講受給により得られる資格・学位等 ○関連分野の職務経験</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計事務所の補助スタッフとして非正規就業→第1類型「建築士」受講：資格取得し正社員就職（登用） 企業の技術部門スタッフとして正社員就業→第3類型「MOT」受講：学位を取得し、シニアスタッフに昇進 	<ul style="list-style-type: none"> プログラマーとして非正規雇用で就業→「オラクルマスターSilver」受講：資格取得し正社員就職（登用） (→さらにその後、専門実践教育訓練「オラクルマスターGold」受講：資格取得し、管理技術者として昇進) 	★コンパクトな教育訓練受講で、正社員就職、キャリアアップのベースラインとなる能力・資格取得
③ 関連資格等取得による職務・能力の幅拡大型	 <p>○元々取得している資格・学位等 ○受講受給により得られる資格・学位等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 看護師として病院に就業→第1類型「保健師」受講：資格を取得し、企業（保健室勤務）に再就職 ホームヘルパー資格で老人福祉施設に非正規就業→第1類型「作業療法士」「理学療法士」受講：資格取得し専門スタッフとして正社員就職（登用） 	<ul style="list-style-type: none"> 流通業の事務系職で就業→「新ITパス」受講・資格取得し、企画分野での職務拡大、昇進 	★コンパクトな教育訓練受講で、効果的な能力付加、職域拡大
④ 異分野の資格・学位取得によるキャリアチェンジ型	 <p>○関連分野の職務経験 ○受講受給により得られる資格・学位等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 異業種・職種（例：販売職非正規就業）で就業後、子育てを機に離職等→第1類型「看護師」「歯科技工士」「介護福祉士」受講：資格取得し正社員就職 	<ul style="list-style-type: none"> 異業種・職種（例：飲食店非正規就業）で就業→「大型一種」修了、免許取得し、運送業で正社員就職 (→さらにその後、「フォークリフト運転技能講習」受講・修了し、倉庫部門で管理者登用) 	★専門に比して短期間で正社員就職に結びつく資格取得

各類型の考え方

- 第9回人材開発分科会（平成30年8月26日）以降の3回の審議を踏まえた、特定一般教育訓練給付の対象講座に関する指定基準の案（平成31年10月指定分からの適用を想定）は、次のとおり。

コンセプト

特定一般教育訓練給付の対象講座についてのコンセプト

- 「人づくり革命基本構想」等に基づく「ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座」とは、即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価できる教育訓練であると整理できるのもの。
- こうした対象講座のコンセプト等を踏まえ、以下の通り
・いわゆるポジティブリスト方式による対象課程類型、及び
・課程類型ごとの講座指定基準
を規定することが考えられるもの。

参考：「人づくり革命 基本構想」（平成30年6月13日人生100年時代構想会議決定）（抄）

第5章 リカレント教育

リカレント教育は、人づくり革命のみならず、生産性革命を推進するうえでも、鍵となるものである。リカレント教育の受講が職業能力の向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会をつくっていかなければならない。

（教育訓練給付の拡充）

専門実践教育訓練給付（7割助成）について、第4次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を大幅に拡大する。

また、一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を120時間から60時間に緩和する。あわせて、受講者の大幅な増加のための対策を検討する。

対象講座A

公的職業資格の養成課程（短期）、試験合格目標講座

○公的職業資格（業務独占資格・名称独占資格・必置資格等（※））の養成課程（短期）及びそれ以外の公的職業資格（業務独占資格・名称独占資格・必置資格）の取得目標講座等については、安全確保の必要性、必要な知識技術の標準化可能性等の観点から、資格の労働市場における価値が相対的に高く、特定一般教育訓練給付のコンセプトである「即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価」できるもの。

（※）介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修を想定している。

⇒そのため、これら公的職業資格等の養成課程（短期）及びそれ以外の公的職業資格の取得目標講座等中、一定の講座レベル基準を満たすものについて、特定一般教育訓練給付の対象講座として位置づけることとする。

○その際、講座レベルの指定基準としては、専門実践教育訓練給付の基準も参照しながら、以下の2つを設定することとする。

- 受験率80%以上のもの、合格率全国平均以上のもの
- 就職率・在職率80%以上のもの

対象講座B

IT資格取得目標講座（ITSSL2以上）

○IT資格取得目標講座（ITSSL2以上）については、人手不足分野であり、人づくり革命基本構想でも特記され、特定一般教育訓練給付のコンセプトである「即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価」できるもの。

⇒そのため、これらIT資格取得目標講座（ITSSL2以上）中、一定の講座レベル基準を満たすものについて、特定一般教育訓練給付の対象講座として位置づけることとする。

○その際、講座レベルの指定基準としては、専門実践教育訓練給付の基準も参照しながら、以下の2つを設定することとする。

- 受験率80%以上のもの、合格率全国平均以上のもの
- 就職率・在職率80%以上のもの

- ITLSに基づく新たなITパスポート試験合格目標講座については、人手不足分野であり、人づくり革命基本構想でも特記され、特定一般教育訓練給付のコンセプトである「即効性のあるキャリア形成ができる、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価」できるもの。
- ⇒そのため、これらITLSに基づく新たなITパスポート試験合格目標講座中、一定の講座レベル基準を満たすものについて、特定一般教育訓練給付の対象講座として位置づけることとする。
- なお、経済産業省において、ITLSについては2018年中に整備を予定しており、これに基づく抜本改訂後の新たなITパスポート試験については2019年4月にスタートさせる予定。現時点で計画段階の制度であるため、実績把握の方法についてなお検討が必要である。
- その際、講座レベルの指定基準としては、専門実践教育訓練給付の基準も参考しながら、以下の2つを設定することとする。
- 受験率80%以上のもの、合格率全国平均以上のもの
 - 就職率・在職率80%以上のもの
- この取り扱いの前提として、
- ・新たなITパスポート試験が開始（2019年4月）した後一定時期に、試験の受験合格実態、講座との関連等について、報告を求ることとする。

- 文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム（具体的には、60時間以上120時間未満の専修学校におけるキャリア形成促進プログラム及び大学等における職業実践力育成プログラム）については、人づくり革命基本構想等に基づく学び直しのニーズを踏まえたものであり、特定一般教育訓練給付のコンセプトである「即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価」できるもの。
- ⇒そのため、これら文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム中、一定の講座レベル基準を満たすものについて、特定一般教育訓練給付の対象講座として位置づけることとする。
- なお、文部科学省において、2018年度中に学校教育法施行規則を改正し、「履修証明プログラム（特別の課程）」の訓練時間の下限を現行120時間から60時間に引き下げる予定（平成31年4月施行予定）。これに伴い、文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラムについても、60時間以上120時間未満のものについて、新たに文部科学大臣が認定を行うこととなる予定。
- その際、講座レベルの指定基準としては、専門実践教育訓練給付の基準も参照しながら、以下を設定することとする。
- 就職率・在職率80%以上のもの
- これに加え、現行の専門実践教育訓練給付の課程類型ごとの講座レベルの指定基準を参考し、
- ・指定申請の際に、中長期的キャリア形成に資するものとして、①特定の職業に関する実践的職業能力習得に資すること、②キャリア形成上の課題を有する労働者層の就職促進・キャリア形成に資することなどキャリアアップ効果を明示することとする。
 - ・現行、指定講座運営機関に課している情報開示の仕組みを活かし、修了者の一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等の、訓練効果に関わるより具体的情報公開を促進することとする。

- 訓練時間の下限は、現行の一般教育訓練給付を踏まえ、原則、50時間としつつ、新たなITパスポート試験合格目標講座については30時間、公的職業資格を目的とする課程のうち養成課程については、下限の適用をしないこととする。

- 特定一般教育訓練給付については、「即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価」できる制度となっていたかどうか、適用開始（平成31年10月予定）の2年後を目指に、受講受給者の属性、修了者の就職・定着の状況、キャリアアップ効果の事例等について、検証を行うこととする。
- なお、ITLSに基づく新たなITパスポート試験合格目標講座及び文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム（具体的には、60時間以上120時間未満の専修学校におけるキャリア形成促進プログラム及び大学等における職業実践力育成プログラム）については、現時点で計画段階の制度であるため、適用開始の1年後を目指に、受講受給者の属性、修了者の就職・定着の状況、キャリアアップ効果の事例等について、検証を行うこととする。

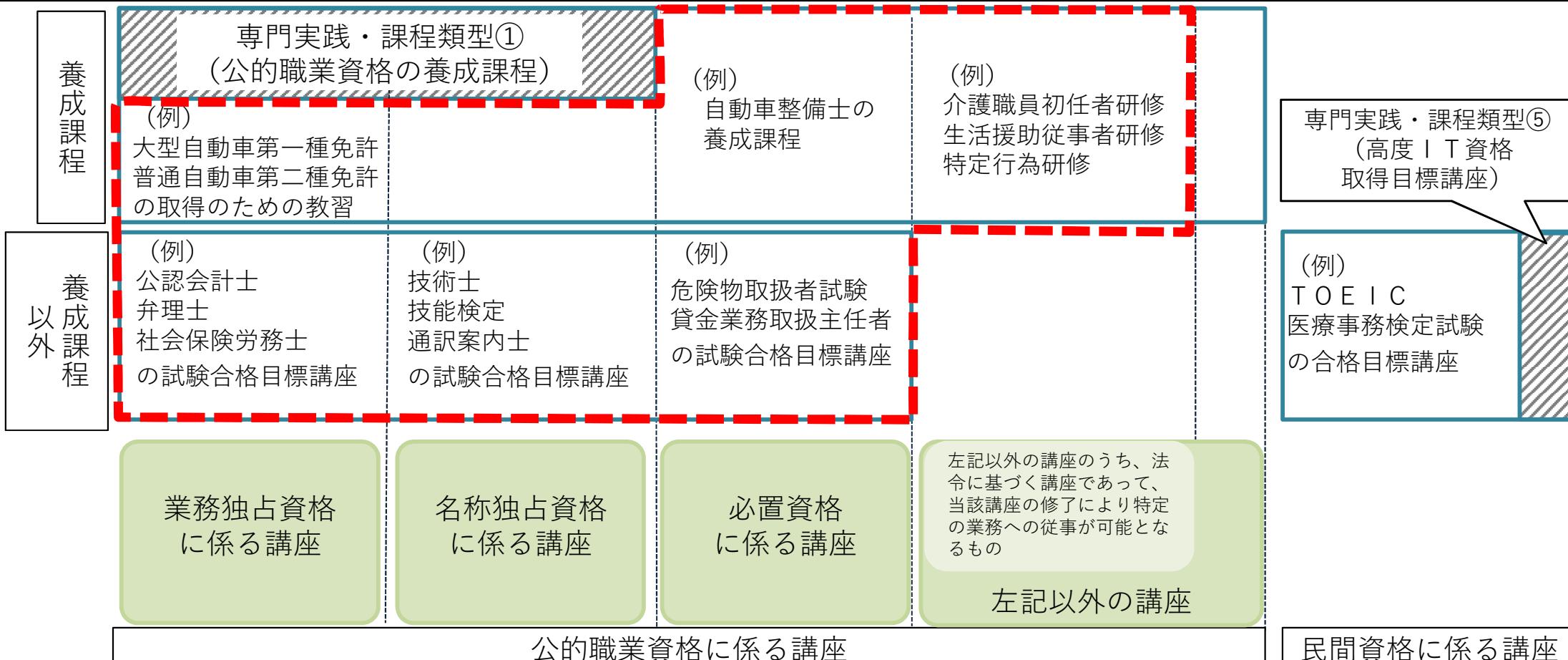
現行の一般教育訓練給付の対象講座は、資格の取得を目標とするものが主であるが、これらの講座は、以下の図のように分類することが可能。

【参考】

業務独占資格……法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格

名称独占資格…法令の規定により当該資格を有しない者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格

必置資格…業務独占資格以外のもので、一定の事業場等において、その資格を有する者のうちから管理監督者等として配置することが義務付けられているもの



(※)業務独占資格、名称独占資格の定義は「雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準」、必置資格の定義は「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査 結果報告書」(平成23年10月総務省行政評価局。以下「行政評価局報告書」という。)による。各講座の分類については、行政評価局報告書を参照し、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において作成。

(現行の) 一般教育訓練給付の対象講座のうち公的資格

一般教育訓練の指定講座のうち公的資格について

全指定講座数：11,299講座

うち公的資格10,394講座 (平成30年4月1日指定)

①輸送・機械運転関係 【公的資格】	6,066講座
大型自動車第一種免許	1,865講座
中型自動車第一種免許	1,091講座
大型自動車第二種免許	689講座
大型特殊自動車免許	609講座
普通自動車第二種免許	413講座
準中型自動車第一種免許	386講座
けん引免許	358講座
フォークリフト運転技能講習	233講座
小型移動式クレーン技能講習	99講座
車両系建設機械運転技能講習	78講座
玉掛け技能講習	65講座
高所作業車運転技能講習	53講座
中型自動車第二種免許	40講座
移動式クレーン運転士免許	26講座
床上操作式クレーン技能講習	24講座
海技士	14講座
クレーン・デリック運転士免許	13講座
不整地運搬車運転技能講習	5講座
ショベルローダー等運転技能講習	2講座
ガス溶接技能講習	2講座
運行管理者	1講座

②医療・社会福祉・保健衛生関係 【公的資格】	2,713講座
介護福祉士実務者養成研修	1,980講座
介護職員初任者研修	394講座
特定行為研修	55講座
喀痰吸引等研修修了	36講座
介護福祉士	33講座
介護支援専門員	29講座
福祉用具専門相談員	29講座
保育士	26講座
社会福祉士	24講座
精神保健福祉士	11講座
言語聴覚士	9講座
登録販売者	9講座
実務者研修教員講習会	9講座
同行援護従事者	7講座
管理栄養士	6講座
作業療法士	6講座
理学療法士	6講座
看護師	5講座
栄養士	5講座
看護教員	5講座
介護技術講習会	4講座
救急救命士	4講座
柔道整復師	3講座
衛生管理者免許試験	3講座
はり師	2講座
介護福祉士実習指導者講習会	2講座
臨床工学技士	2講座
行動援護従事者	2講座
介護教員	2講座
歯科衛生士	1講座
准看護師	1講座
歯科技工士	1講座
あんまマッサージ師教員	1講座
移動支援従事者	1講座

※「公的資格」とは、告示上の「公的職業資格」(資格又は試験であって国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するものをいう。)に該当するものを、「民間資格」とは、それ以外の資格に該当するものとして事務局において便宜的に整理したもの。

**③専門的サービス関係
【公的資格】**

税理士	249講座
社会保険労務士試験	135講座
行政書士	55講座
中小企業診断士試験	30講座
司法書士	28講座
FP技能検定試験	24講座
弁理士	13講座
司書・司書補	11講座
通関士	9講座
土地家屋調査士	8講座
マンション管理士試験	7講座
不動産鑑定士・鑑定士補	6講座
キャリアコンサルティング技能検定	4講座
国家資格キャリアコンサルタント	2講座
公認会計士	2講座
資金業務取扱主任者	2講座
司法試験(予備試験)	2講座
学芸員	2講座
管理業務主任者	1講座
司書教諭	1講座
幼稚園教諭免許	1講座

592講座

**④情報関係
【公的資格】**

ウェブデザイン技能検定	5講座
情報処理技術者試験	4講座

9講座

**⑤事務関係
【公的資格】**

通訳案内士試験・英語	3講座
------------	-----

**⑥営業・販売・サービス関係
【公的資格】**

宅地建物取引士資格試験	138講座
調理師	27講座
技能検定試験 フラワー装飾	8講座
着付け職種技能検定試験	2講座
総合旅行業務取扱管理者試験	2講座
販売士検定試験	1講座
国内旅行業務取扱管理者試験	1講座
美容師国家試験	1講座

180講座

**⑦技術・農業関係
【公的資格】**

建築士	60講座
建築施工管理技術検定	45講座
土木施工管理技士	42講座
管工事施工管理技士	25講座
自動車整備士	24講座
電気主任技術者試験	13講座
技術士	11講座
電気工事施工管理技術検定試験	9講座
電気通信工事担任者試験	7講座
測量士・測量士補	5講座
電気工事士試験	3講座
建設機械施工技術検定試験	3講座
造園施工管理技士	3講座
気象予報士試験	2講座
エネルギー管理士試験	2講座
建築物環境衛生管理技術者試験	2講座
ボイラー技士免許試験	2講座
構造設計一級建築士	2講座
設備設計一級建築士	2講座
建築設備士	2講座
危険物取扱者試験	1講座

265講座

**⑧製造関係
【公的資格】**

製菓衛生師	25講座
食品衛生管理者	2講座
技能検定試験パン製造	1講座

28講座

**⑨その他
【公的資格】**

修士・博士等	517講座
科目等履修生	14講座
履修証明プログラム	7講座

538講座

主な検討対象資格試験の概要、受験者数、合格者数、合格率など

		概要	受験者数	合格者数	合格率	現在の指定講座数	受給者数	
養成施設	大型自動車第一種免許 ※1	大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車を運転することができる免許	66,123人	61,749人	93.4%	1,865講座	11,069人	
	普通自動車第二種免許 ※1	普通自動車で旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転することができる免許	38,119人	16,042人	42.1%	413講座	877人	
養成施設以外	業務独占	公認会計士試験 ※2	公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験	9,416人	1,231人	11.2%	2講座	15人
	弁理士試験 ※3	弁理士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験	3,912人	255人	6.51%	13講座	145人	
	名称独占	技術士試験 ※4	・第一次試験は、技術士となるのに必要な科学技術全般にわたる基礎的学識及び第四章の規定の遵守に関する適性並びに技術士補となるのに必要な技術部門についての専門的学識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする試験 ・第二次試験は、技術士となるのに必要な技術部門についての専門的学識及び高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする試験	(一次) 17,739人	8,658人	48.8%	11講座	102人
	必置資格	貸金業務取扱主任者試験 ※5	貸金業に関して、必要な知識について行う試験	(二次) 26,253人	3,501人	13.3%	2講座	25人

(厚生労働省調べ)

※1 大型自動車第一種免許、普通自動車第二種免許の「概要」、「受験者数」、「合格者数」及び「合格率」は、道路交通法及び警察庁交通局運転免許課公表の運転免許統計（平成29年版）より抜粋

※2 公認会計士の「概要」、「受験者数（願書提出者数）」、「合格者数」及び「合格率」は、公認会計士法及び公認会計士・監査審査会公表の平成29年公認会計士試験の合格発表の概要より抜粋

※3 弁理士の「概要」、「受験者数」、「合格者数」及び「合格率」は、弁理士法及び特許庁工業所有権審議会公表の平成29年度弁理士試験の結果より抜粋

※4 技術士の「概要」、「受験者数」、「合格者数」及び「合格率」は、技術士法及び公益社団法人日本技術士会公表の平成29年度技術士試験統計より抜粋

※5 貸金業務取扱主任者試験の「概要」、「受験者数」、「合格者数」及び「合格率」は、貸金業法及び日本貸金業協会公表の平成29年試験実施結果より抜粋

※「現在の指定講座数」は、平成30年4月1日指定を記載

※「受給者」は、以下の要件をいずれも満たす者とする。 (N=111,353) ①平成28年度に訓練を修了した、②平成30年3月末までに一般教育訓練給付を受給している

目標資格別受給者数（在職/離職別、上位）

	在職者	(人)	離職者	(人)
1	大型自動車第一種免許	8,508	大型自動車第一種免許	2,561
2	TOEIC	<u>6,612</u>	フォークリフト運転技能講習	2,038
3	介護職員初任者研修	<u>4,147</u>	介護職員初任者研修	<u>1,635</u>
4	中型自動車第一種免許	<u>3,650</u>	大型自動車第二種免許	<u>1,143</u>
5	宅地建物取引士資格試験	<u>3,006</u>	大型特殊自動車免許	<u>585</u>
6	社会保険労務士試験	<u>2,789</u>	中型自動車第一種免許	<u>575</u>
7	介護支援専門員	<u>2,258</u>	医療事務技能審査試験	<u>524</u>
8	大型自動車第二種免許	<u>1,659</u>	医療事務管理士技能認定試験	<u>411</u>
9	産業カウンセラー試験	<u>1,607</u>	普通自動車第二種免許	<u>409</u>
10	フォークリフト運転技能講習	<u>1,486</u>	宅地建物取引士資格試験	<u>340</u>
11	大型特殊自動車免許	<u>1,441</u>	調剤事務管理士技能認定試験	<u>328</u>
12	けん引免許	<u>1,328</u>	社会保険労務士試験	<u>327</u>
13	FP技能検定試験	<u>1,317</u>	けん引免許	<u>289</u>
14	修士	<u>1,170</u>	医療事務検定試験	<u>286</u>
15	医療事務技能審査試験	<u>1,021</u>	FP技能検定試験	<u>244</u>
16	行政書士	<u>996</u>	日本語教育能力検定試験	<u>244</u>
17	医療事務管理士技能認定試験	<u>964</u>	TOEIC	<u>202</u>
18	簿記検定試験	<u>945</u>	産業カウンセラー試験	<u>180</u>
19	登録販売者	<u>879</u>	介護事務管理士技能認定試験	<u>179</u>
20	税理士	<u>861</u>	登録販売者	<u>166</u>

※「受給者」は、以下の要件をいずれも満たす者とする。(N=111,353)

①平成28年度に訓練を修了した、②平成30年3月末までに一般教育訓練給付を受給している

※専門実践教育訓練給付制度の創設や、施行後3年後見直しに伴う指定基準等の改正により、専門実践教育訓練の指定対象として位置づけられるものは除外。

※下線のある目標資格は、在職者／離職者双方に記載があるもの。

介護職員初任者研修の概要

1. 目的

- 介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、身体介護を含む 基本的な介護業務を行うことができるようすることを目的として行われるもの。当該研修又は実務者研修（450時間）を修了するか、介護福祉士の資格を取得している場合、訪問介護事業所等の訪問介護員として訪問介護サービスの提供が可能。

2. 実施主体

- 都道府県又は都道府県知事の指定した者

3. 対象者

- 訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者

4. 研修科目及び研修時間数

講義＋演習（130時間）－講義と演習を一体的に実施－

① 職務の理解 (6時間)	② 介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間)	③ 介護の基本 (6時間)	④ 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (9時間)	⑤ 介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)
⑥ 老化の理解 (6時間)	⑦ 認知症の理解 (6時間)	⑧ 障害の理解 (3時間)	⑨ こころとからだのしくみと生活支援技術 (75時間)	⑩ 振り返り (4時間)

※上記とは別に、筆記試験による修了評価（1時間程度）を実施。

5. 研修修了者（平成28年度） 78,149人

生活援助従事者研修の概要

1. 目的

- 生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするために、平成30年度より新たに設けられた研修であり、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得することを目的として行われるもの。当該研修を修了している場合、訪問介護事業所の訪問介護員として訪問介護サービス（生活援助中心型に限る）の提供が可能。

2. 実施主体

- 都道府県又は都道府県知事の指定した者

3. 対象者

- 生活援助中心型のサービスに従事しようとする者

4. 研修科目及び研修時間数

講義＋演習（59時間）－講義と演習を一体的に実施－

① 職務の理解 (2時間)	② 介護における尊厳の保持・自立支援 (6時間)	③ 介護の基本 (4時間)	④ 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (3時間)	⑤ 介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)
⑥ 老化と認知症の理解 (9時間)	⑦ 障害の理解 (3時間)	⑧ こころとからだのしくみと生活支援技術 (24時間)	⑨ 振り返り (2時間)	

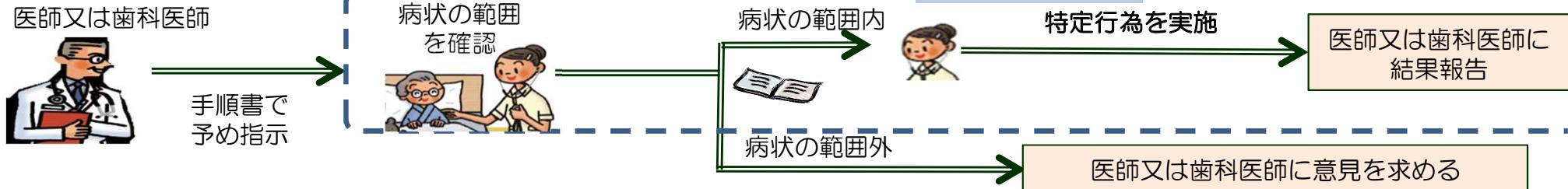
※上記とは別に、筆記試験による修了評価（0.5時間程度）を実施。

特定行為に係る看護師の研修制度の概要

1. 目的

- 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。

2. 特定行為の流れ



3. 特定行為研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関において、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等(協力施設)で受けることを可能としている



4. 研修の内容

共通科目	時間数
臨床病態生理学(講義、演習)	45
臨床推論(講義、演習、実習)	45
フィジカルアセスメント(講義、演習、実習)	45
臨床薬理学(講義、演習)	45
疾病・臨床病態概論(講義、演習)	60
医療安全学(講義、演習、実習)	30
特定行為実践(講義、演習、実習)	45
合計	315

「区別科目」
特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修

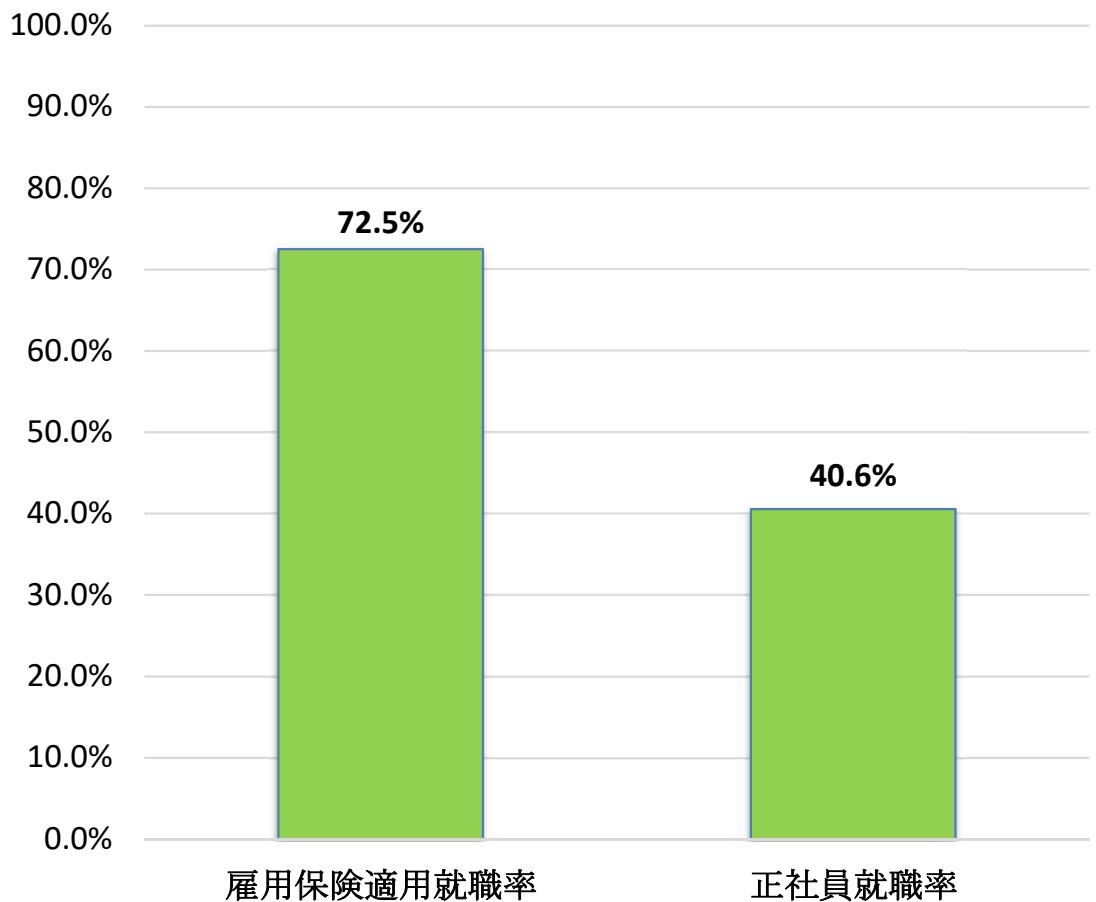
特定行為区分(例)	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	22
創傷管理関連	72
創部ドレーン管理関連	15
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	36
感染に係る薬剤投与関連	63

実習を行う
※1区分ごとに受講可能

- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており直近で87機関である。これらの指定研修機関が年間あたり受け入れ可能な人数（定員数）は約1,200人となっている。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており直近で1,006名である。 制度施行：平成27年10月1日

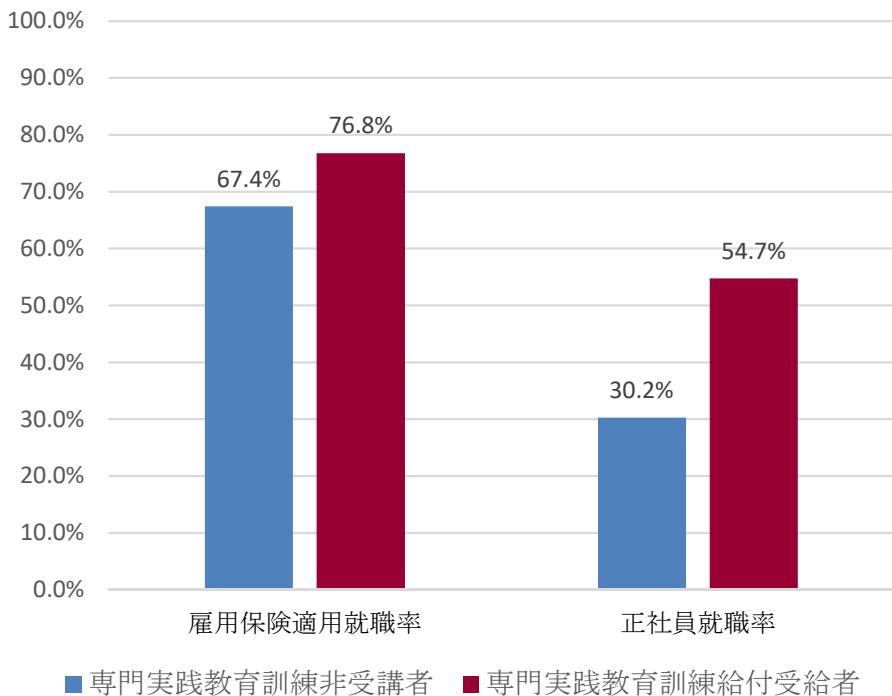
一般教育訓練給付の受給者(受講開始時離職者)の就職状況

一般教育訓練給付の受給者(※1)



【参考】専門実践教育訓練給付の受給者(※2)と専門実践教育訓練非受講者(※3)

〈再掲・第3回労働政策審議会人材開発分科会資料2-3【参考2】〉



(※1)「一般教育訓練給付の受給者」は、以下の要件をいずれも満たす者とする。(N=17,463)

①訓練受講開始時に離職中であった、②平成28年度に訓練を修了した、③平成30年3月末までに一般教育訓練給付を受給している

(※2)「専門実践教育訓練給付の受給者」は以下の要件をいずれも満たす者とする。(N=1,932)

①平成29年9月末までに専門実践教育訓練給付を受給している、②訓練受講開始時に離職中であった、③平成29年3月末までに訓練を修了した

(※3)「専門実践教育訓練非受講者」は、以下の要件の全てを満たす者とする。(N=14,108,725)

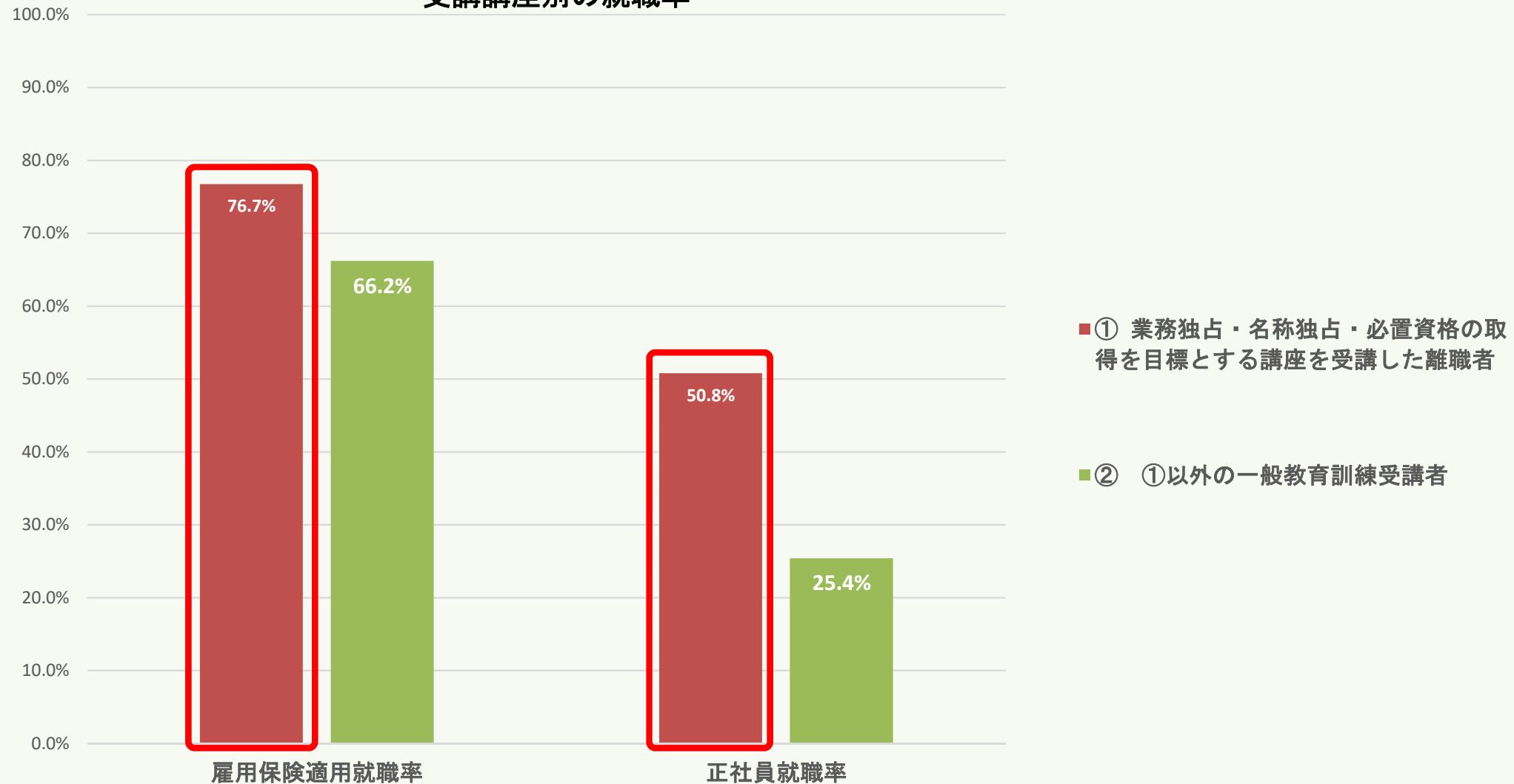
①2009年4月以降に雇用保険被保険者資格を取得した、②2014年10月～2017年3月に離職した、③離職時の年齢が64歳以下であった、

④平成29年9月末までに専門実践教育訓練給付を受給していない

(※4)上記、雇用保険適用就職率・正社員就職率は、「一般教育訓練の受給者」は平成30年3月末時点、「専門実践教育訓練給付の受給者」は制度創設時～平成29年9月末時点のもの

一般教育訓練給付の受給者（受講開始時離職者）の就職状況（内訳）

受講講座別の就職率



(※1) 「一般教育訓練給付の受給者」は、以下の要件をいずれも満たす者とする。 (N=17,463)

①訓練受講開始時に離職中であった、②平成28年度に訓練を修了した、③平成30年3月末までに一般教育訓練給付を受給している

(※2) 「一般教育訓練給付の受給者」のうち、「①業務独占・名称独占・必置資格の取得を目標とする講座を受講した離職者」は9,860人、「② ①以外の講座を受講した離職者」は、5,254人。（専門実践教育訓練移行予定の資格取得を目標とする講座を受講した離職者を除く。）

(※3) 上記、雇用保険適用就職率・正社員就職率は、平成30年3月末時点。

情報通信系資格の位置づけ（※）

【ITSSのレベル階層】

ITSSとの対応関係
が把握できる資格ITSSとの対応関係
がない資格

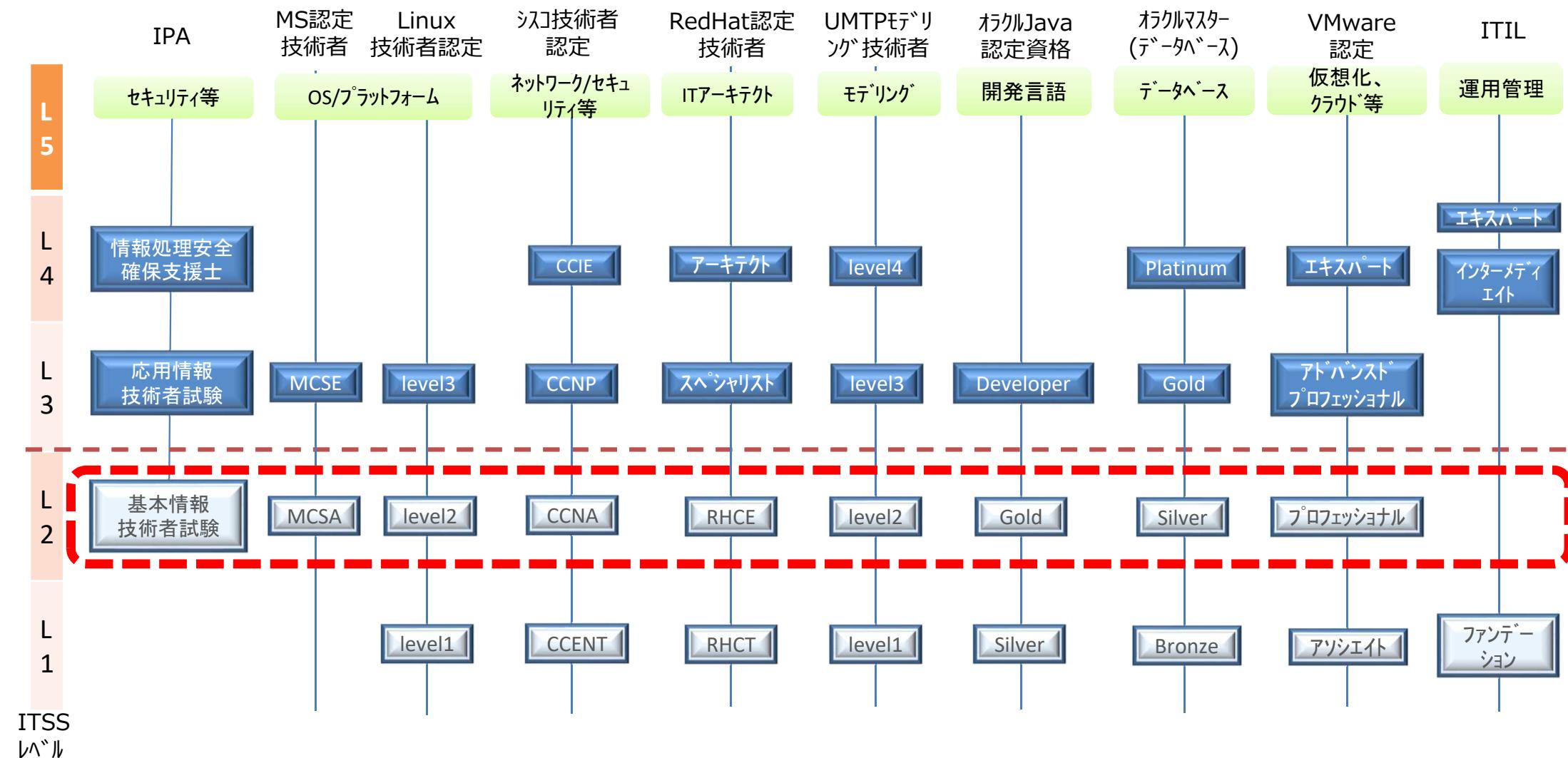
L4	プロフェッショナルとして スキルの専門分野が確立し 、自らのスキルを活用することによって、 独力で業務上の課題の発見と解決をリードするレベル 。社内において、プロフェッショナルとして求められる経験の知識化とその応用（後進育成）に貢献しており、ハイレベルのプレーヤとして認められる。	合格率等の一定の要件を満たすものは、 専門実践教育訓練給付 の対象（第5類型）
L3	要求された作業を全て独力で遂行する 。スキルの専門分野確立を目指し、プロフェッショナルとなるために必要な応用的知識・技能を有する。	
L2	上位者の指揮の下に、要求された作業を担当する 。 【情報処理技術者試験（基礎情報技術者試験）、oracle認定資格silver、シスコ技術者認定試験CCNA 等】（詳細次頁）	合格率等の一定の要件を満たすものは、 一般教育訓練給付 の対象
L1	情報技術に携わる者に最低限必要な基礎知識を有する 。 【oracle認定資格bronze 等】	教育訓練給付の 対象外
IT技術者向けではなく、一般的に多様な職種・業種で用いられる情報通信系資格（MOS資格、VBAエキスパート等）や、広義の意味での情報通信系資格（ウェブデザイン、CAD等）		合格率等の一定の要件を満たすものは、 一般教育訓練給付 の対象（※入門的、基礎的なものは対象外）

（※）ITSSのレベル階層の定義については「ITスキル標準V3 2011 1部概要編」（独立行政法人情報処理推進機構、経済産業省）、各レベルと個別の資格の対応関係については、「ITSSのキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」（特定非営利活動法人スキル標準ユーザー協会）ver10r2をもとに、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において作成。

情報通信系資格の例とそのレベル評価

国家資格

民間資格

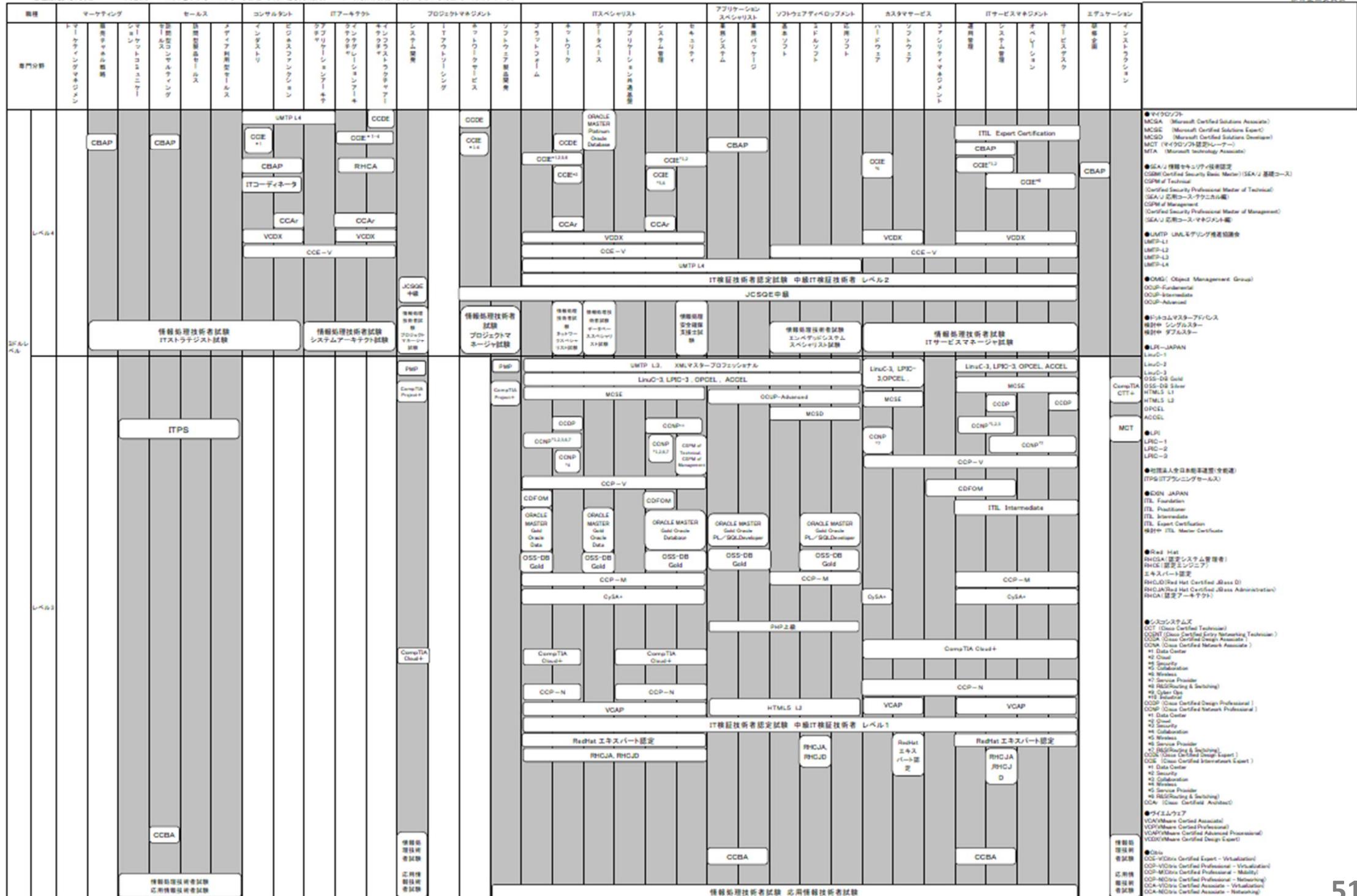


(資料出所)「ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」(NPO法人スキル標準ユーザー協会)、「“情報処理安全確保支援士”と現行の情報セキュリティスペシャリスト試験の位置付けについて」プレスリリース資料(独立行政法人情報処理推進機構)をもとに、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において作成。

ITSSのキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ Ver11r2

ITSSのスキル熟度と、各種認定試験・資格を対応付けている。同一レベル内にある認定試験・資格同士は上下関係はない。

各種認定試験・資格のレベルは、技術レベルだけを示すものではない。会員・教員に必要な期間、プロセス、方法、会員・教員率などから総合的に判断している。



出典：特定非営利活動法人スキル標準ユーザー協会、『ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格の関係(ISV Map Ver11r2)』（<http://www.ssug.jp/docs/isv/ISVMapVer11r2.pdf>）

SSのキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ Ver11r2

ITSSのスキル熟練度と、各種認定試験・資格を対応付けている。同一レベル内にある認定試験・資格同士に上下関係はない。

各種認定試験・資格のレベルは、技術レベルだけを示すものではない。合格・取得に必要な期間、プロセス、方法、合格・取得率などから総合的に判断している。

職種	マーケティング	セールス	コンサルタント	ITアーキテクト	プロジェクトマネジメント	ITスペシャリスト	アプリケーションスペシャリスト	ソフトウェアディベロッパー	カスタマーサービス	ITサービスマネジメント	エデュケーション	
専門分野	マーケティングマネジメント 営業チャネル戦略 マーケットコントローラー ^{シヨン}	セールス 営業開拓&セールス	コンサルタント マーケティングコンサルタント	ITアーキテクト インダストリー	プロジェクトマネジメント ビジネスフランクション	ITスペシャリスト クラウド・データベース ネットワーキング システム開発	アプリケーションスペシャリスト データベース ネットワーク システム管理	ソフトウェアディベロッパー スマートフォン開発 モバイル開発	カスタマーサービス ハーネスウェア ソフトウェア	ITサービスマネジメント 運用管理 システム管理	エデュケーション セミナー インストラクション	
レベル2			ECBA			UNTP L2 LinuC-2, LPIC-2 CompTIA Server+, Security+ ORACLE MASTER Silver Oracle Database CCDA CCNA ^{1,2,3,4} CCNA ^{1,2,3,4} CCNA ^{1,2,3,4} CCNA ^{1,2,3,4} CCNA ^{1,2,3,4} OCJP Gold Ruby Gold RHCE JSTQB-Foundation XMLマスター ^{シック} VCP HTML5 L1 VCP ITIL Practitioner JCSQE初級 CCA-V CCA-N PHP ^{上級} CCA-V CCA-N IT検証技術者認定試験 初級IT検証技術者 レベル2 OSS-DB Silver ORACLE MASTER Silver Oracle PL/SQL Developer ORACLE MASTER Silver Oracle PL/SQL Developer OSS-DB Silver 情報処理技術者試験 基本情報技術者試験	MCSA LinuC-2, LPIC-2 CompTIA Server+, Security+ ECBA CCDA CCNA ^{1,2,3,4} RHCE JSTQB-Foundation VCP HTML5 L1 VCP ITIL Practitioner JCSQE初級 CCA-V CCA-N IT検証技術者認定試験 初級IT検証技術者 レベル2 Ruby Silver PHP ^{初級} ComptIA Cloud Essentials CDCP IT検証技術者認定試験 初級IT検証技術者 レベル1 ORACLE MASTER Bronze Oracle Database ORACLE MASTER Silver Oracle PL/SQL Developer ORACLE MASTER Gold Oracle Database ORACLE MASTER Platinum Oracle Database OCJP Bronze (Oracle Certified Java Programmer, Bronze SE) OCJP Silver (Oracle Certified Java Programmer, Silver SE) OCJA (Oracle Certified Java Application, Java SE) OCA SA (Oracle Certified Associate, Oracle Solaris System Administrator) OCP SA (Oracle Certified Professional, Oracle Solaris System Administrator)	MCSA LinuC-2, LPIC-2 CompTIA Server+, Security+ ECBA CCDA CCNA ^{1,2,3,4} RHCE VCP VCP ITIL Practitioner CCA-V CCA-N IT検証技術者認定試験 初級IT検証技術者 レベル2 Ruby Silver PHP ^{初級} ComptIA Cloud Essentials CDCP IT検証技術者認定試験 初級IT検証技術者 レベル1 ITIL Foundation RHCSA RHCSA MTA VCA OCJP Bronze VCA MTA VCA CompTIA IT Fundamentals		<ul style="list-style-type: none"> ●IBIA国際ビジネスアナリス(International Institute of Business Analysis) ●CGBA (Certification of Competency in Business Analysis) ●ECBA (Certified Business Analysis Professional) ●クラウド検定試験(日本マーケティングブレイバー認定機関) <ul style="list-style-type: none"> 検定中 JHDC Trainer 検定中 JHDC Master Trainer 検定中 JHDC Director ●日本労働省グループ社員は企業登録七協会 <ul style="list-style-type: none"> 検定中 JHDC Trainer 検定中 JHDC Master Trainer 検定中 JHDC Director ●JSTQBデータ分析者資格認定 <ul style="list-style-type: none"> JSTQB-Foundation JSTQB-Advanced ●一般社団法人IT検証会員協会 <ul style="list-style-type: none"> 初級IT検証技術者(レベル1) 初級IT検証技術者(レベル2) 検定中 中級IT検証技術者(レベル1~2) 検定中 CDCP(データセンターエンジニア認定) ●日本HPデータセンタープロフェッショナル認定コース <ul style="list-style-type: none"> CDCP(データセンタープロフェッショナル認定コース) CDOP(データセンター・フレイジングオペレーションマネージャ認定コース) 検定中 CDCS(データセンター・スペシャリスト認定) 検定中 CDCE(データセンターエンジニア認定) ●ComptIA <ul style="list-style-type: none"> A+ Network + Security + Server + Cloud + CTT + Project + IT Fundamentals Cloud Essentials Cloud + IT 検証中 Linux + ●Oracle(バージョン記載は省略) <ul style="list-style-type: none"> ORACLE MASTER Bronze Oracle Database ORACLE MASTER Silver Oracle Database ORACLE MASTER Gold Oracle Database ORACLE MASTER Platinum Oracle Database OCJP Bronze (Oracle Certified Java Programmer, Bronze SE) OCJP Silver (Oracle Certified Java Programmer, Silver SE) OCJA (Oracle Certified Java Application, Java SE) OCA SA (Oracle Certified Associate, Oracle Solaris System Administrator) OCP SA (Oracle Certified Professional, Oracle Solaris System Administrator) ●Ruby <ul style="list-style-type: none"> Ruby Association Certified Ruby Programmer Gold Ruby Association Certified Ruby Programmer Silver ●PHP <ul style="list-style-type: none"> PHP初級 PHP上級 PHP上級 ●コーディネータ協会 <ul style="list-style-type: none"> IT検証技術者認定試験 初級IT検証技術者 レベル1にて実施の無い審査レベルについては、貢献のマッチング対象とした。 		
エントリーレベル				CompTIA A+		CompTIA Network+ LinuC-1, LPIC-1, CompTIA A+, UNTP L1 CompTIA Cloud Essentials CDCP	OCUP-Fundamental Ruby Silver PHP初級 CompTIA Cloud Essentials IT検証技術者認定試験 初級IT検証技術者 レベル1 ORACLE MASTER Bronze Oracle Database ORACLE MASTER Silver Oracle PL/SQL Developer ORACLE MASTER Gold Oracle Database ORACLE MASTER Platinum Oracle Database OCJP Bronze (Oracle Certified Java Programmer, Bronze SE) OCJP Silver (Oracle Certified Java Programmer, Silver SE) OCJA (Oracle Certified Java Application, Java SE) OCA SA (Oracle Certified Associate, Oracle Solaris System Administrator) OCP SA (Oracle Certified Professional, Oracle Solaris System Administrator)	CompTIA A+, CompTIA Network+ LinuC-1, LPIC-1 CompTIA Cloud Essentials CDCP	CompTIA A+, CompTIA Network+ LinuC-1, LPIC-1 CompTIA Cloud Essentials CDCP			
レベル1				CompTIA Cloud Essentials		IT検証技術者認定試験 初級IT検証技術者 レベル1 RHCSA OCJP Silver	ITIL Foundation RHCSA					
レベル0				CompTIA IT Fundamentals		MTA VCA OCJP Bronze VCA MTA VCA CompTIA IT Fundamentals						

ITリテラシースタンダード（ITLS）の策定及び「ITパスポート試験」の拡充（経済産業省）

- 今後、AI・IoT・ビッグデータ等の新技術は、幅広い業種において、サービスや製品の提供、業務の効率的な遂行等にあたり、活用が進んでいくことが見込まれる。このため、こうした新技術の利活用に関わるリテラシーを、IT技術者のみならず、あらゆる社会人にとって、身につけることが必要とされている。
- これを踏まえ、経済産業省において、AI、IoT、データ分野等で習得すべき知識等を示す「物差し」として「ITリテラシースタンダード」(ITLS)を、2018年中に整備。
- あわせて、経済産業省において、このITLS「1級」(上級)レベルのリテラシーを有することを評価するものとなるよう、「ITパスポート試験」(国家試験である情報処理技術者試験の一類型)を2019年度より拡充し、企業の採用選考や従業員の待遇においてAI・IT等に関する能力の反映を促すこととしている。
- 新試験では、既存の「ITパスポート試験」から出題範囲・出題内容を抜本拡充し、特にAI、IoT、データサイエンス、情報セキュリティ等、新技術の利活用や新技術を構成する技術要素に関連する出題を強化。新試験は、2019年4月より実施予定。
- 本試験に係る養成課程の設置は予定されていないが、新資格の取得を目標とする試験合格目標講座が多く開講される見通し。

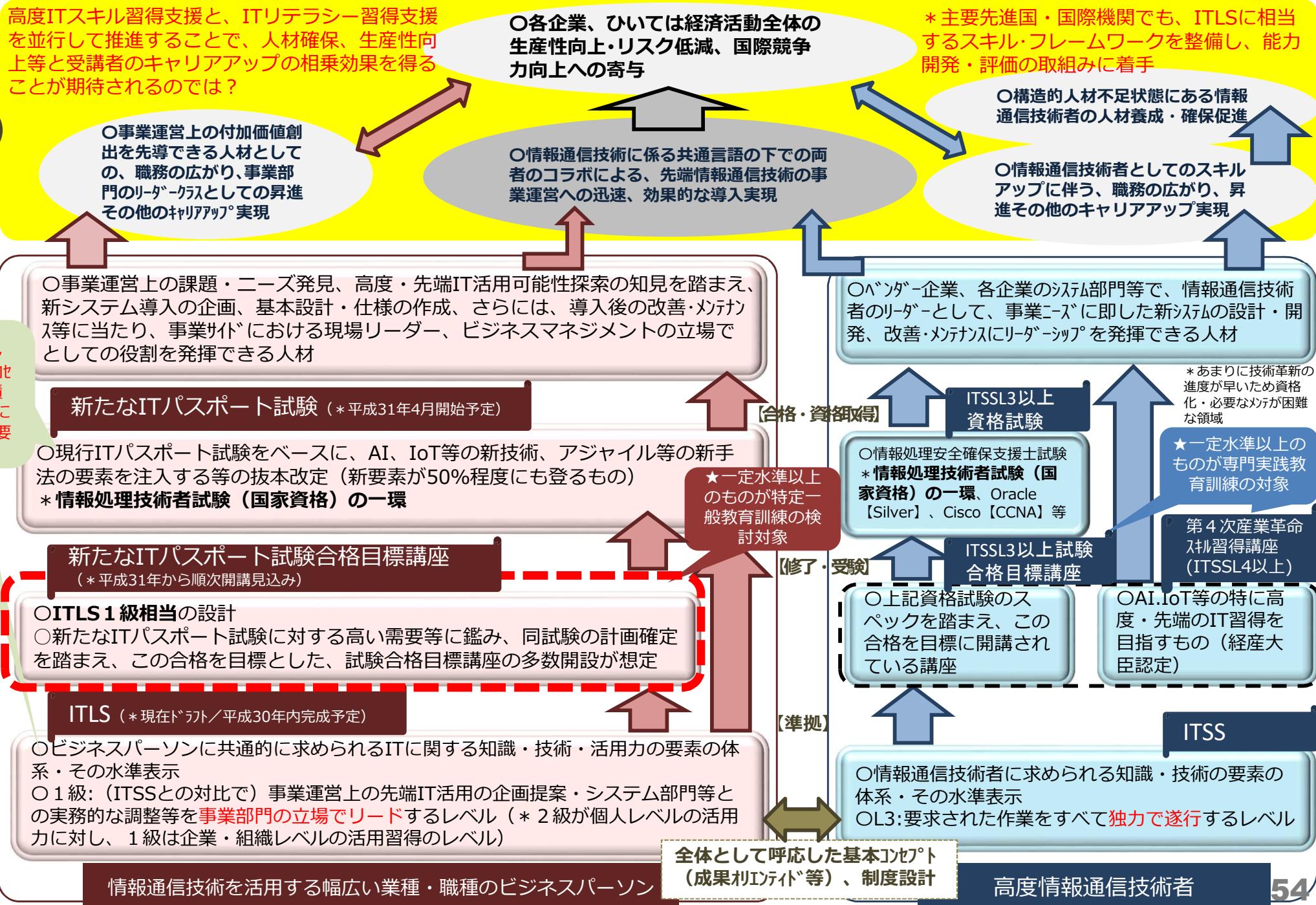
大学・専門学校等による職業実践的な短期プログラム（文部科学省）

- 社会人(在職者)の学び直しについては、学び直しのための時間の確保が大きな課題の一つであり、より短期で密度の高い教育訓練プログラムに対するニーズが高い。
- これを踏まえ、文部科学省において、学校教育法施行規則を改正し、「履修証明プログラム」(特別の課程)の訓練時間の下限を現行120時間から60時間に引き下げる予定(平成31年4月～)。
- これに伴い、社会人向け教育訓練プログラムに関する文部科学大臣認定制度である「職業実践力育成プログラム(BP)」、「キャリア形成促進プログラム」についても、認定対象を拡大し、大学や専門学校等が開講する、一定の要件を満たす社会人向けの職業実践的なプログラムであって、60時間以上120時間未満の短期プログラムについても、新たに文部科学大臣が認定を行うこととする。

対象講座C

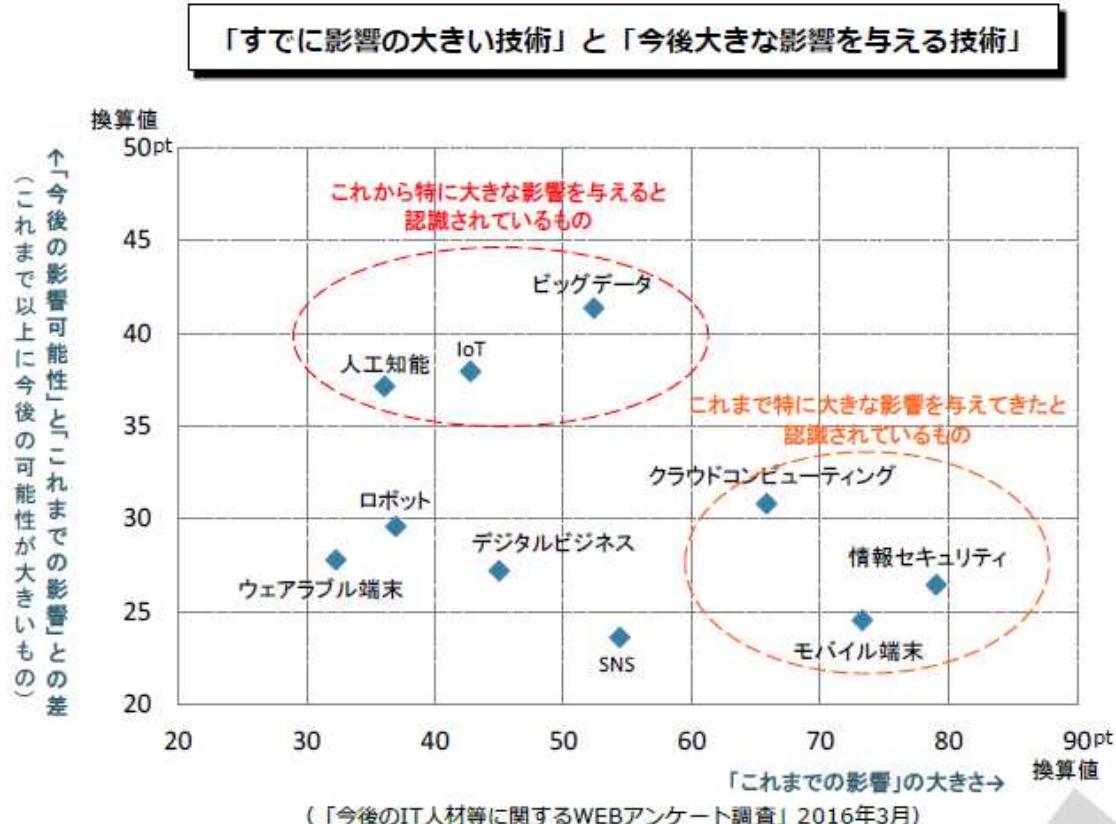
ITLS、新たなITパスポート試験の整備等による期待される労働政策上の効果・検討課題 【専門実践教育訓練との対応関係・相乗効果の観点を含めて】

経済産業省作成
資料等を参照し
厚生労働省にて作成



第四次産業革命下で求められる人材①

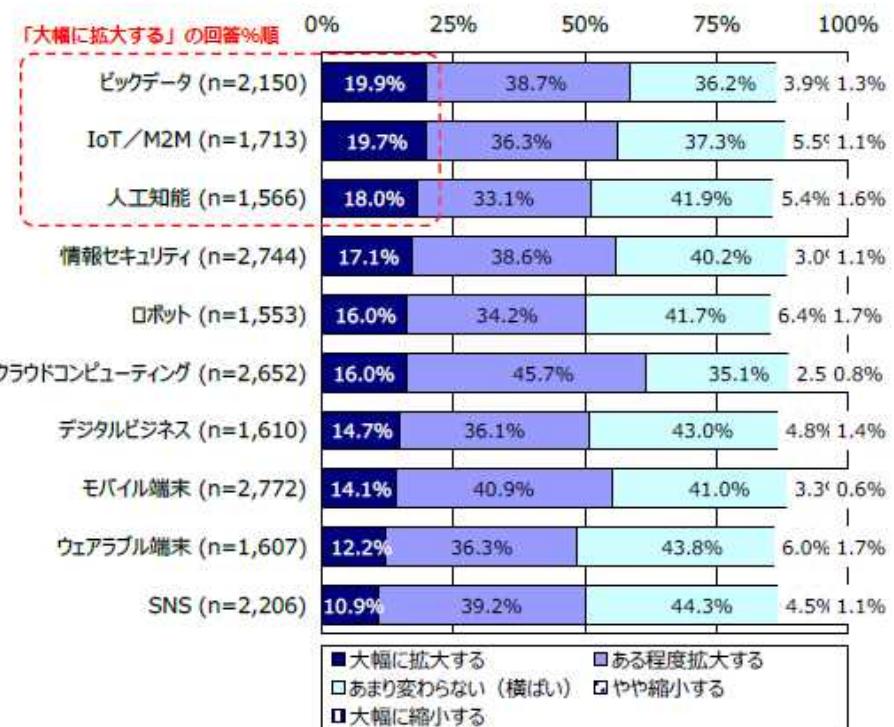
- 人工知能（AI）、IoT、ビッグデータなどは、今後特に重要性が増し、さらに今後大幅に市場が拡大すると見込まれている



▲「ビッグデータ」、「IoT」、「人工知能」は、「これまで」以上に「これから」特に大きな影響を与えると認識されている「今後注目すべきキーワード」である。

「換算値」は、「非常に大きな影響を与えてきた／与える」を2ポイント、「ある程度の影響を与えてきた／与える」を1ポイントとした際の値。すべての回答者が「ある程度の影響を与えてきた／与える」と回答した場合に100ポイントとなる。

先端IT技術に関する今後の市場の拡大見込み



(「今後のIT人材等に関するWEBアンケート調査」2016年3月)

▲「ビッグデータ」、「IoT」、「人工知能」は、「今後大幅に市場が拡大する」という見方が強い。

第四次産業革命下で求められる人材②

- また、これらの分野については、開発等を行うエンジニアだけではなく、**その技術・サービスに関する「十分な知識を持った人材」、「具体化できる人材」(=リテラシー)**についてのニーズが最も高い



▲ 「ビッグデータ」、「IoT」、「人工知能」のほか、「ロボット」に関する人材が「今後特に大幅に不足する」人材として挙げられた。

▲ 先端IT人材に関する課題は、「十分な知識を持った人材の不足」のほか、「製品やサービスを具体化できる人材の不足」など。

ITリテラシースタンダード（ITLS）の策定

- こうした産業界のニーズを踏まえ、エンジニア向けのITスキル標準（ITSS）に加え、新たに、**A I、I o T、データ分野で習得すべき知識等を示す「物差し」として**、（独）情報処理推進機構（IPA）において、「ITリテラシースタンダード」（IT Literacy Standard）の開発に着手（2018年中に策定予定）
- 先端ITを使いこなして、企業・業務の生産性向上やビジネスチャンスの創出・拡大に結びつける**のに必要な知識・能力等を定義するため、現在、有識者委員会を開催し、具体的な知識等の体系化を行っている（第1回有識者委員会を9月18日に開催）

	コンセプト	主な要素	目指す人物像	習得内容	知識体系
1級	企業等の組織におけるIT投資の貢献に必要なITリテラシー	知識・スキル（活用イメージ）+ 2級の要素	先端ITに関する知識を前提として、ITを活用した業務の改善提案、システム化の支援を担える人材（リーダー人材）	<ul style="list-style-type: none">先端IT動向の「理解」先端ITの活用手段の「把握」	<ul style="list-style-type: none">世の中にどの様なITがあり、それぞれどのような機能・仕組みを有しているか、どのような場面で活用されているかについての理解企業・業務の課題解決場面に有用なITを選定し、そのITを操作して目的に適う情報を取得・分析・表現し、課題解決に繋げる能力ITを安全に活用するための情報セキュリティやコンプライアンスの知識その他
2級	ITを活用した自己の業務遂行に必要なITリテラシー	考え方 マインドセット（操作）	ITについて理解があり、現場において、新たに導入されるデバイスやツールなどの操作が行える人材	<ul style="list-style-type: none">ITの技術、活用動向等の「認知」（感度・関心を持つこと）	<ul style="list-style-type: none">PC等デバイス、オフィス/コミュニケーションツールの操作インターネットの理解情報の収集、整理情報モラル、PC等デバイスのセキュリティ管理ほか

○ITLS検討委員

- IT業界有識者
- IT・IT利活用団体代表
- コンサルティング会社
- 先進IT有識者・教育事業者（AI、IoT、データサイエンスなど）
- 情報処理技術者試験 試験委員
- 教育アナリスト（セキュリティリテラシー、情報モラル）

○委員会スケジュール

- ～9月 素案検討
- 9月～11月 WG開催（第1回 9月18日）
- 12月 初版公開
- 1月以降 普及策検討

○目指すべき将来像

- ・ これから「読み・書き・そろばん」であるAI技術を使いこなすITリテラシーを誰もが持ち、ヒューマンフレンドリーなAI技術を活用することで、ニーズに合った物・サービスの提供、病気にならないヘルスケア、自由で安全な移動等を実現
- ・ サイバーセキュリティが確保され、AI技術の社会受容が進み、産業から生活まで様々な分野で活用されることで、質の高い新たな雇用やサービスを創出

○現状認識

国民全般にとっても利活用者としてのITリテラシーが必要となってきており、それに加えて、AI技術の発展に伴い人はより創造的な役割を求められるようになることから、今後は、基礎学力、課題設定力、コミュニケーション力など人間としての基礎力がより一層問われることになる。我が国産業の競争力を抜本的に向上させ、今後更に社会でのAI技術の利活用を加速させるためには、より実務を担うAI技術を理解した多くの人材が求められており、従来の概念にとらわれない方法による人材育成、円滑な採用に資する人事・給与制度改革等が急務となっている。

全ての社会人が持つべき「ITリテラシー」についての基準を本年度中に策定するとともに、ITパスポート試験を拡充して「ITリテラシー」を認定するための試験を実施し、企業の採用選考や従業員の処遇においてAI・IT等に関する能力の反映を促す。



Information-technology
Promotion
Agency, Japan

ITリテラシースタンダード
IT Literacy Standard (ITLS)
<初版>

「ITLSの概要」

2018年12月28日

独立行政法人情報処理推進機構
社会基盤センター 人材プラットフォーム部

■ ITリテラシースタンダード（ITLS）とは

ITリテラシースタンダード（ITLS）は、将来の成長や競争力強化に向けた**ビジネスの改善・刷新と効果的なIT活用・投資を進めるための、主に事業部門やスタッフ部門などで勤務するビジネスパーソン（非IT技術者）に求められるIT知識や技能、情報活用能力とその領域**を示すものである。

■ ITLSの構成

ITLSは、**ITリテラシーの定義と必要な知識領域を整理した「ITLSフレームワーク」と、これに基づき、講習を通じたITリテラシーの習得を想定した「ITLSモデルカリキュラム」**で構成する。

※ ITLSモデルカリキュラムは、知識の詳細を示すことを兼ねる。



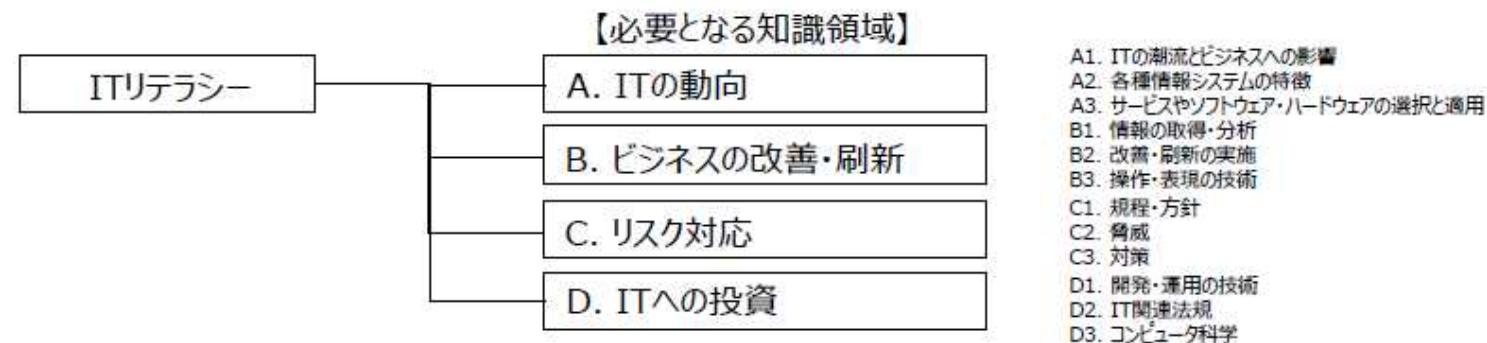
■ ITLSにおける「ITリテラシー」の定義

社会におけるIT分野での事象や情報等を正しく理解し、関係者とコミュニケーションして、業務等を効率的・効果的に利用・推進できるための知識、技能、活用力

■ 必要な知識領域の整理

将来の成長や競争力強化に向けては、刻々と進化するITの潮流やこれらを活用した新たなビジネス形態の可能性が自らのビジネスにどう影響するかを的確に捉え（A. ITの動向）、速度感を持ちながらビジネスの改善や刷新に取り組む（B. ビジネスの改善・刷新）ことが重要であり、その際には、同時にセキュリティを含めたリスクにもぬかりない対応が必要となる（C. リスク対応）

また、ビジネスとITの活動の一体性が高まっている現在においては、IT技術者との円滑なコミュニケーションを図るため、非IT技術者としてもITへの投資に関わる一定の知識が求められる（D. ITへの投資）



■ ITリテラシーの習得・活用度

ITLSでは、必要な知識領域の習得及び実務での活用の観点から、ITリテラシーの度合いを定義する。

【1級】 各領域に関する知識を横断的に活用し、実務の場でリーダーシップを發揮できる。

【2級】 「A. ITの動向」領域に関する知識を前提とし、必要に応じて他領域の一部の知識を適宜選択・活用しながら実務に対応できる。

■ ITLSフレームワーク（初版）

ITリテラシー

社会におけるIT分野での事象や情報等を正しく理解し、関係者とコミュニケーションして、業務等を効率的・効果的に利用・推進できるための知識、技能、活用力

A. ITの動向			B. ビジネスの改善・刷新			C. リスク対応			D. ITへの投資		
A1. ITの潮流とビジネスへの影響	A2. 各種情報システムの特徴	A3. サービスやソフトウェア・ハードウェアの選択と適用	B1. 情報の取得・分析	B2. 改善・刷新の実施	B3. 操作・表現の技術	C1. 規程・方針	C2. 骨感	C3. 対策	D1. 開発・運用の技術	D2. IT関連法規	D3. コンピュータ科学
・シェアリングエンジニアリングなどの新たなビジネス形態やワークスタイル ・AI、IoTの基本的な考え方、社会や身近な業務での使われ方 ・クラウドコンピューティングなど代表的なサービスを通じたソリューションビジネス	・経営戦略を支援する情報システムの戦略的目的とシステムの特徴 ・経営を支援する各種管理システムの基本的な考え方 ・各種ビジネス分野での代表的なシステムの特徴や考え方	・システムを構成するサービスやソフトウェアの特徴 ・システムを構成するハードウェアの特徴 ・ライセンス形態、ライセンス管理など、ソフトウェアライセンスの考え方、特徴	・情報の検索・取得、整理、分析、編集、発信などリサーチの基本的な考え方、方法 ・業務データの分析や整理を行うための統計・分析手法、データ及びデータ構造の基本的な考え方 ・情報システムにおける代表的なモデルの操作・分析、担当業務における業務改善や問題解決への活用	・コンピュータ及びネットワークを利用した業務の自動化、効率化の目的、考え方、方法 ・コミュニケーションにおけるグループウェアやSNSなどの効果的な利用	・データの可視化、業務フローなどを業務を把握する際のビジュアル表現	・セキュリティ関連法規(サイバーセキュリティ基本法、不正アクセス禁止法など)、不正競争防止法(商業秘密)、情報セキュリティポリシー	・情報セキュリティに関する人材の確保、代表的な情報資産の種類とこれに対するセキュリティ対策の基本的な考え方	・情報セキュリティに関する人材の確保、物理的・技術的・物理的骨感と脆弱性	・要件定義、システム設計、プログラミング、テスト、ソフトウェア保守などシステム開発のプロセスの基本的な流れ	・知的財産権(著作権法、産業財産権関連法規など)	・システムの構成、処理形態、利用形態の特徴 ・システムの性能・信頼性・経済性(費用対効果) ・クラウド利用前提としたアーキテクチャ、オープンソースソフトウェア(OSS)の特徴
・セキュリティ関連法規(サイバーセキュリティ基本法、不正アクセス禁止法など)、不正競争防止法(商業秘密)、情報セキュリティポリシー	・オフィスツールなどのソフトウェアの特徴と基本操作、論理的で効果的なレポート作成と発信の考え方	・コンプライアンス、コーポレートガバナンスなど、企業の規範の考え方	・情報技術等を悪用するなどの代表的な攻撃手法の種類とこれらへの対策の概要	・リスクマネジメントの流れと情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の考え方	・アジャイルなどをはじめとする、代表的な開発モデルや開発手法に関する意義や目的	・各種契約(NDAs、SLAs、ライセンス)など、取引に関連する法規(下請法、PL法など)	・各種契約(NDAs、SLAs、ライセンス)など、取引に関連する法規(下請法、PL法など)	・IoTシステムのプロダクトやプロジェクトのマネジメントの意義、目的、考え方、手順	・プロジェクトやプロダクトのマネジメントの意義、目的、考え方、手順	・労働基準法、労働派遣法など、労働に関する法規	・労働基準法、労働派遣法など、労働に関する法規
・個人情報保護の必要性、関連する法律、個人情報保護方針(プライバシーポリシー)	・職場でシステムを活用する観点でのファイル管理の考え方と基本的な機能の使い方	・個人情報保護の必要性、関連する法律、個人情報保護方針(プライバシーポリシー)	・利用により生じる人為的ミス(ヒューマンエラー)に起因する骨感と対策の想定	・IoTシステムのプロジェクトやプロダクトのマネジメントの意義、目的、考え方、手順	・プロジェクトやプロダクトのマネジメントの意義、目的、考え方、手順	・各種の指針・ガイドラインが推奨している事項	・各種の指針・ガイドラインが推奨している事項	・各種の指針・ガイドラインが推奨している事項	・各種の指針・ガイドラインが推奨している事項	・各種の指針・ガイドラインが推奨している事項	・各種の指針・ガイドラインが推奨している事項

※ 上記のほか知識の詳細は「ITLSモデルカリキュラム」を参照

＜習得・活用度＞

【1級】 上記における各領域に関する知識を横断的に活用し、実務の場でリーダーシップを発揮できる。

【2級】 上記「A. ITの動向」領域に関する知識を前提とし、必要に応じて他領域の一部の知識を適宜選択・活用しながら実務に対応できる。

ITLSモデルカリキュラム（初版）

■ ITLSモデルカリキュラム（初版）

【概要】

本モデルカリキュラムは、ITLS の 1 級を目指す人材を対象としている。講習を通じ IT リテラシーを習得しようとする際のひとつの参考モデルとして提示するものであり、具体的な講習の実施において厳密な準拠を求めるものではなく、実際の受講者の特徴やニーズを捉えた講義内容、e ラーニングの活用など実施環境の工夫等に応じた柔軟な講習設計を妨げるものではない。

①コマタイトル一覧 1コマ 120 分×15回（総時間：30時間）

	タイトル	学習目標	予定時間
第 1 回	IT の動向（1） ～IT の潮流とビジネスへの影響～	・最新の IT の動向と代表的な新しいビジネス形態、ワークスタイルを理解し、ステークホルダーと円滑なコミュニケーションをとることができること。	講義 60 分 演習 60 分
第 2 回	IT の動向（2） ～各種情報システムの特徴～	・情報システムの戦略的目的を理解し、社会や身近な業務にどのように活用されているかを説明できる。	講義 90 分 演習 30 分
第 3 回	IT の動向（3） ～ハードウェアの選択と適用～	・システムを構成するハードウェアの特徴を説明できる。	講義 90 分 演習 30 分
第 4 回	IT の動向（4） ～サービスやソフトウェアの選択と適用～	・システムを構成するソフトウェアとライセンスの考え方、特徴を説明できる。	講義 90 分 演習 30 分
第 5 回	IT の動向（5） ～メディア処理技術とネットワーク基礎～	・メディア処理技術やネットワークの基本的な考え方を説明できる。	講義 90 分 演習 30 分
第 6 回	ビジネスの改善・刷新（1） ～情報の取得・分析（情報分析手法・マーケティング）～	・ビジネス戦略立案のための代表的な情報分析手法、経営戦略手法を理解し、ステークホルダーと円滑なコミュニケーションをとることができること。	講義 60 分 演習 60 分
第 7 回	ビジネスの改善・刷新（2） ～情報の取得・分析（データベース、データ活用、アルゴリズム）～	・ビッグデータ（業務データ）から業務改善や問題解決を行うための方法を説明できる。	講義 90 分 演習 30 分
第 8 回	ビジネスの改善・刷新（3） ～改善・刷新の実施と操作・表現の技術～	・業務モデルにおける代表的なモデリング手法、IT を利用した業務の自動化・効率化を理解し、コミュニケーションに効果的な IT の利用を説明できる。	講義 90 分 演習 30 分

	タイトル	学習目標	予定時間
第 9 回	ビジネスの改善・刷新（4） ～操作・表現の技術（ヒューマンインターフェースとグラフィックス処理）～	・ヒューマンインターフェースにおいて重要なポイントを理解し、具体例を示して比較できる。	講義 90 分 演習 30 分
第 10 回	リスク対応（1） ～規程・方針と脅威～	・企業規範の考え方や、どのような取組みがあるかを説明できる。 ・情報モラルの基本的な考え方を理解し、ビジネスシーンで活用できる。 ・情報セキュリティの概念、脅威、脆弱性、攻撃手法に関して説明できる。	講義 90 分 演習 30 分
第 11 回	リスク対応（2） ～対策～	・情報セキュリティ対策の基本的な考え方、組織において必要な対策を提示できる。	講義 120 分
第 12 回	リスク対応（3） ～最近の脅威の動向～	・最近の脅威の動向と対策について説明できる。	講義 90 分 演習 30 分
第 13 回	ITへの投資（1） ～開発・運用の技術～	・システム開発の基本的な流れを理解し、プロジェクトのステークホルダーと円滑なコミュニケーションをとることができる。	講義 120 分
第 14 回	ITへの投資（2） ～コンピュータ科学・IT関連法規～	・システムの構成と性能を表す指標、IT関連法規の種類や概要について説明できる。	講義 60 分 演習 60 分
第 15 回	ITLS研修総合	・ITLS研修で学んだ事項をふまえ、自らの業務課題に沿った改善策を提案できる。	ディスカッション 60 分 発表60分

出典：独立行政法人情報処理推進機構、『ITLSモデルカリキュラム』
(<https://www.ipa.go.jp/files/000071019.pdf>)

ITパスポート試験の抜本改訂（iパス4.0）①

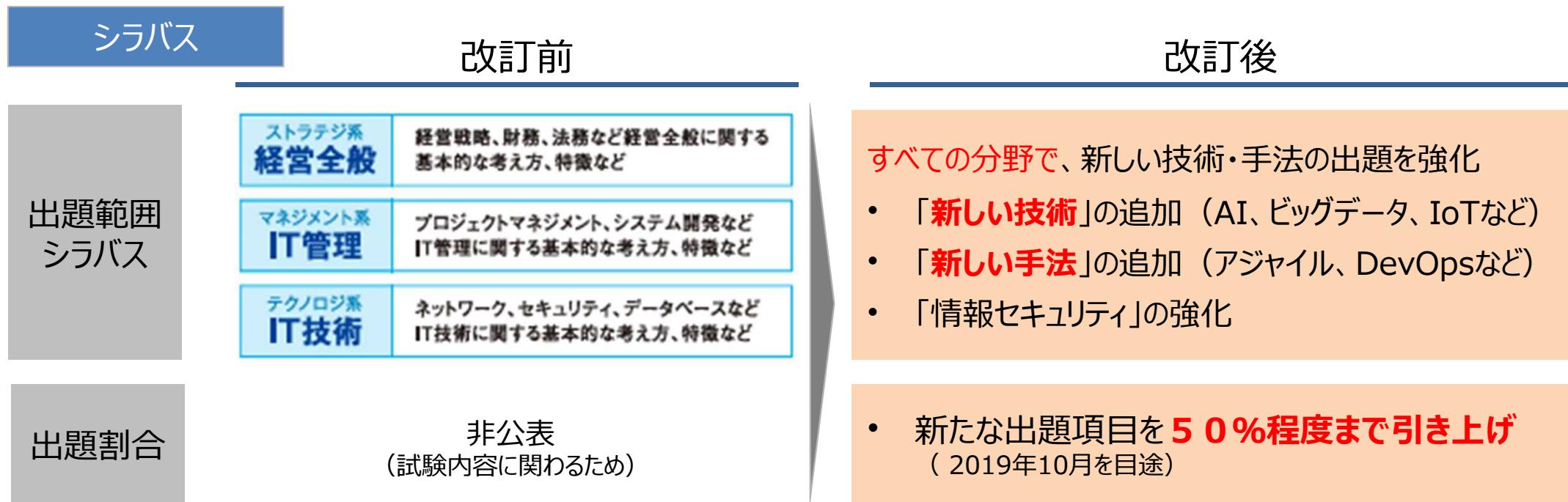
- AIをはじめとした**最新のITを使いこなすITリテラシーを認定**するため、IPAにおいて、「**ITパスポート試験**」を抜本改訂（iパス4.0）し、第四次産業革命に対応した試験内容へと拡充
- 「業務と役割」、「期待する技術水準」に**新しい技術（AI、ビッグデータ、IoT等）**や、**新しい手法（アジャイル、DevOps等）**の活用や知識を追加（2019年4月から新試験実施）

試験要綱

	改訂前	改訂後
業務と役割	<ul style="list-style-type: none">① 利用する情報機器及びシステムを把握し、活用する。② 担当業務を理解し、その業務における問題の把握及び必要な解決を図る。③ 安全に情報の収集や活用を行う。④ 上位者の指導の下、業務の分析やシステム化の支援を行う。	<ul style="list-style-type: none">① 利用する情報機器及びシステムを把握し、活用する。② 担当業務を理解し、その業務における問題の把握及び必要な解決を図る。③ 安全に情報の収集や活用を行う。④ 上位者の指導の下、業務の分析やシステム化の支援を行う。⑤ 担当業務において、新しい技術（AI、ビッグデータ、IoTなど）や新しい手法（アジャイルなど）の活用を推進する。
期待する技術水準	<ul style="list-style-type: none">① 利用する情報機器及びシステムを把握するために、コンピュータシステムやネットワークに関する知識をもち、オフィスツールを活用できる。② 担当業務を理解するために、企業活動や関連業務の知識をもつ。また、担当業務の問題把握及び必要な解決を図るために、システム的な考え方や論理的な思考力をもち、かつ、問題分析及び問題解決手法に関する知識をもつ。③ 安全に情報を活用するために、関連法規や情報セキュリティに関する各種規定に従って活動できる。④ 業務の分析やシステム化の支援を行うために、情報システムの開発及び運用に関する知識をもつ。	<ul style="list-style-type: none">① 利用する情報機器及びシステムを把握するために、コンピュータシステム、データベース、ネットワーク、情報セキュリティに関する知識をもち、オフィスツールを活用できる。② 担当業務を理解するために、企業活動や関連業務の知識をもつ。また、担当業務の問題把握及び必要な解決を図るために、システム的な考え方や論理的な思考力をもち、かつ、問題分析及び問題解決手法に関する知識をもつ。③ 安全に情報を収集し、効果的に活用するために、関連法規や情報セキュリティに関する各種規定に従って活動できる。④ 業務の分析やシステム化の支援を行うために、情報システムの開発及び運用に関する知識をもつ。⑤ 新しい技術（AI、ビッグデータ、IoTなど）や新しい手法（アジャイルなど）の概要に関する知識をもつ。

ITパスポート試験の抜本改訂（iパス4.0）②

- 出題範囲やシラバスにおいても、**新しい技術（AI、ビッグデータ、IoT等）** や、**新しい手法（アジャイル、DevOps等）** を**全面的に追加**することを明示
- 新たな出題項目を半年間で 50%程度まで引き上げ**、試験内容を抜本的に改訂

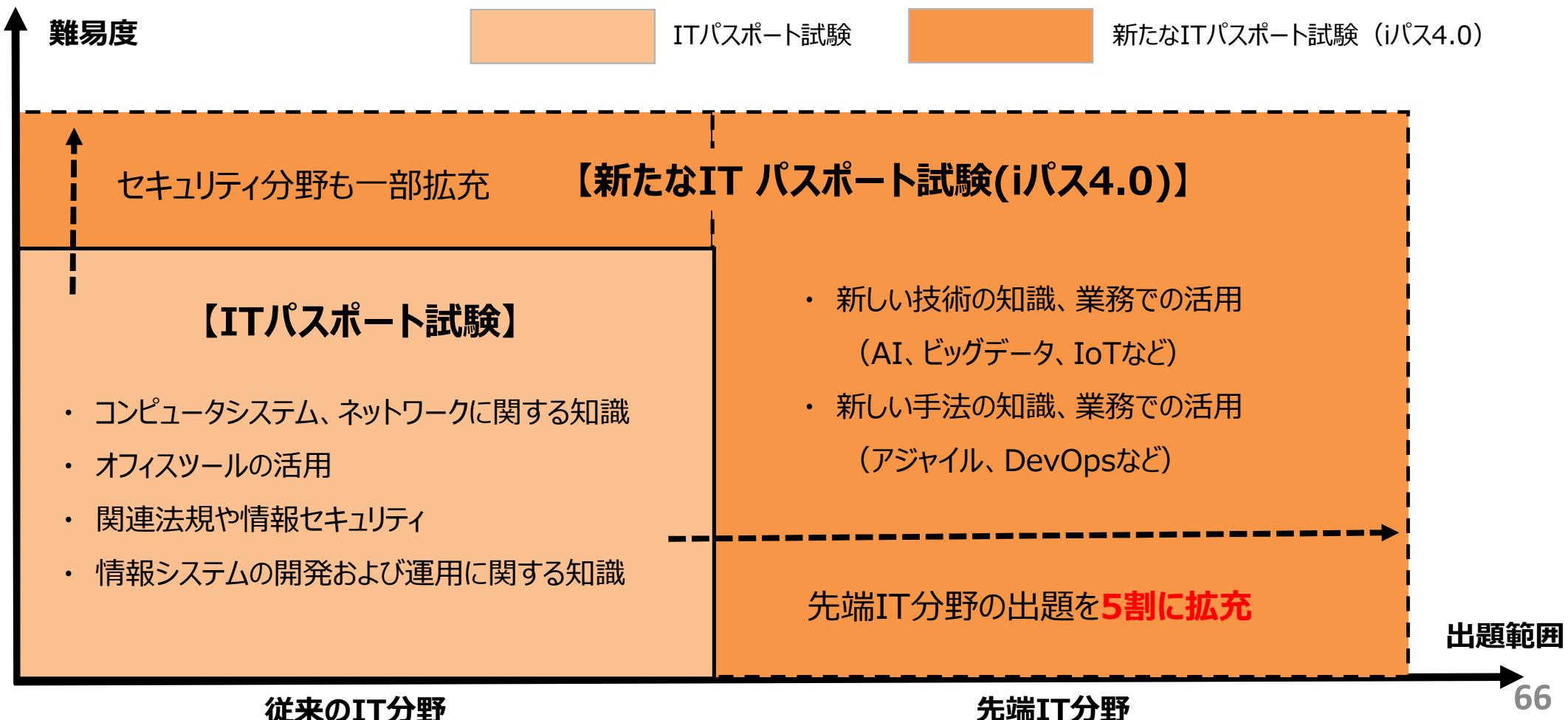


〔追加する主な項目・用語例〕

- 新しい技術や手法
 - AI（ニューラルネットワーク、ディープラーニング、機械学習ほか）、FinTech、仮想通貨、ドローン、コネクテッドカー、RPA（Robotic Process Automation）、シェアリングエコノミー、データサイエンス、アジャイル（XP（エクストリームプログラミング）、ペアプログラミングほか）、DevOps、チャットボット、IoTデバイス（センサー、アクチュエーターほか）、5G、LPWA（Low Power Wide Area）、エッジコンピューティングほか）など
- 情報セキュリティ分野
 - サイバーセキュリティ経営ガイドライン、不正のトライアングル、DLP（Data Loss Prevention）、ブロックチェーン、多要素認証、IoTセキュリティガイドラインなど

従来の試験と新たなITパスポート試験（iパス4.0）との関係

- 新たなITパスポート試験（iパス4.0）は、出題範囲を大幅に拡大し、先端IT分野についての出題を半分に引き上げるとともに、セキュリティ分野についても一部拡充を行うことで、内容を大幅に改訂



(参考) ITLS 1級との対比

- IPAにおいて、ITリテラシースタンダード（ITLS）の各要素と突合・整合し、新たなITパスポート試験（iパス4.0）は、ITLS 1級相当としている

【ITLS 1級】

① 世の中にどの様なITがあり、それぞれどのような機能・仕組みを有しているか、どのような場面で活用されているかについての理解

② 企業・業務の課題解決場面に有用なITを選定し、そのITを操作して目的に適う情報を取得・分析・表現し、課題解決に繋げる能力

③ ITを安全に活用するための情報セキュリティやコンプライアンスの知識

④ その他

【新たなITパスポート試験のシラバス】

12.経営管理システム、13.技術開発戦略の立案・技術開発計画、14.ビジネスシステム、15.エンジニアリングシステム、16.e-ビジネス、17.IoTシステム・組込みシステム、42.入出力デバイス、43.システムの構成、44.システムの評価指標、45.オペレーティングシステム、46.ファイルシステム、47.オフィスツール、48.オープンソースソフトウェア、49.ハードウェア（コンピュータ・入出力装置）、58.ネットワーク方式、59.通信プロトコル、60.ネットワーク応用

1.経営・組織論、2.OR・IE、9.経営戦略手法、10.マーケティング、11.ビジネス戦略と目標・評価、18.情報システム戦略、19.業務システム、20.ソリューションビジネス、21.システム活用促進・評価、36.データ構造、37.アルゴリズム、38.プログラミング・プログラム言語、39.その他の言語、50.ヒューマンインターフェース技術、51.インターフェース設計、52.マルチメディア技術、53.マルチメディア応用、54.データベース方式、55.データベース設計、56.データ操作、57.トランザクション処理

4.知的財産権、5.セキュリティ関連法規、労働関連・取引関連法規、7.その他の法律・ガイドライン・技術者倫理、61.情報セキュリティ、62.情報セキュリティ管理、63.情報セキュリティ対策・情報セキュリティ実装技術

3.会計・財務、8.標準化関連、
22.システム化計画、23.要件定義、24.調達化計画・実施、25.システム開発技術、26.開発プロセス・手法、27.プロジェクトマネジメント、28.サービスマネジメント、29.サービスサポート、30.ファシリティマネジメント、31.システム監査、32.内部統制
33.離散数学、34.応用数学、35.情報に関する理論、40.プロセッサ、41.メモリ

新たなITパスポート試験（iパス4.0）活用イメージ

- 新たなITパスポート試験では、新しい技術や手法についての知識を取得し、実際の業務での活用を推進できることを目標としており、**様々な分野において、先端ITの導入・活用を提案・推進できる人材**となることが想定される

■ 現行のITパスポート試験の受験に加え、新たな試験で導入する先端IT分野の知識も自発的に学び、企業において活用した典型例 ■

	イメージ	人物像	活用フェーズ
①	畜産業（農業組合法人）における、センサを活用した業務効率化の実現	事業部 Pさん	IT企画・導入
②	ハウスメーカーにおける、営業支援システム（SFA）の活用の推進	営業部 Gさん	IT活用推進
③	ゴムチューブ製造工場における、検査工程のIT化の推進	検査員 Bさん	効果的な提案

①畜産業

Pさんは農業組合法人であるE農場の事業部門の責任者である。飼育している親牛のお産の際は飼育員による介助が必要であるが、お産はいつ何時やってくるか分からず、親牛が産気付くのを24時間体制で監視していくなければならないことが課題であった。

IT化の必要性を常日頃感じていたPさんは、ITパスポート試験の学習を通して、様々な新技術を理解していた。IoTソリューションの事例からもヒントを得て、センサで取得した親牛の挙動からお産の兆候を検知し、離れた場所にいる飼育員に通知するという仕組みを考案した。

この仕組みの実現によって、確実な介助と飼育員の負担削減を両立し、経営の効率化を果たすことができた。



②ハウスメーカー

Gさんは中堅ハウスメーカーの営業部に所属している。このたび、最新のAIによるビッグデータ分析機能を有した営業支援システム（SFA）が営業部に導入された。しかし、多機能な反面、使いこなすことも難しく、多くの営業部員は活用できていなかった。

ITパスポート試験の学習を通して様々な新技術を理解していたGさんは、導入されたSFAに備わっているデータ分析機能の特徴、利点などを的確に把握することができた。そこで、自社の営業活動にとって効果的な使用方法をマニュアル化して営業部内に展開し、システム活用を推進した。

その結果、業績は右肩上がりとなり、貢献を評価されたGさんは、営業部のチームリーダーを任せられることになった。

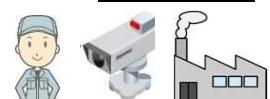


③ゴムチューブ製造工場

ゴムチューブを製造するQ工場では、熟練した検査員による目視検査によって高い品質を保っていた。経営者は事業規模の拡大を目指し、拠点の海外展開、生産量の増加という二つの経営方針を掲げたが、それらを推進するためには検査員の人数を増やすなければならない一方、検査ノウハウの継承は一朝一夕にはいかないということが課題となっていた。

検査部門のベテラン検査員であるBさんは、ITパスポート試験の学習を通して様々な新技術を理解していた。そんなBさんの噂を耳にした経営者は、「検査工程の一部又は全てをIT化することはできないだろうか」とBさんに相談した。Bさんは、最新のAI理論、画像認識技術などを駆使すれば自らの長年の経験と勘による検査と遜色ない検査品質を保てるであろうことを、経営者に対して分かりやすく説明した。

業務とITの両面を理解した上でのBさんの意見は経営者にとって大いに参考になり、新技術による検査システムの導入検討が開始した。これを契機に、Bさんは業務改善チームに抜擢され、現場リーダーとしてITを活用した業務改善に尽力している。



新たなITパスポート試験に対する企業の声

物流大手

- ・ 物流業界も新たな価値創造型産業への転換が求められている。
- ・ 物流業界に変革をもたらす新技術への投資を積極的に行い、自動運転による隊列走行、物流センターの自動化、AIを活用した物流ソリューション、ドローンの多目的活用などのテーマの実現及び付加価値の創出に向けて取り組んでいる。
- ・ 拡充版ITパスポート試験の普及によって、新技術に関する知識を有する人材の裾野拡大が図られることを期待。

証券大手

- ・ Finance(金融)とTechnology(技術)の融合によるFintech(フィンテック)などの先端技術をいち早く活用して、オープンイノベーションによる革新的な金融サービスを創造し、顧客志向で利便性が高く、安心・安全な次世代金融サービスの提供を図ることを目的として、多様なニーズにお応えする商品ラインナップの整備やビッグデータを活用した投資情報サービスの提供などに取り組んでいる。
- ・ また、AI等の最新の技術を駆使することにより、高度化と効率化を達成しながらパフォーマンスを向上させるなど、ITを活用した従業員の働き方改革も進めている。
- ・ ネット証券の重要な経営資源はシステムであり、ITに関する基礎知識は必須と判断し、全社的にITパスポート試験(iパス)を推奨している。
- ・ 拡充によって、新技術に関する知識をより習得しやすくなるのであれば、試験を活用する側にとってうれしいことと受け止めている。

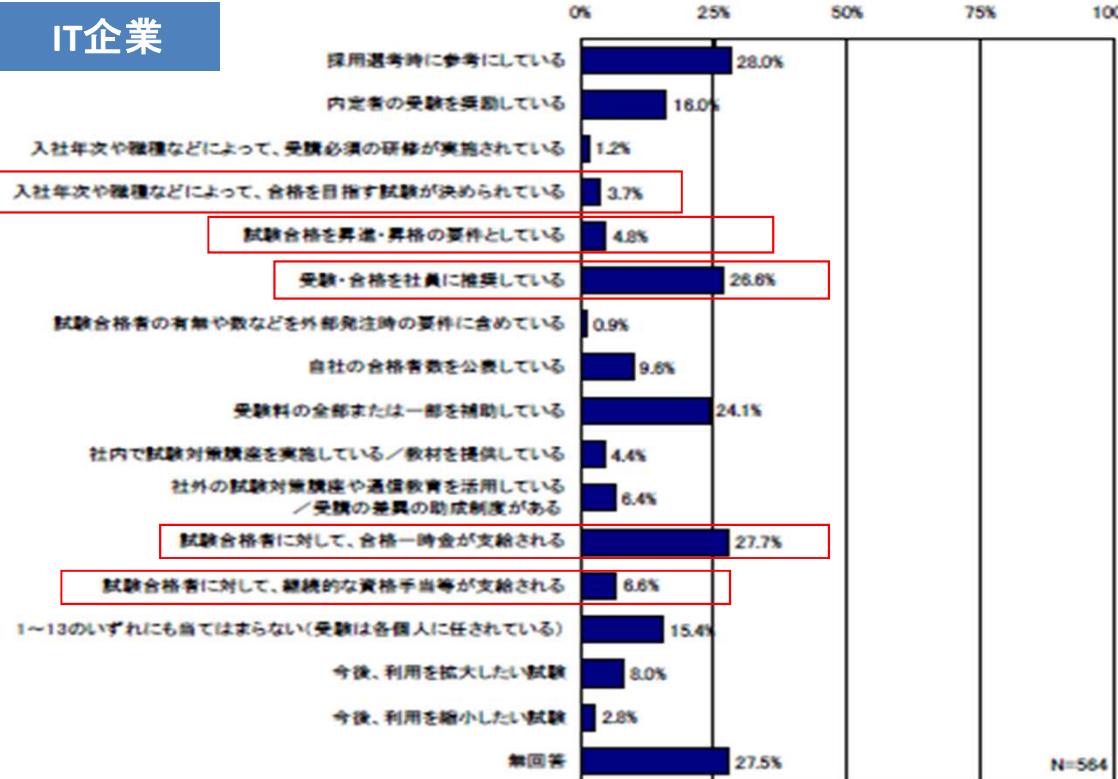
ガス大手

- ・ 地域密着の営業体制や技術力等の強みを活かしながら、IoT、AI、モバイルやビッグデータ活用等、デジタル技術の効果的な導入に向けて、積極的に取り組んでいる。
- ・ 具体的な事例として、LNG基地・発電所における故障予兆検知や運転・保守業務効率化、LPガス使用量データを活用した配送業務最適化、コールセンターへの音声認識技術導入による対応品質向上とオペレータ業務省力化があげられる。
- ・ デジタル技術を含めたITリテラシ向上にITパスポート試験が有効であると認識している。

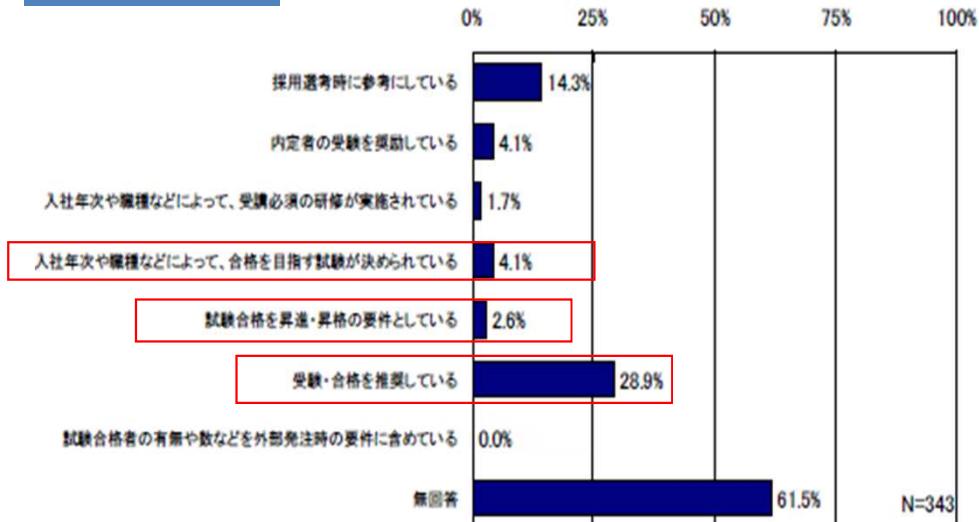
ITパスポート試験の活用について

- すでに企業においてITパスポート試験が活用されているが、第四次産業革命において社会・企業のニーズに合った内容に抜本改訂することにより、更なる活用を促していく

IT企業



ユーザ企業



(資料) IT人材白書 2013 (IPA)

人事制度への反映

- 現場のIT管理者となる「ITリーダー」を配置。この「ITリーダー」は、社内認定資格の【ITエキスパート】から選任され、【ITエキスパート】は独自のデータ分析研修や情報セキュリティ研修の受講のほか、IT利活用スキルとセキュリティスキルを幅広く習得できるITパスポート試験(国家試験)に合格することを要件としている。(鉄道)

取得の奨励

- オンライン証券の重要な経営資源としてシステムを重視しているほか、現在のIT社会においてITに関する基礎知識は必須と判断し、全社的にITパスポート試験を推奨し、全社員は試験の合格を勧奨。(証券)
- 様々なITシステムとの関わりがある金融機関にとって、ITに関する知識は必要不可欠であり、全社員を対象とした「公的資格取得報奨金制度」にITパスポート試験を指定している。(金融)

試験合格目標講座について

- 現在、民間教育事業者・大学・団体等で開講されている、ITパスポート試験の対策講座は42講座（通信講座を含む）※IPAにおいて、インターネットを活用して調査した結果
- また、4月から開始される新iパス4.0試験に向けた対策内容に、19年1月から順次各講座において対応予定

※IPAによるヒアリング結果（TAC、大原、リンクアカデミー）

新iパス4.0のプログラム内容① (例:TAC)

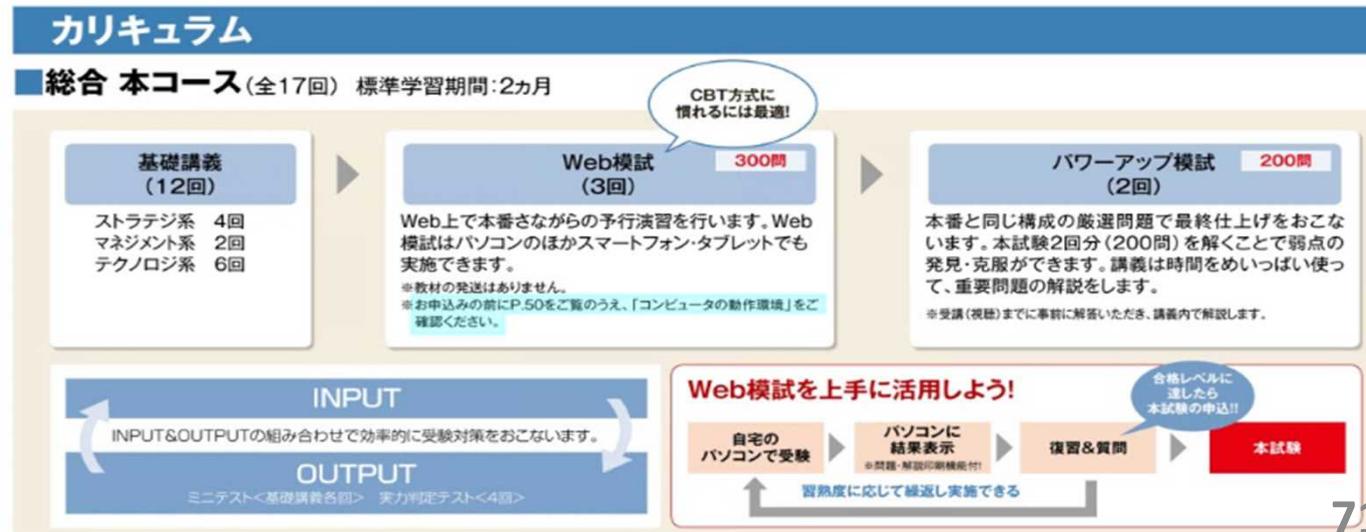
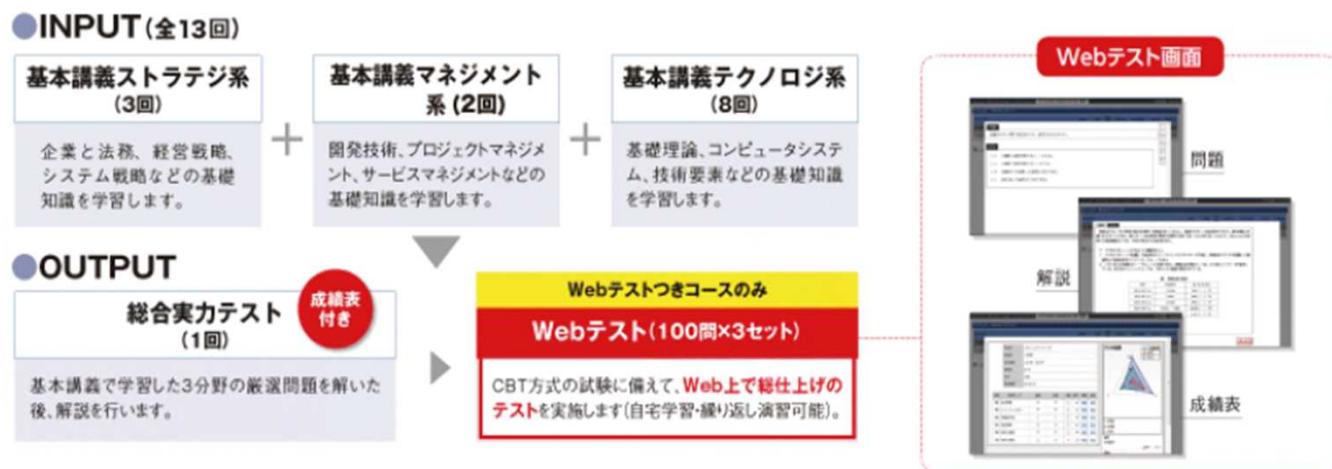
- 講座種別 : 通学、通信
- 学習期間 : 3ヶ月 (38.5時間)
※テスト時間を除く
- 講座内容 : 講義13回 + テスト
- 開始時期 : 19年2月から
- 料金 : 通学/web 25,000円、DVD 27,000円

※19年4月以前は現行プログラムの差分として対応

新iパス4.0のプログラム内容② (例:大原)

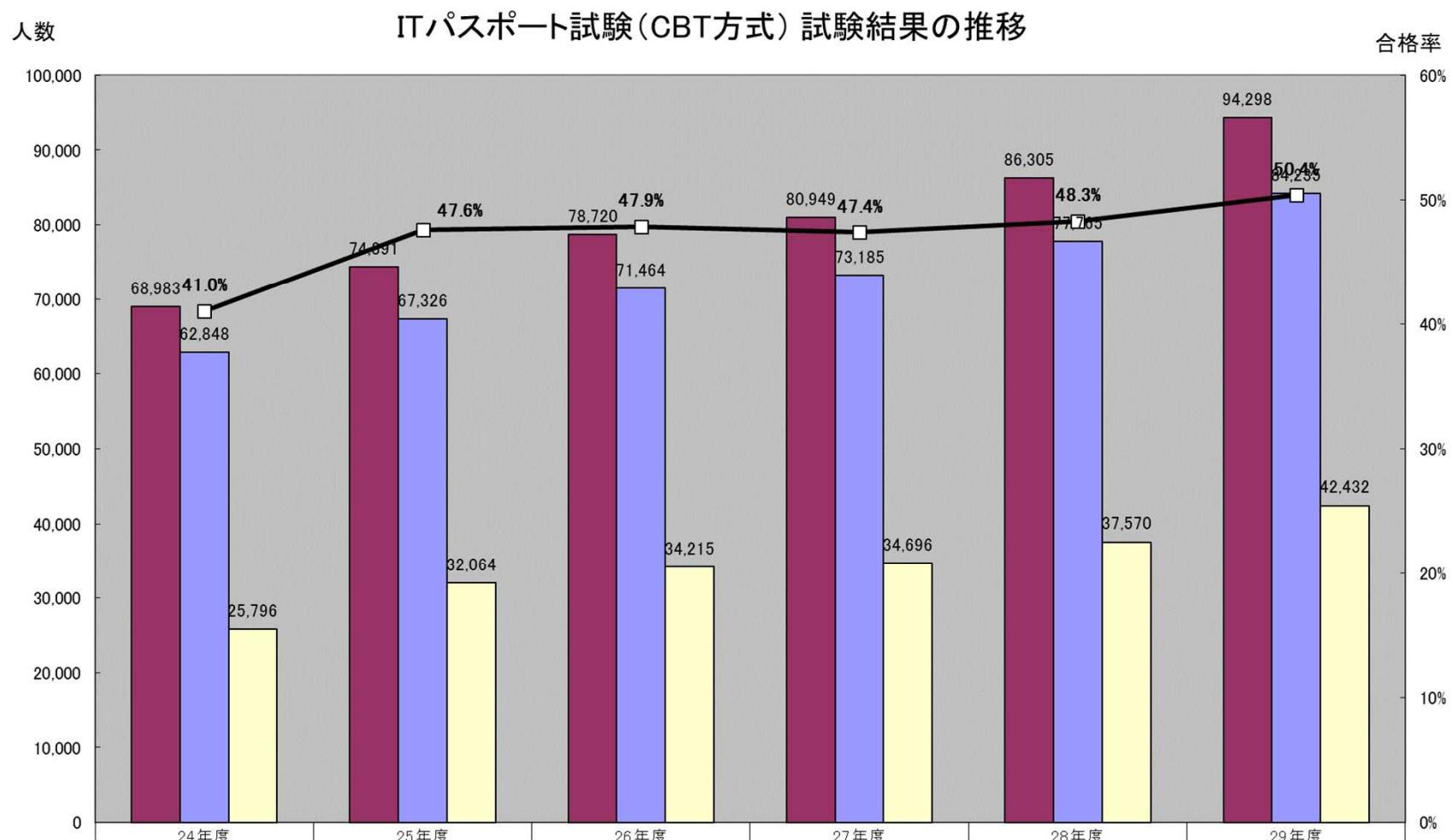
- 講座種別 : 通学、通信
- 学習期間 : 2ヶ月 (30時間)
※模試時間を除く
- 講座内容 : 講義12回 + テスト
- 開始時期 : 19年2月から
- 料金 : Web/ビデオ14,800円、通学21,400円

※19年4月以前は現行プログラムの差分として対応



ITパスポート試験の受験者数等について

- 2009年度の試験開始から2018年7月末現在までの応募者総数は約90万人、合格者総数は約39万人。CBT開始以降は、毎年8万人前後が受験
- 新たなITパスポート試験については、2023年度までに受験者数を50万人とすることを目標としている（社会人以外の受験者も含む）



1. 学び直しに関する国民の意識①（学び直しに適切な時間数）

文部科学省
作成資料

- 仕事上の必要性によって生涯学習を行った人が大学等での学び直しに適切だと考える時間数としては、60時間程度が最多。
- 大学などでの学習に期待する成果として以下を想定している人は、大学等での学び直しに適切な時間数を60時間程度とした人が最多。
 - ・特定分野の基礎的な知識を得ること
 - ・特定分野の先端的・専門的な知識を得ること
 - ・転職などのために必要な知識を得ること

○ 学び直しに適切な時間数

問 これから社会人として大学で学ぶとすれば、どの程度の期間や頻度が適當だと思いますか。
この中から1つだけお答えください。

■ 正規課程で学ぶこと ■ 120時間程度 ■ 60時間程度 ■ 40時間程度 ■ 30時間以下 ■ わからない

【過去1年間に生涯学習を行った人の学習動機】

仕事で必要性を感じたため



就職等で必要性を感じたため



勤務先などから勧められたため



【学び直しに意欲がある人の期待する学習成果】

特定分野の基礎的な知識を得ること



特定分野の先端的・専門的な知識を得ること



転職などのために必要な知識を得ること



学び直しに関する国民の意識②（学び直しに適切な時間数）

○過去1年間で生涯学習を行ったことがある人のうち、学習成果を仕事や就職の上で生かしていると回答した人の間では、大学等での学び直しに適切な時間数について60時間程度とした人が最多。

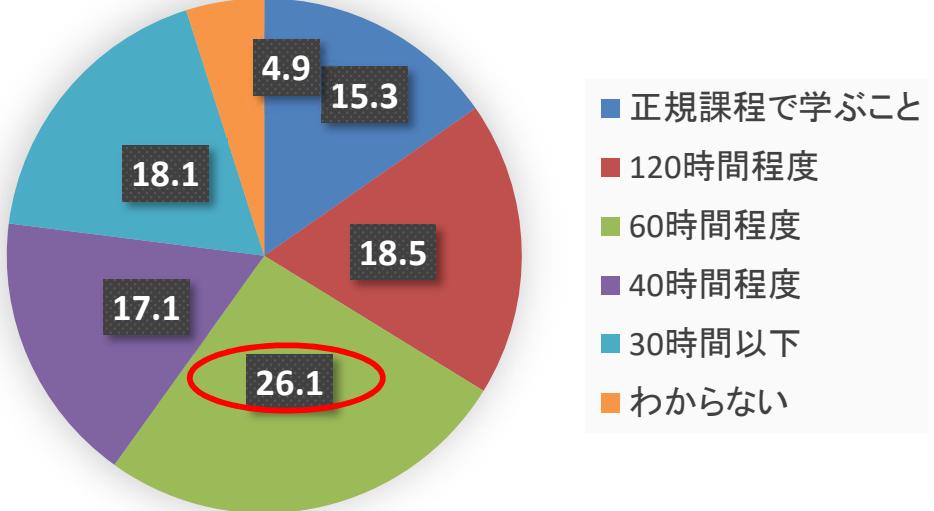
○生涯学習を行ったことがない人のうち、仕事が忙しく時間がないことを理由にあげた人の間では、大学等での学び直しに適切な時間数について60時間程度とした人が最多。

○ 学び直しに適切な時間数

問 これから社会人として大学で学ぶとすれば、どの程度の期間や頻度が適當だと思いますか。
この中から1つだけお答えください。

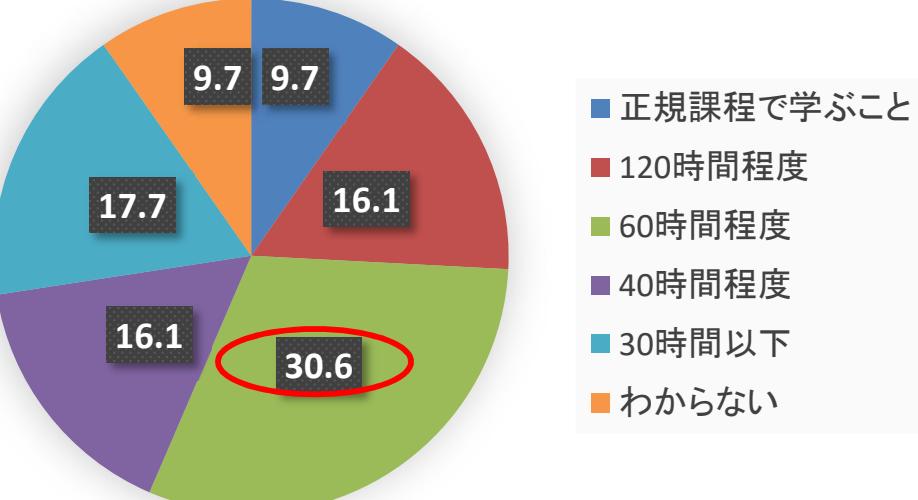
過去1年間で生涯学習を行ったことのある人

学習成果を仕事や就職の上で生かしている
(n=287)



今まで生涯学習を行ったことのない人

仕事が忙しくて学習の時間がない (n=62)



学び直しに関する国民の意識③（学び直しに適切な時間数）

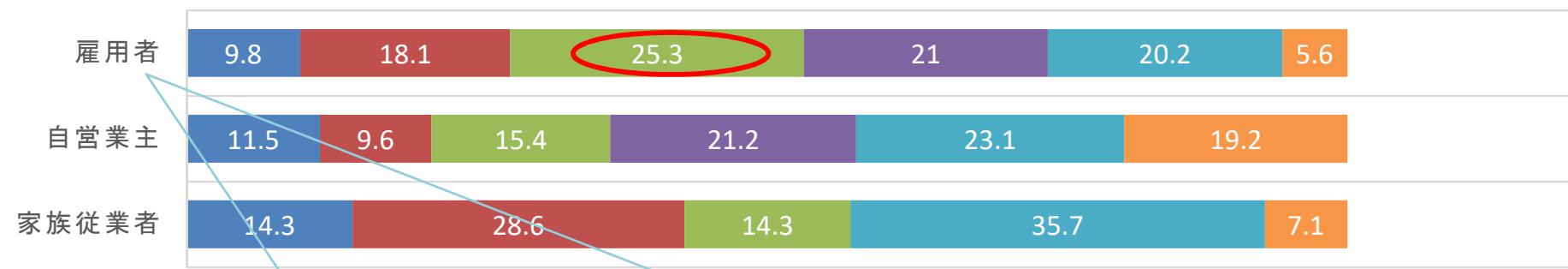
○従業上の地位が雇用者である人については、大学等での学び直しに適切な時間数を60時間とする割合が最多。

○雇用者のうち、「管理職/専門・技術職/事務職」の全ての区分について、大学等での学び直しに適切な時間数を60時間とする割合が最多。

○ 学び直しに適切な時間数

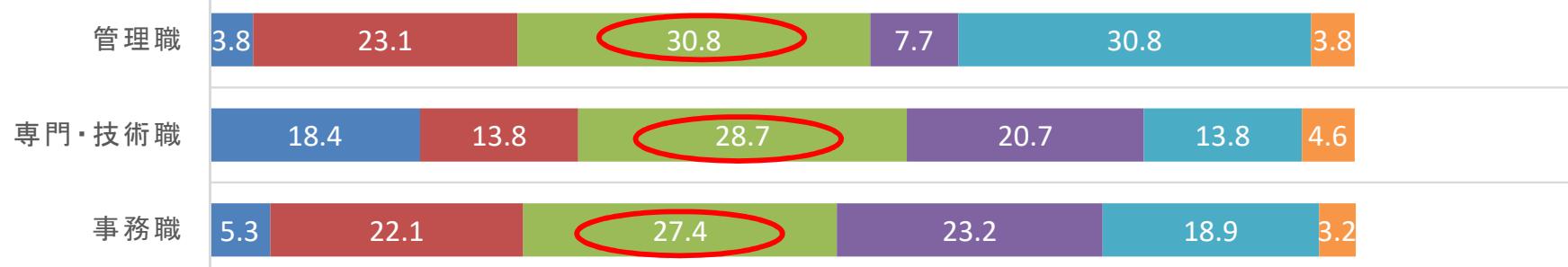
問 これから社会人として大学で学ぶとすれば、どの程度の期間や頻度が適當だと思いますか。
この中から1つだけお答えください。

■ 正規課程で学ぶこと ■ 120時間程度 ■ 60時間程度 ■ 40時間程度 ■ 30時間以下 ■ わからない



雇用者内訳

■ 正規課程で学ぶこと ■ 120時間程度 ■ 60時間程度 ■ 40時間程度 ■ 30時間以下 ■ わからない



「専修学校におけるキャリア形成促進プログラム」のうち短時間（60時間以上120時間未満）のものを想定した場合のイメージ

下限時間数引き下げのねらい

キャリア形成促進プログラム（120時間以上2年未満）

プログラム受講生のこれまでの学習歴・業務経験等を基盤とした上で、必要なエッセンスを体系的かつ効率的に習得できるよう抽出したカリキュラム



認定要件である修業年限の下限を引き下げ

短時間（60時間以上120時間未満）

プログラム受講生の在籍する企業等においてキャリアアップに必要なエッセンスを短期集中で効率的に習得できるよう抽出したカリキュラム

【目指す人材像】

○現場のリーダー層（例：測量等にドローン技術を活用できる人材）

修業年限以外の認定要件は共通

教育課程編成委員会

専攻分野に関する企業等との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行う会議を年に2回以上開催。

学校関係者評価委員会

企業等の役員又は職員が参画する会議において、学校関係者評価を実施し評価結果を公表。

平成30年8月：大臣認定制度創設
平成31年1月：初回認定実施

(図1)



履修証明制度の下限時間数引き下げ

- ・学び直しの障害要因
⇒1年未満の短期間で学べる教育プログラムが少ない
- ・履修証明制度等の改善点：
⇒総授業時間数がより短時間での修了が可能な制度とすべき
- ・大学等の社会人向けプログラムにおける募集定員の充足率
61～90時間：87%、121時間以上：56%（図1参照）

平成30年度中：学校教育法施行規則改正（予定）

=履修証明制度の下限を現行の120時間から60時間へ引き下げ

【期待される効果】

- ・大学・専門学校等による従来より短期の教育プログラムの供給を促し、社会人の短期の学び直しニーズに対応。
- ・学び直しプログラムの多様化を促す。

一定以上の実践的授業

企業等と連携して行う授業、インターンシップ、その他の実践的な方法による授業がカリキュラム全体の5割以上を占める。

教員研修

企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に実施。

「専修学校における60時間以上120時間未満の社会人等向けプログラム」の具体的な例

建設分野におけるドローン技術活用講座【60時間】

1 プログラム概要

- 測量技術者や土木施工技術者向けに、今後、運輸、報道、エンターテイメント等を含め、**活用領域の一層の拡大が見込まれるドローンについて、飛行理論、関連法規等の専門知識や運航・撮影・データ処理等の技能等を短期間で集中的に習得**することで、建設分野等での事業運営上のドローン活用のリーダー等として**中心的役割を発揮できる人材育成**を目指すプログラム。
- 飛行申請から収集データの3D処理とその活用までの一連の過程を企業内実習を交えることで、**実践的能力習得が可能となるカリキュラム**。
- 全日土曜日(10:00~17:00、休憩1時間)コースの場合、期間は4ヶ月。(全授業時間は60時間。)**

2 企業連携の取組内容

- 測量・インフラ(橋梁、トンネル、ダム等)メンテナンス関連企業と連携し、GPSを搭載したドローン技術と関連させながら習得。
- 空撮・イベント映像の製作会社と連携し、撮影技術や撮影のための知識等、映像に関する知識も習得。
- プログラミングを用いて**飛行計画やエンターテイメントショーを行う**企業と連携し、ドローンとプログラミングの技術を習得。

4 カリキュラム内容

- 全60時間中、**ドローンの関連法規の理解**及び**飛行申請、構造・操縦・点検方法の理解**、**収集データの3D処理**、**手動・プログラミングによるドローンへの飛行指示(天候等に応じた対応について要熟練)**等の**演習・実習**が、企業連携のものも含め48時間。
- 授業内容は一般社団法人日本UAS産業振興協議会が認定する2つの**民間資格取得を目指す内容**にも準拠しており、これら**資格取得**にも結び付くもの。
- 企業と連携した演習・実習の他に、6時間は**企業内実習**(インター)で**職業体験**し、3時間は**先進企業を訪問し、最先端の取組みを知る**。

3 主な対象者

- 建設・測量関係企業で、**インフラメンテナンスや設計、測量**を主な業務としている**技術者(関連資格保有者)**であって、これまでの**専門知識や専門技術**と**ドローンの先端・知識・技能**を組合せた**複合的なスキル**を身につけた、**ハイブリッド型の技術者**として**キャリアアップ**を目指す者。

5 受講の効果・成果

- 受講者の多数は、建設・測量技術者としての職務経験・関連資格(建築士、施行管理技士、測量士等)を有する者。かかる資格保有者で、子育てによりキャリアが中断、再就職を希望する者もいる。
- 建設分野でGPSを搭載したドローンを活用したリアルタイムな測量等は、**人材不足が顕著な分野**であり、建設系の技術に加え**ドローン技術**を持ち、建築設計時に**3Dデータの活用**や**災害時の被害状況調査**ができる**技術者の需要は極めて高く、キャリアアップ効果が見込まれる**。
- 受講者の在籍する企業の立場でも、**生産性・競争力の向上に寄与を期待**。

「専修学校における60時間以上120時間未満の社会人等向けプログラム」の活用イメージ

ドローン技術活用講座では、**活用領域の一層の拡大が見込まれるドローンについて**、飛行理論、関連法規等の専門知識や運航・撮影・データ処理等の技能等を**短期間で集中的に習得**することで、**事業運営上のドローン活用のリーダー等として
中心的役割を発揮できる人材を育成**することを想定。

受講者像	①基準点測量の技術者 Kさん	②離職中の元映像技術者 Sさん
活用イメージ	迅速かつ正確な測量及びデータ処理技術の習得により、効率的な設備点検や速やかな災害復旧に貢献。	新たな撮影技術やデータ処理技術の習得により、高度な映像表現が可能に。
企業・個人の課題	Kさんの勤める測量会社は、道路や河川等において基準点測量等を行う会社で、公共工事などを受注していた。近年多発する地滑りや堤防の決壊等に予防・事後対応するために、測量に関する新たな技術の習得が求められており、速やかな災害復旧のために、迅速かつ正確な測量技術の獲得が課題となっていた。	TV映像の製作会社に勤務していたSさんは、結婚を機に子育てに専念し、専業主婦となった。会社では、スタジオなどで撮影した映像にテロップの挿入、人物などの撮影を行っていた。しかし、離職中の期間が長くなり職場への復帰が難しくなっていた。
講座で得たこと	基準点測量を行う技術者のKさんは、立ち入り困難な場所や災害時の危険な測量には、ドローンによる新しい測量技術を学ぶ必要性を感じ、ドローン技術活用講座を受講してドローンに関する知識や技術を習得した。ドローンの申請から操縦までを一通りえる人材が社内にいることで、緊急性のある事案に対しても速やかに対応できるようになった。	離職してから5年が経ち、現場に戻ることを考え、映像処理などの技術を活かしてドローン撮影の技術、データ処理、3Dモデルの作成技術を習得したいと考えた。そこで、ドローン技術活用講座を受講し、立ち入り困難な場所等における新たな撮影技術やデータ処理技術を習得した。
講座の成果	インフラの老朽化が進み、また災害が多発する我が国では従来の測量とドローンによる測量ができるハイブリッドな人材の確保が急務であることから、Kさんは測量部門の責任者に抜擢され、新規事業の開発や新技術の導入などの業務に尽力することになった。地域の守り手としてこの地域での企業イメージのアップとなり、業務の確保につながっている。	映像処理技術や撮影技術に加えて、複合的な技術を持ち、高度な映像表現が可能な専門人材として復職しやすくなった上に、復職後しばらくしてから新たな撮影技術とデータ処理を推進する現場責任者を任せられることになった。

3. 大学における短期かつ魅力的なプログラムの必要性

①事業者・大学のニーズ

夜間や休日など社会人に配慮した時間帯での開講や
短時間で修了できるコースに事業者の高いニーズ

社会人に配慮した時間帯
での授業開講 **44%**

短時間で修了できるコース
の充実 **36%**

インターネット等による授業
の整備 **31%**

授業料を安く設定すること
25% 事業者へのアンケート
<今後、大学等に教育環境面で特に実施してほしいこと>

結果の出典:社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究
(平成27年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業)

多くの大学が、履修証明プログラムの評価向上とともに、
短時間での修了を可能とする制度を希望

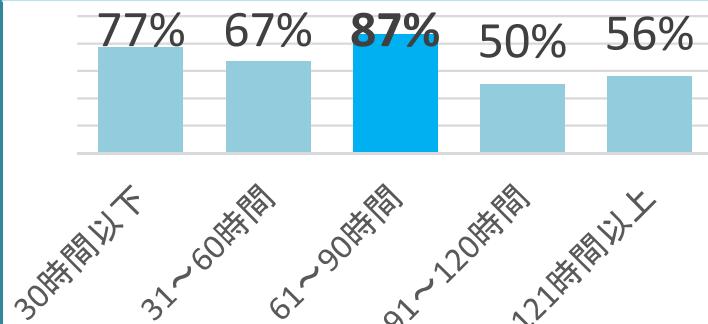
社会的認知度・評価の向上 **43%**

修了者の企業等における待遇改善 **30%**

法令で規定されている総授業時間数
(120時間以上) の短時間化 **20%**

②大学における開講状況

社会人に最もニーズがあると認められるのは、授業時
間が61～90時間の講座



社会人向けプログラムの定員充足率
<文部科学省調べ>

現在、大学で開講されている社会人向け講座の
多くは授業時間が120時間以下

主に社会人を対象として、職業に必要な能力の向上や
資格の習得を目的としたプログラムの提供状況

学び直しを目的とした公開講座数のうち
38%が50～120時間

専門教育訓練給付制度の対象となる正規課程や履修証
明プログラムを除けば **77%が120時間以下**

大学へのアンケート

120時間未満の短期プログラムの供給により、より幅広い社会人のニーズに応えることができる

「職業実践力育成プログラム」(BP)認定制度の改善について

— Brush up Program for professional —

 文部科学省

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを

「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定（平成30年4月現在222課程）

<目的> プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程及び履修証明プログラム
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上（5割以上を目安）を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている

①実務家教員や実務家による授業

(専攻分野における概ね5年以上の実務経験) (課題発見・解決型学修、ワークショップ等)

②双方向若しくは多方向に行われる討論

③実地での体験活動

(インターンシップ、留学や現地調査等) (企業等とのフィールドワーク等)

④企業等と連携した授業

- 受講者の成績評価を実施 ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表（修了者の就職状況や修得した能力等）
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備（週末・夜間開講、集中開講、IT活用等）

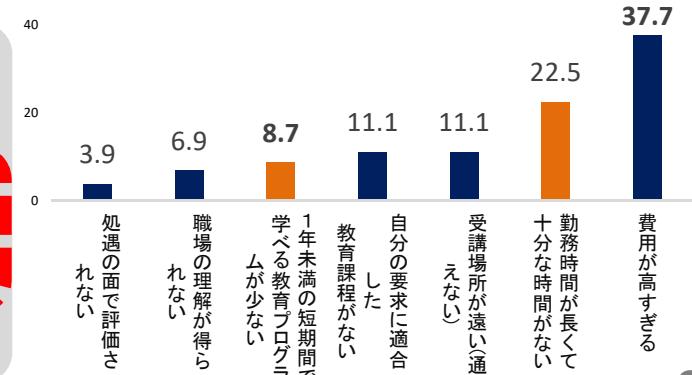


今後、リカレント教育を一層推進していくためには、受講しやすい環境を整備することが必要であり、**短期間で修了できるプログラムのニーズが高い**

履修証明制度（※）について、最低時間数を「120時間以上」から「60時間以上」に見直し、より短時間のプログラムについてもBP認定の対象に

→ 社会人の多様なニーズに応えるリカレントプログラムの推進

*主に社会人を対象とする正規の課程以外の教育プログラムのうち、一定の要件を満たすもの（履修証明プログラム）について、修了者に対して、学校教育法に基づく「履修証明書」を交付できる制度



理学療法士臨床ブラッシュアップコース【76時間】

1 プログラム概要

- 生涯学習センターにおいて保健医療技術学部と連携開催する講座として平成18年度から開設。
- 1年コースA・1年コースB・ウィークエンドコースがあり、いずれも講義と実習を含み、1つのテーマについて深く理解し、臨床に繋げることを目的としている。
- 受講時間は、3コース合計で76時間。費用は11万円。定員は、それぞれのコースで26名としている。



臨床で使用するベッドを2名につき1台で使用して、実践的かつ手厚い学びを推進

2 企業連携の取組内容

- リハビリテーション医療の現場で必要とされる知識や技術を修得する。
- 総合病院の主任や、リハビリテーション病院の技師長など、経験豊かな実務家教員による授業を複数設け、実践的な技能も身につくプログラムとしている。

3 主な対象者

- リハビリテーション医療の現場で不可欠な専門知識や技術を必要としている現職理学療法士及び作業療法士。
- 上記の他、ライフィベント等により一旦離職したが復職を目指している方、リーダーとして現場を牽引する立場にある（なる）方など。

4 カリキュラム内容

- 上肢、体幹、頭頸部、頸、下肢などに関して、体の構造や運動機能の基礎知識と、それらを踏まえた最新かつ実践的なりハビリテーションの方法論や技術を修得する。
- 加えて、臨床の最新情報とより高度な専門知識や技術を有する実務家教員等によるプログラムを多数盛り込んでいる。
- また、臨床の場で活用できるように、講義と実習を組み合わせたプログラムとしている。

5 受講の効果・成果

- 最新の情報や高度な知識、技術を身に付けることができるプログラムとして評価が高い。同じ職場からの受講者も多い（病院施設等の卒後研修等としても利用されている）。
- 受講者同士、あるいは講師との情報交換やネットワーク形成により、他の地域における現状や動向等についての情報共有がなされ、修了者が職場に戻った際の職場全体の技術向上や業務改善等に役立っている。

「大学における60時間以上120時間未満の社会人等向けプログラム」の活用イメージ

「理学療法士臨床ブラッシュアップコース」では、経験豊かな実務家教員（総合病院の主任やリハビリテーション病院の技師長など）による授業により理学療法士としての実践的な技能を身に付けるとともに、現在のリハビリテーション医療の現場で必要とされる多岐にわたった知識や技術を習得する。

受講者像	理学療法士 Aさん
活用イメージ	最新情報とより高度な専門知識や技術を獲得し、実際に勤務している病院での臨床に繋げる。
企業・個人の課題	Aさんは、〇〇病院の外来リハビリテーション部門の理学療法士として勤務していた。整形外科医より、歩く時に膝関節痛が出現する患者さんの症状を緩和させて欲しいと運動器リハビリテーションの依頼を受けた。Aさんは早速、患者さんの膝関節周辺に対して運動療法を施行し、即時的に膝関節痛の症状を緩和させることはできたが、患者さんは症状の再発を繰り返していた。Aさんには、歩く時の膝関節痛の原因となる不適切な姿勢・動作を十分評価（観察）することができない課題があった。
講座で得たこと	Aさんは、臨床ブラッシュアップ講座の1年コースを受講した。受講することで、体系的に姿勢・動作分析の知識を得ることができ、患者さんに提供する運動療法の技術を向上させて症状を改善させることができるようになった。
講座の成果	Aさんは理学療法士としての運動療法の技術をさらに自分自身で向上させることができるようにになり、〇〇病院のリハビリテーションの教育部門のリーダーを任せることになった。また書籍の分担執筆（新ブラッシュアップ理学療法、ヒューマンプレス）の一人として任された。書籍の執筆がきっかけとなり、他病院からも運動療法の技術の教育をして欲しいと依頼を受け、研修会の講師を任されることが多くなり、理学療法士として社会での活躍の幅を広げる成果をあげている。

指定基準について

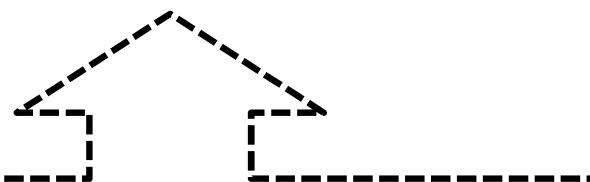
特定一般教育訓練の検討対象となる講座の指定基準の考え方

現行一般教育訓練給付における指定基準

目標資格の受験率：50%以上
合格率：全国平均の80%以上

※ただし、学位等の取得を訓練目標とするもの、博士課程、養成課程はこの限りでない。

※一般教育訓練給付における「受験率」は修了者に占める受験率。



特定一般教育訓練の検討対象となる講座の指定基準に係る論点

- ✓ 多様な講座に共通的に適用可能な、客観性を備えた講座の評価指標としては、就職・在職率、目標資格の受験・合格率（資格に紐付いた講座に限る）に概ね限定されるのではないか。
- ✓ 評価の水準については、高率給付の対象として、現行専門実践教育訓練給付の講座要件を参考し検討・設定することが適当ではないか。
- ✓ 受験率・合格率の具体的な算定方法等については、一般教育訓練給付の指定講座の実態も踏まえたものとする必要があるのではないか。

専門実践教育訓練給付における指定基準

1 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

目標資格の受験率：80%以上 合格率：全国平均以上 就職・在職率：80%以上

2 専門学校の職業実践専門課程等（キャリア形成促進プログラムを含む）

就職・在職率：80%以上

3 専門職大学院

就職・在職率：80%以上（法科大学院については司法試験合格率：全国平均以上）

定員充足率：60%以上

認証評価（機関別評価及び専門職大学院評価）において適合相当

4 大学等における職業実践力育成プログラム

就職・在職率：80%以上

（+ 大学院における正規課程にあっては、定員充足率：60%以上）

5 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

目標資格の受験率：80%以上 合格率：全国平均以上 就職・在職率：80%以上

6 第四次産業革命スキル習得講座

就職・在職率：80%以上

7 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程

就職・在職率：80%以上 定員充足率：60%以上

認証評価（機関別評価及び分野別評価）において適合相当

※下線は平成31年4月から適用（予定）

※専門実践教育訓練給付における「受験率」は入講者に占める受験率、「就職・在職率」は入講者に占める就職・在職率。

(参考) 指定基準による縮減率

課程類型ごとの専門実践教育訓練指定状況

※当該課程類型に該当する講座の数に占める指定講座数は、指定を受けていない理由は様々であるものの、
指定基準でどの程度絞り込まれているかを推認するための参考。

	当該課程類型に 該当する講座の数	30.4.1時点の指定 講座数	指定を受けていない理由 (教育訓練機関からの要望等)
① 業務独占・名称独占資格 の養成課程 (例)	—	1,180	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修了者の資格合格率が全国平均以下である ○ 資格を取得するために必要な最短の課程でない（例：4年制大学の保育士養成課程） ○ 最短の課程であるが、4年間の通学を要する（例：定時制の看護師養成3年課程、管理栄養士の養成課程） ○ 就職・在職率が80%以下である（※長期履修者や大学等への進学者等の存在など、訓練の質とは異なる理由により要件を満たすことが困難な場合も存在）
	看護師養成課程 1,090 (平成29年4月時点)	233	
	介護福祉士養成課程 406 (平成29年4月時点)	121	
	保育士養成課程 669 (平成29年4月時点)	73	
② 職業実践専門課程	2,885 (平成30年2月時点)	742 (※※)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3年制・4年制の課程である ○ 就職・在職率が80%以下である（※につき同上） <p>※※第1類型として指定を受けている講座が、一定数存在する。</p>
③ 専門職学位課程	173専攻 (講座数不明) (平成29年4月時点)	63専攻 (77講座)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 司法試験合格率・定員充足率要件を満たしていない（法科大学院） ○ 開講したばかりの講座について、指定申請の前提となる過去実績がない
④ 職業実践力育成 プログラム	222 (平成30年4月時点)	94	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開講したばかりの講座について、指定申請の前提となる過去実績がない ○ 就職・在職率が80%以下である（※につき同上）
⑤ 高度IT資格の取得を目標 とする課程	正確な把握は困難	12	<ul style="list-style-type: none"> ○ ITSSレベル4相当の資格を目標とする課程に係る指定要件緩和（H29.10指定より適用）を受けた申請準備途上である
⑥ 第四次産業革命スキル習 得講座	正確な把握は困難	16	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済産業省が制度創設（H29.7）をしてから間もなく、申請準備途上である（H30.4指定より適用）

質保証・検証について

新たなITパスポート試験合格目標講座・文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラムの質保証・検証の具体的方法

- 新たなITパスポート試験合格目標講座、文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム（60時間以上120時間未満の職業実践力育成プログラム・キャリア形成促進プログラム）については、いずれも、構想どおりの講座開講に至った場合、人づくり革命基本構想に示された「ITスキルなど、キャリアアップ効果の高い講座」としての質を満たすと見込まれ、また、教育訓練給付の拡充により求められる、対象講座全体としての量的カバレッジ・バリエーションの確保にも寄与するものと期待。
- 他方で、新たなITパスポート試験合格目標講座については、試験としても講座としても、純粋な祖型が存しないこと、短時間の職業実践力育成プログラム・キャリア形成促進プログラムについては、資格受験・合格の観点での講座の質保証が叶わないこと、また、両者共通して、在職者が受講受給者の多数を占めることが見込まれ、離職者の就職実績という観点での十全な講座の質の事前・事後の検証が困難と考えられること等から、課程類型共通の講座の要件に加え、これら課程類型独自の講座指定基準の設定やその運用、制度適用前後の検証等の仕組みを設定することで、厳格な質保証を期すことができると考えられるものであり、質保証・検証の具体的方法（案）は、以下のとおり。

①厚生労働省としての指定基準の設定により除外される講座例によるもの

課程類型固有の指定基準等によるもの

②制度適用前の検証

③制度適用後の検証

新たなITパスポート試験合格目標講座

- 講座時間数が30時間未満のもの（例：直前試験対策講座）
- 受験率80%、合格率全国平均以上、いずれかを満たさないもの（試験合格パフォーマンスが一定水準以下のもの）
- 就職・在職率80%未満のもの（例：就職・キャリアアップ以外の目的の受講者が相当数にのぼる講座等）

*講座ごとの個別の独自の人材像・キャリアアップ効果が存するものではないので、右記のような課程類型独自の指定基準を設定することは馴染まないが、経済産業省、試験実施主体のIPAに、試験合格者のキャリアアップ成果に係る事例等の情報収集・公開について要請する

新たなITパスポート試験開始（平成31年4月）後一定時期に、試験の受験・合格実態、講座との関連等について把握・報告の上、実質的な適用を開始

*実質的な適用開始時期について、この検証等に必要な期間等を勘案の上決定

適用開始後、1年後を目途に、受講受給者の属性、修了者の就職・定着の状況、キャリアアップ効果の事例等について検証を計画（特定一般教育訓練の対象講座全体については、適用開始から2年後を目途に検証を計画）

短時間の職業実践力育成プログラム（BP）・キャリア形成促進プログラム

- 就職・在職率80%未満のもの（例：就職・キャリアアップ以外の目的の受講者が相当数に上る講座等）

- 修了者のキャリアアップ成果やその事例、在職・採用企業側の評価等の情報開示を行わない（乃至虚偽の情報を開示する）もの
- 習得を目指す実践的職業能力の対象職業や、受講者層の特性に応じたキャリアアップ上の効果を明確にしない、乃至、プログラム内容と整合しないもの

*平成31年10月適用開始を予定（他の対象課程類型と同様）